三井住友信託銀行 100th Anniversary

2024年10月1日現在

考えてみよう！
これからのマネープラン

お客さまによって
人生の価値観や目的、
歩み方はそれぞれ異なります。

三井住友信託銀行は、
お客さまの人生に寄り添う
ベストパートナーを目指します。

今後のマネープランを
一緒に考えてみませんか？

人生100年時代のライフプラン
ライフプランを考えてみましょう …… P3

私たちを取り巻く環境
収支バランスの変化 …… P5
資金不足の可能性 …… P7

お金の色分け
お金を色分けしてみましょう …… P9
ふやす …… P11
そなえる …… P17
のこす …… P25

お金に関する基礎知識
各世代のライフイベントに関するお金 …… P31
公的年金 …… P35
企業年金 …… P39
個人型確定拠出年金（iDeCo） …… P41
NISA制度 …… P43
（ご参考）制度のポイント …… P45
相続税 …… P47
生前贈与 …… P49

三井住友信託銀行の取扱商品・サービス …… P51

出所 …… P75

注意事項 …… P77

三井住友信託銀行の
お客さま本位の取組状況 …… P81

ライフプランを考えてみましょう

長い人生にはさまざまなライフイベントがありま す。
ご自身のこれからのライフイベントをもとに、ライ フプランを考えてみましょう。

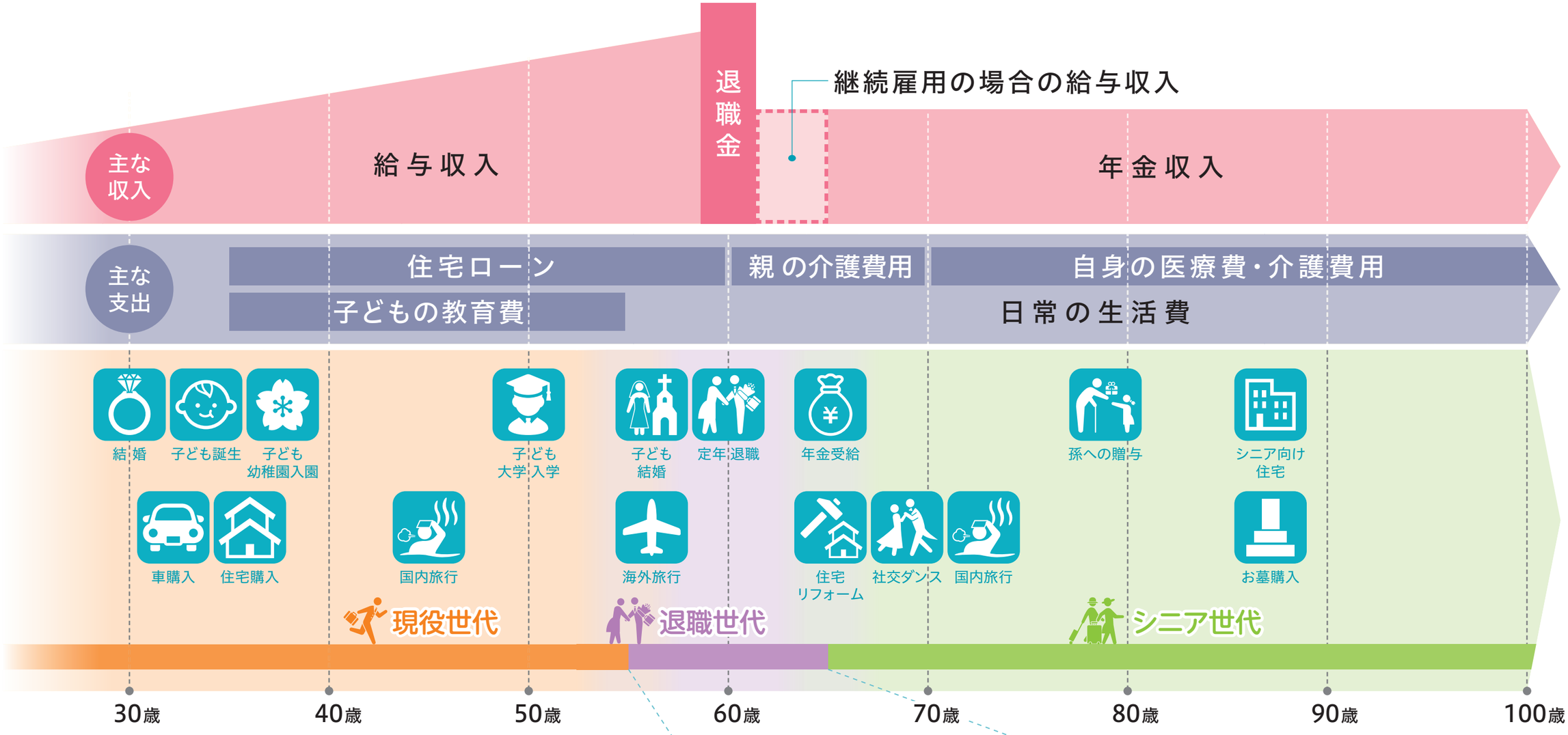

各ご世代のお悩みを
まとめた資料も
ご用意しております！

三井住友信託銀行
コンサルティングプラン

私たちを取り巻く環境 ～収支バラン スの変化～

現役世代　退職世代　シニア世代

収入　取り巻く環境は変化し、収入と支出のバ ランスをとることが難しくなっています。　支出

低金利環境下では、定期預金での収入はあまり見込めません

◆定期預金金利の推移（1990年1月～2024年6月）

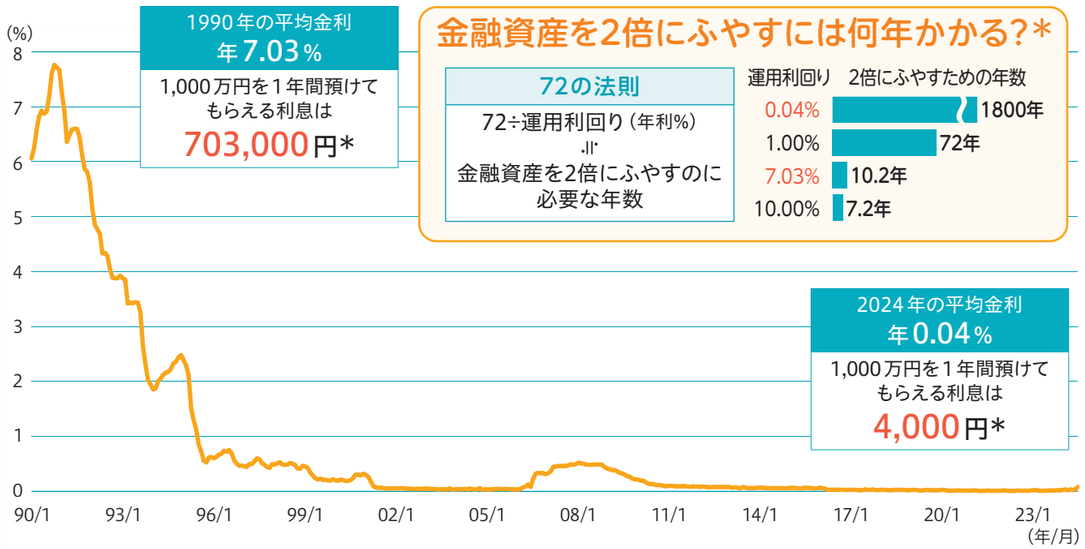

金融資産を2倍にふやすには何年かかる?*

72の法則

72÷運用利回り（年利%）
.II'
金融資産を2倍にふやすのに必要な年数

運用利回り	2倍にふやすための年数
0.04%	1800年
1.00%	72年
7.03%	10.2年
10.00%	7.2年

＊税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。

少子高齢化に伴い、年金収入も減少する可能性があります

◆公的年金受給者と現役世代の割合＊

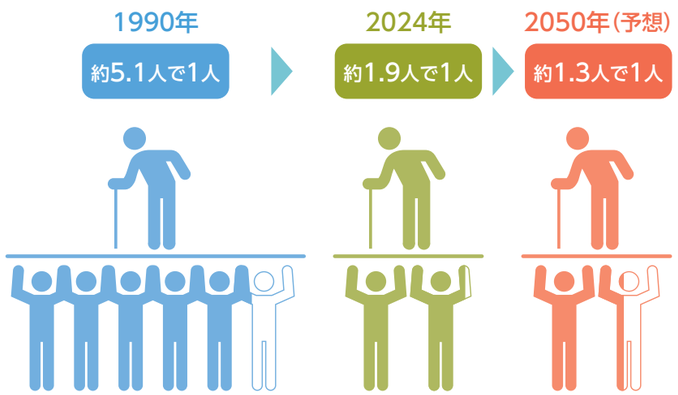

＊20～64歳を現役世代、65歳以上を年金受給者として算出。

◆マクロ経済スライドによる調整

将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、年金給付水準の伸び率は物価の伸び率よりも低く抑えられます。

【イメージ図】

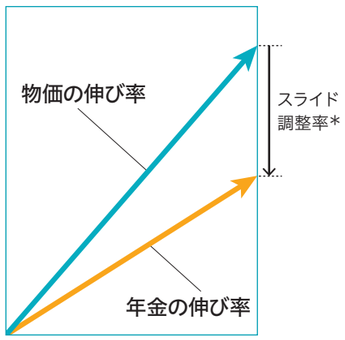

＊賃金や物価の伸び率から、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出。

税金や医療費・介護費用などの支出増加にそなえる必要があります

◆消費税率（付加価値税率）の国際比較

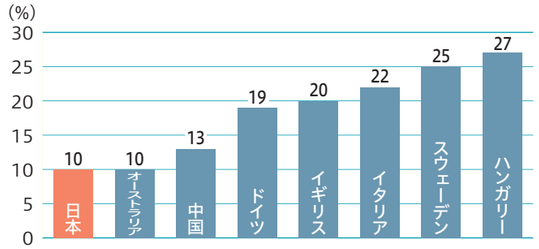

◆年齢別の1人あたり年間医療費（自己負担額）

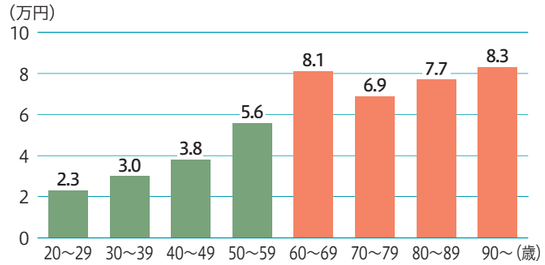

◆年齢別の介護サービス受給者割合

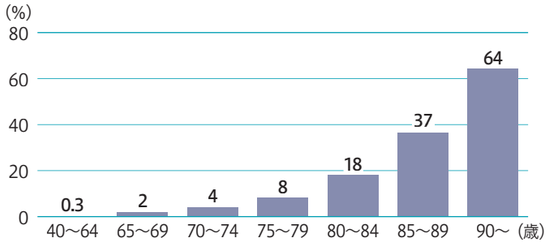

◆認知症患者の将来推計

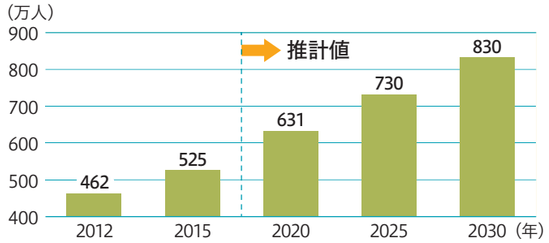

輸入依存度の高さから、円安による支出増加にも注意が必要です

◆日本の食料自給率（カロリーベース）と品目別自給率

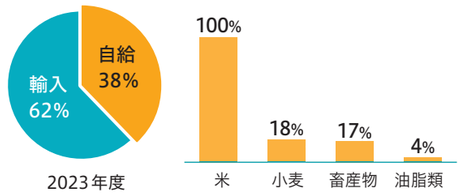

◆日本のエネルギー自給率と推移

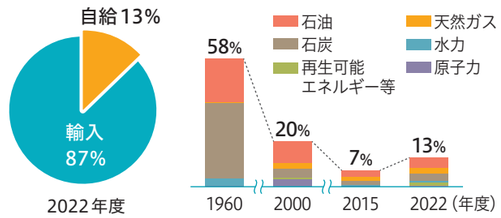

◆主な物価の変化

	2013年4月		2024年7月
1米ドル	97.5円	→	150.0円
牛肉（輸入品、100g）	187円	87%上昇 →	349円
鶏卵（1パック、10個）	213円	30%上昇 →	277円
小麦粉（1袋、1kg）	220円	51%上昇 →	333円
ティッシュペーパー（1,000組）	223円	115%上昇 →	480円

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

私たちを取り巻く環境 ～資金不足の 可能性～

現役世代　退職世代　シニア世代

長いセカンドライフでは、資金が不足しない ように準備することが重要と言えそうです。

ゆとりある生活を送るための資金の準備はできていますか?

◆ゆとりある生活に必要な資金と不足金額

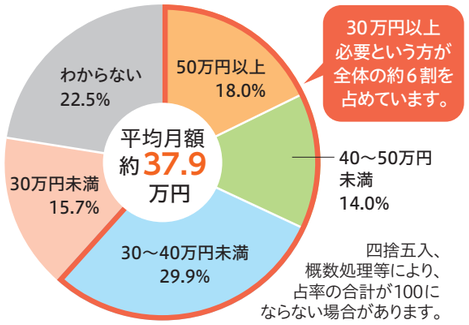

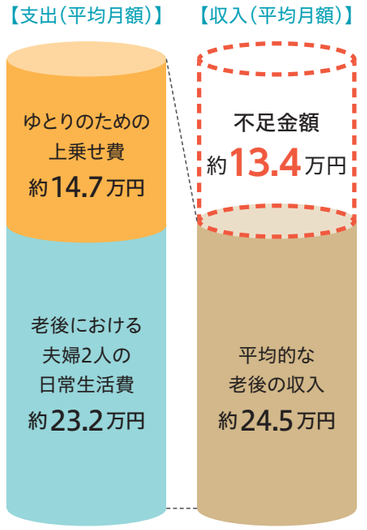

1年間で 約161万円不足
5年間で 約804万円不足
20年間で 約3,216万円不足
30年間で 約4,824万円 不足します

端数処理の関係で、金額の合計が一致しない場合があります。

◆老後の収入の例(年金別)

	夫婦2人の期間(月額)	妻1人の期間(月額)
会社員(厚生年金・国民年金)	約23.3万円	約13.3万円
自営業(国民年金)	約13.3万円	約6.5万円

年金額算出条件〈会社員〉夫：昭和43年4月生まれ(56歳)。22歳で就職、60歳で退職予定。厚生年金・国民年金ともに38年加入予定。平均年収500万円、年間賞与は全月給の30%。平均標準報酬月額32.1万円、平均標準報酬額41.7万円。妻：昭和47年5月生まれ(52歳)。20歳で就職し、30歳で退職、その後専業主婦。厚生年金に10年、国民年金に40年加入予定。在職中の平均年収は300万円、年間賞与は全月給の30%。在職中の平均標準報酬月額19.2万円。
〈自営業〉夫：昭和62年4月生まれ(37歳)。大学卒業後、フリーのイラストレーター。国民年金のみ40年納付予定。妻：平成元年4月生まれ(35歳)。大学卒業後、フリーのデザイナー。国民年金のみ38年納付予定。

セカンドライフを過ごす期間は20年以上になりそうです

平均余命と平均寿命　ある年齢の人が、その後平均して何年生きられるか示したものを平均余命と言い、0歳の人の平均余命を平均寿命といいます。

◆日本人の平均余命

性別＼現在の年齢	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
平均余命／男性	23.7年(83.7歳)	19.5年(84.5歳)	15.7年(85.7歳)	12.1年(87.1歳)	9.0年(89.0歳)
平均余命／女性	28.9年(88.9歳)	24.4年(89.4歳)	20.0年(90.0歳)	15.7年(90.7歳)	11.8年(91.8歳)
男女差	5.2年	4.9年	4.3年	3.6年	2.8年

( )内は各年齢に平均余命を加えたものです。

現在60歳の方のうち　80歳まで長生きされる方　男性68%　女性85%　90歳まで長生きされる方　男性28%　女性52%

平均寿命と健康寿命の差　【健康寿命】日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間

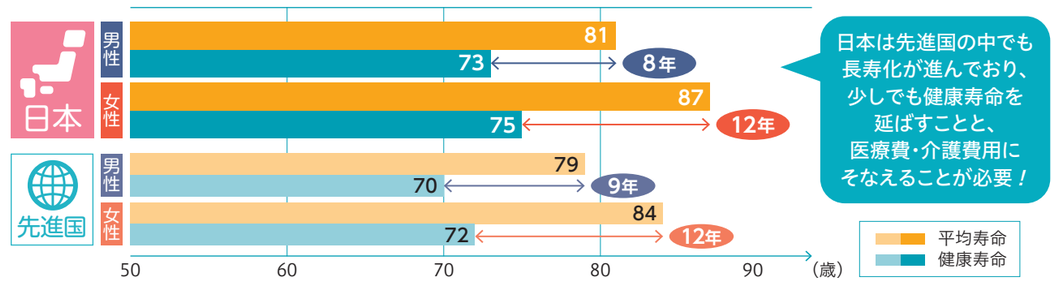

お金は意外と簡単に減ってしまいます

◆ゆとりある生活に不足する資金を取り崩した場合のシミュレーション

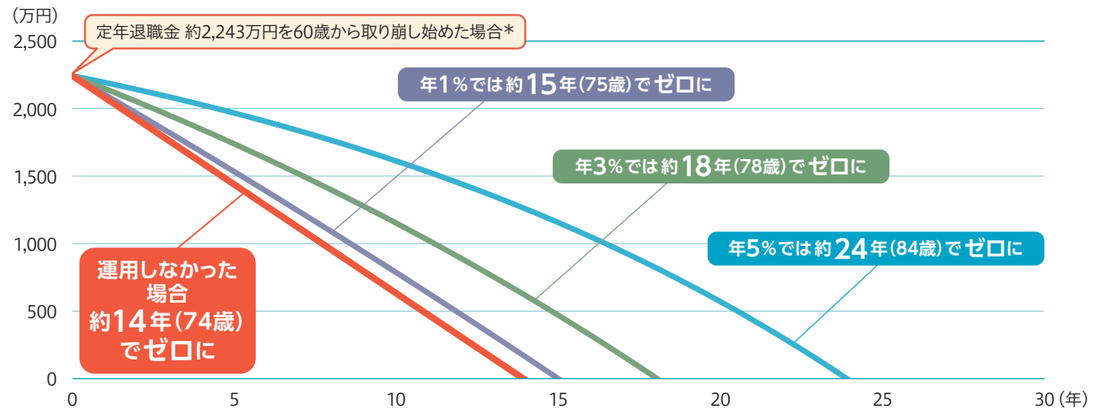

＊定年退職金：約2,243万円(60歳定年退職金(管理・事務・技術労働者(総合職)・大学卒))
• 取り崩す金額：毎月約13.4万円(ゆとりある生活に不足する金額)

インフレによるお金の価値の目減りに注意する必要があります

◆インフレによる変化

複利運用したものとして当社試算。税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。

◆物価変動による実質的資産価値の変化(1,000万円の場合)

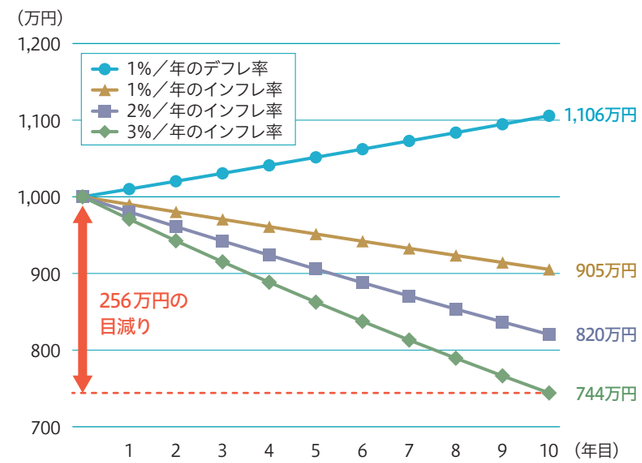

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金を色分けしてみましょう

現役世代　退職世代　シニア世代

保有金融資産全体と今後の収入を踏まえて、
目的や期間に合わせてお金を色分けしてみましょう。

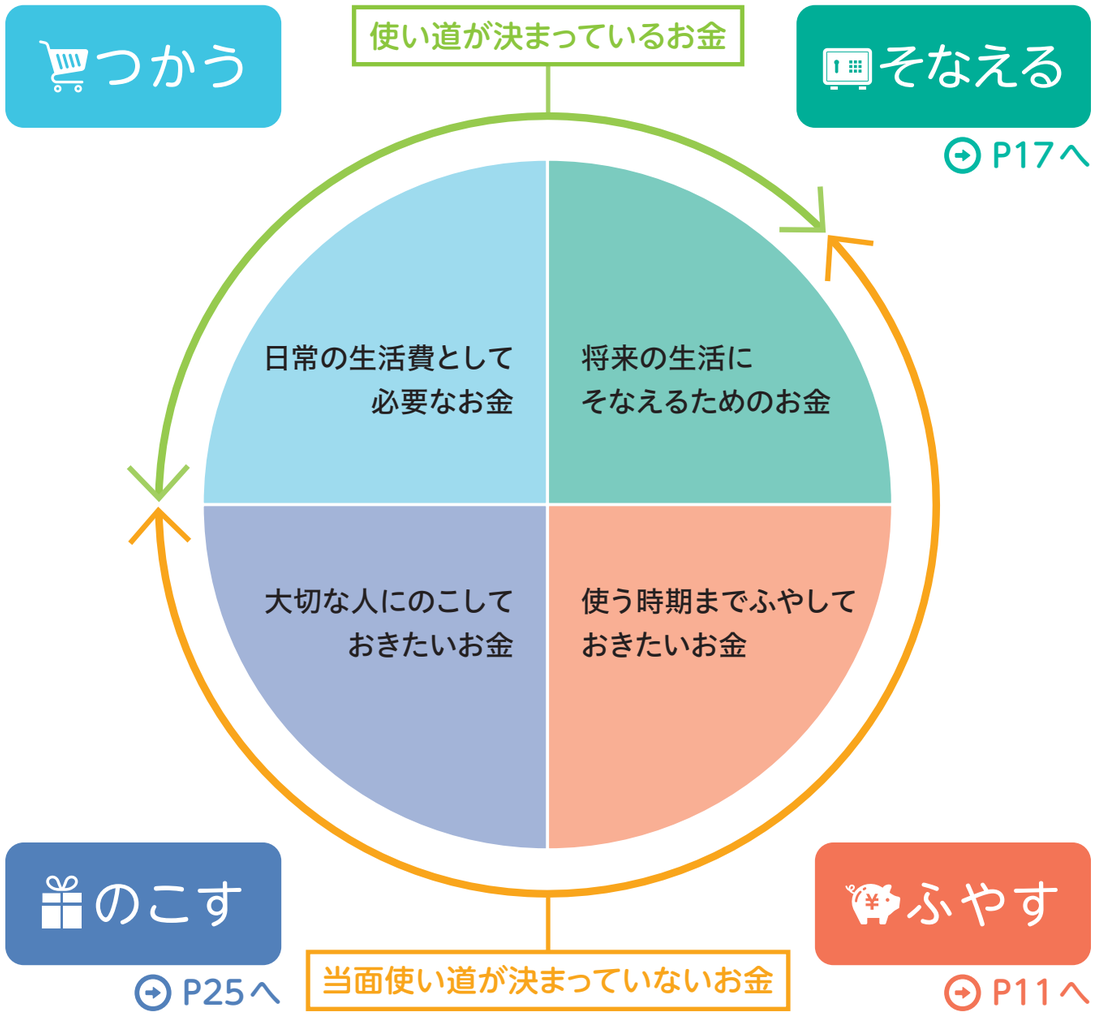

資金の目的に合わせた運用方法を考えてみませんか？

ご経験があるものに✓してみましょう

- ☑ 円貨預金
- ☑ 投資信託
- ☑ 投資一任運用商品
- ☑ 外貨預金
- ☑ 保険商品
- ☑ 相続・贈与関連

上記は、当社取扱い商品を参考に示しています。

各商品・サービスに関してご注意いただきたい事項についてはP77以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

◆世代別ライフプラン事例

現役世代

男性・44歳
妻(42歳)と子ども(長女6歳)の3人家族。

想い・お考え

子どもの教育費として将来に向けて「ふやす」と、家族が困らないよう「そなえる」を重視

《ふやす》子どもの教育費を準備するため、コツコツ投資し、資産をふやしておきたい。
《そなえる》病気になったとき、家族が困らないように準備したい。
《のこす》万一の際、家族が困らないようにしておきたい。

お金の色分け例

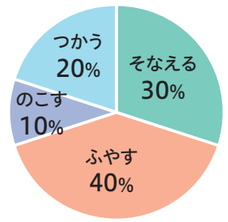

退職世代

男性・60歳
妻(55歳)、長女の3人暮らし。長男は結婚して独立。

想い・お考え

充実したセカンドライフに向けて「ふやす」と、老後の介護に「そなえる」を重視

《ふやす》老後生活のための大切な退職金。じっくりとふやしつつも、減らさないようにしたい。
《そなえる》親の介護を経験。家族に負担をかけたくない。
《のこす》孫の教育費用、娘の結婚費用を支援してあげたい。

お金の色分け例

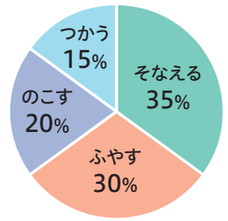

シニア世代

女性・72歳
夫(74歳)と2人暮らし。子ども(長男、長女)は独立。

想い・お考え

長生きにそなえて安定的に資産を「ふやす」と、万一の際は子ども、孫に「のこす」を重視

《ふやす》長生きしても、子どもに迷惑をかけないよう、お金はしっかり準備しておきたい。
《そなえる》バリアフリーのため、自宅リフォームを検討。家族の負担にならないよう、そなえておきたい。
《のこす》世話になっている長女と可愛い孫に、お金をのこしてあげたい。

お金の色分け例

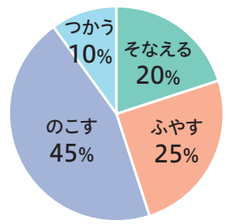

お考えに合わせた準備の一例

ふやす　老後のお金の準備をしたい

どんなセカンドライフを過ごしたいかを考え、自分に合った方法を選びましょう。

- 投資信託
- 個人年金保険
- ファンドラップ
- 外貨預金

そなえる　もしものときにそなえたい

病気や介護状態に備えて、早い段階から準備をしましょう。また、予測できるライフイベントにも備えが必要です。

- 医療保険
- 収入保障保険
- 終身保険
- 信託商品

のこす　大切な方へのこしたい

自分に万一のことがあったときに大切なご家族などへスムーズにご資金を遺す方法を考えてみましょう。

- 終身保険
- 個人年金保険
- 遺言信託

お金の色分け

ふやす 大切なお金をふやす方法を考えてみませんか?

現役世代　退職世代　シニア世代

経済成長と債券・株式の動き

「世界経済の成長の果実を享受する」という考え方が、資産運用の基本です。分散投資により幅広く収益源泉を取り込むことによって、世界経済の成長に沿った収益の獲得が期待できます。

◆世界のGDP（1984～2029年）と世界債券・世界株式の動き（1984年12月末～2024年7月末）

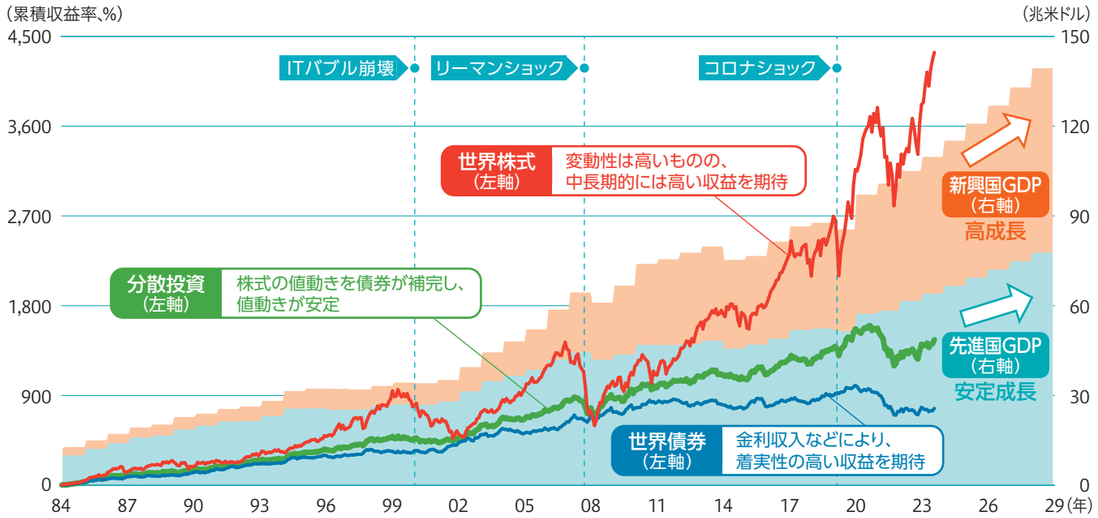

世界の経済成長と人口変化

世界経済は、2024年以降の3年間で年平均3%以上の成長が予想されており、中長期では新興国を中心とした世界人口の増加が世界経済の成長を支える見込みです。

◆世界経済の成長率予測

	2019年～2023年の5年間平均	2024年～2026年の3年間平均（推計）
世界	2.7%	3.2%
先進国	1.6%	1.8%
米国	2.1%	2.2%
日本	0.2%	0.8%
ドイツ	0.4%	1.0%
オーストラリア	2.2%	1.9%
新興国	3.5%	4.2%
中国	5.0%	4.4%
インド	4.6%	6.7%
ブラジル	1.7%	2.2%
メキシコ	0.8%	1.9%

◆世界人口の推移

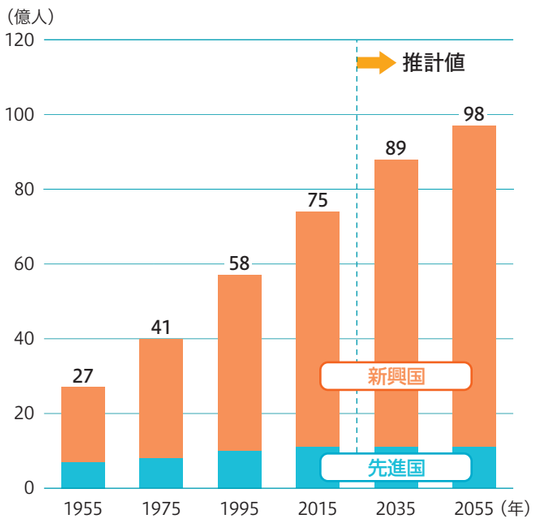

低金利環境下、世界に目を向けて資産を育てていきませんか?

世界に目を向けると、日本よりも高い利回りを期待できる国もあります。また、外貨建ての資産は為替差益を期待することもできます。

◆主要国の国債利回りと格付け（2024年6月末現在）

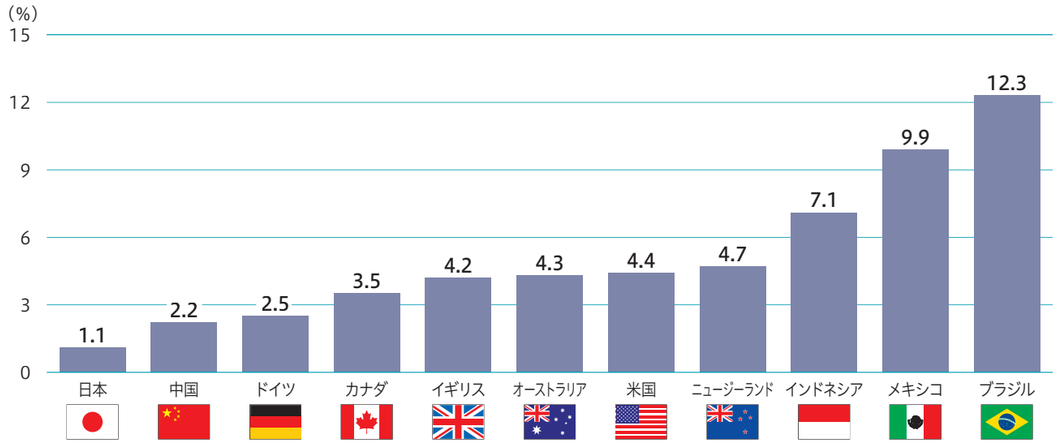

格付け	A+	A+	AAA	AAA	AA	AAA	AA+	AAA	BBB	BBB+	BB

投資信託の詳細は P55へ　投資一任運用商品の詳細は P57へ　外貨預金の詳細は P61へ　保険商品の詳細は P63へ

ご参考 家計の金融資産構成

日本の家計金融資産は有価証券が占める割合が低く、長期における増加率も低迷しています。

日米の家計金融資産の構成比　　家計金融資産の推移

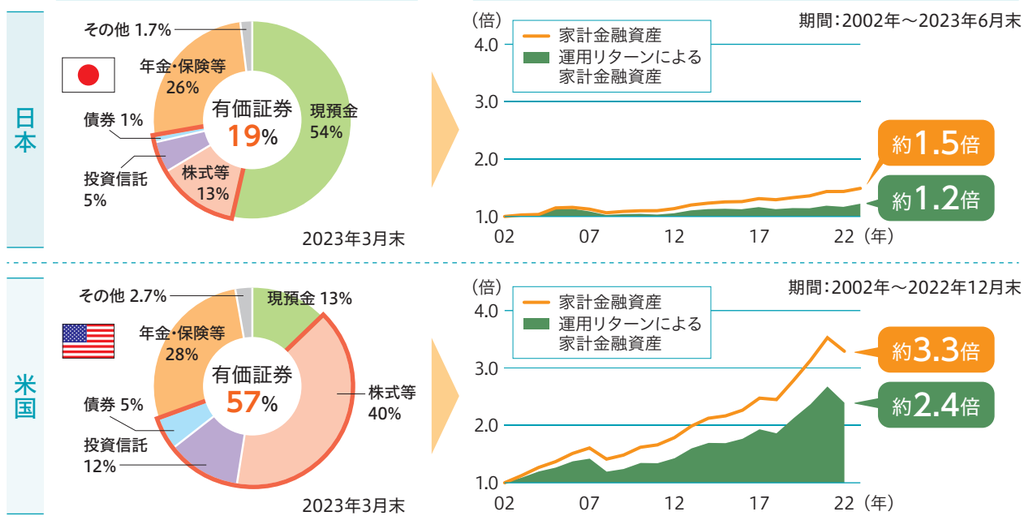

各データの出所等については P75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

ふやす 大切なお金をふやす方法を考え てみませんか?

現役世代　退職世代　シニア世代

データで見る「分散投資」の効果

複数の資産に「分散」して投資を行えば、1つの資産の値下がりを別の資産の値上がりでカバーできる場合もあり、リスクを抑える効果が期待できます。各資産の年間騰落率の順位は毎年入れ替わっており、常に上位、常に下位という資産はありません。

◆資産別・4資産へ分散投資した場合の年別騰落率（1985年～2023年）

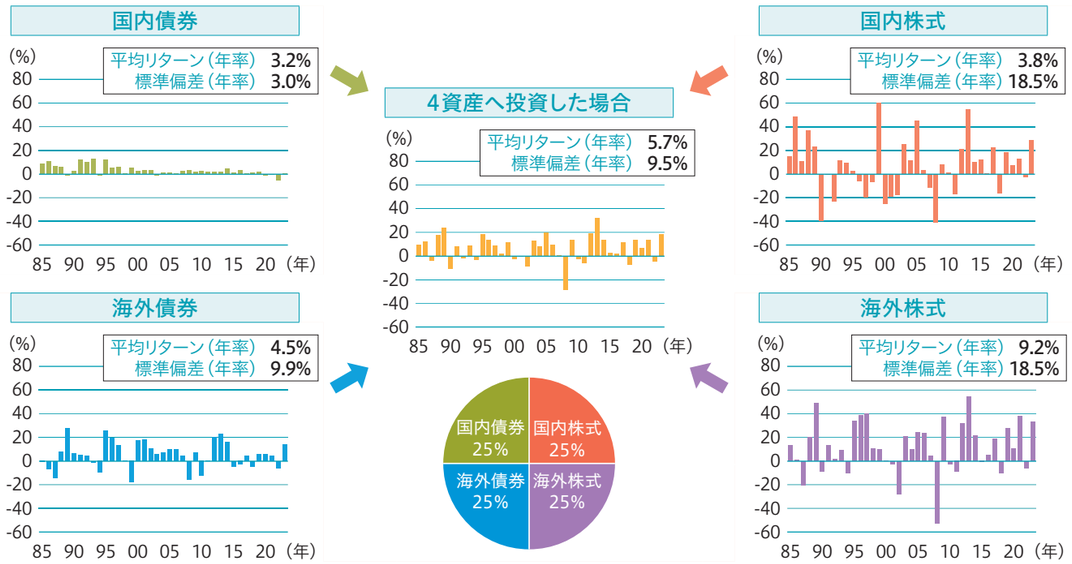

◆資産別騰落率の推移（2014年～2023年）

年末に100万円を投資

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1位	海外REIT +42%	国内株式 +12%	国内REIT +10%	新興国株式 +33%	国内REIT +11%	先進国株式 +28%	新興国株式 +13%	海外REIT +51%	新興国債券 +1%	先進国株式 +33%	
2位	国内REIT +30%	海外REIT +2%	新興国株式 +8%	国内株式 +22%	国内債券 +1%	国内REIT +26%	先進国株式 +11%	先進国株式 +38%	国内株式 ▲2%	国内株式 +28%	
3位	先進国株式 +21%	国内債券 +1%	新興国債券 +7%	先進国株式 +19%	先進国債券 ▲4%	海外REIT +23%	国内株式 +7%	国内REIT +20%	国内REIT ▲5%	海外REIT +21%	
4位	8資産分散 +18%	先進国株式 ▲1%	先進国株式 +5%	新興国債券 +11%	8資産分散 ▲6%	国内株式 +18%	先進国債券 +6%	8資産分散 +16%	国内債券 ▲5%	新興国債券 +20%	
5位	先進国債券 +16%	8資産分散 ▲3%	8資産分散 +5%	8資産分散 +11%	海外REIT ▲8%	新興国株式 +18%	8資産分散 +1%	国内株式 +13%	8資産分散 ▲5%	新興国株式 +18%	
6位	新興国株式 +12%	先進国債券 ▲5%	海外REIT +3%	海外REIT +6%	新興国債券 ▲9%	8資産分散 +17%	国内債券 ▲1%	新興国株式 +9%	先進国株式 ▲6%	8資産分散 +17%	
7位	国内株式 +10%	国内REIT ▲5%	国内債券 +3%	先進国債券 +5%	先進国株式 ▲10%	新興国債券 +12%	新興国債券 ▲2%	先進国債券 +5%	先進国債券 ▲6%	先進国債券 +14%	
8位	新興国債券 +8%	新興国株式 ▲14%	国内株式 +0%	国内債券 +0%	国内株式 ▲16%	先進国債券 +6%	海外REIT ▲12%	新興国債券 +2%	新興国株式 ▲8%	国内債券 +0%	
9位	国内債券 +4%	新興国債券 ▲15%	先進国債券 ▲3%	国内REIT ▲7%	新興国株式 ▲16%	国内債券 +2%	国内REIT ▲13%	国内債券 ▲0%	海外REIT ▲14%	国内REIT ▲0%	

10年間、最上位の資産に投資した場合　759万円（+659%）

10年間、8資産分散に投資した場合　188万円（+88%）

10年間、最下位の資産に投資した場合　51万円（▲49%）

データで見る「長期投資」の効果

下のグラフは、国内外の債券・株式に分散投資した場合の運用成果を1年ごとに並べたものです。短期間の運用では、大きなプラスやマイナスのリターンになることがありますが、長期で運用を続けると、短期的な変動を打ち消しあうため、より安定したリターンの獲得が期待できます。

◆4資産へ分散投資した場合の保有期間別年率リターンの比較（1985年～2023年）

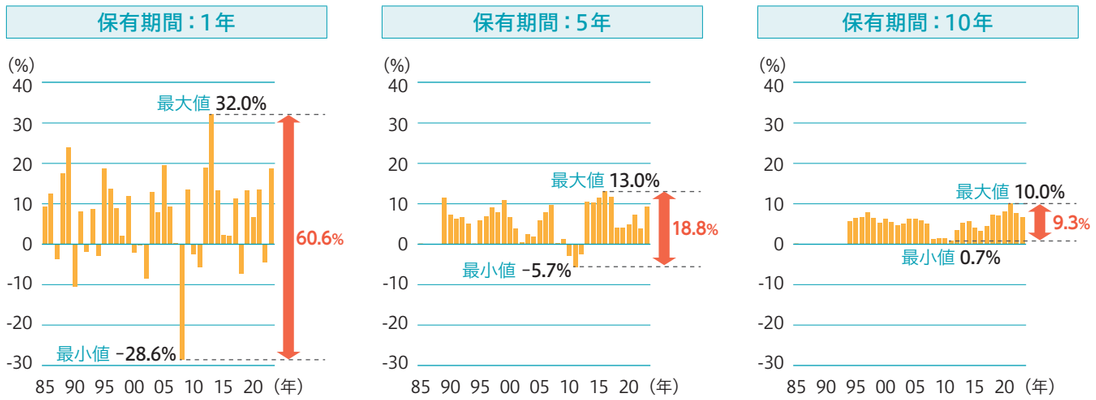

端数処理の関係で、最大値、最小値と差の値が一致しない場合があります。

景気のサイクルとコア&サテライト運用

景気のサイクルに合わせて「長期でじっくりと持ち続けるコア運用」を資産運用の土台にしながら、「市場環境などに合わせて柔軟に投資対象を見直すサテライト運用」を組み合わせることで、収益の上乗せが期待できます。

◆コア&サテライト運用の考え方

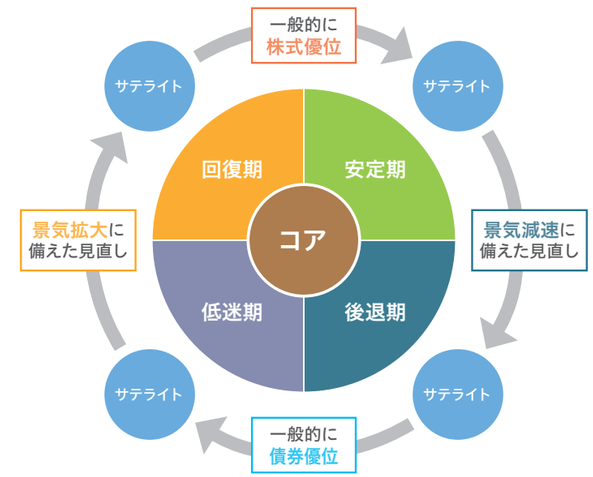

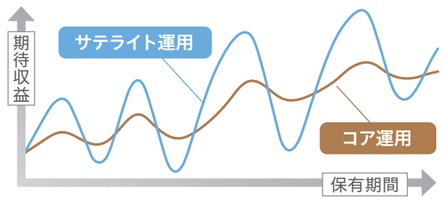

① コア運用	長期でじっくりと持ち続ける運用
② サテライト運用	市場環境などに合わせて柔軟に投資対象を見直す運用

①コア運用では、長期的に世界経済の成長を享受することが期待でき、②サテライト運用では特定分野への投資による収益の上乗せが期待できます。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

ふやす 大切なお金をふやす方法を考え てみませんか?

現役世代　退職世代

「一括投資」は一度にまとめて投資をするのに対して、「積立投資」は一定額を複数回に分けて投資をします。長期にわたり少しずつ投資をしていくため、将来にそなえた資産形成に役立ちます。

積立投資の特徴

少額から はじめられます。
手もとにまとまった資金がない場合でも、ご自身のライフプランに合わせて無理なく投資ができます。

投資タイミングを気にする 必要がありません。
定期的に定額で購入するため、投資タイミングに悩む必要がありません。

購入単価を平準化 させる効果があります。
投資対象の価格が高いときは口数を少なく、低いときは多く購入することで、高値つかみのリスクが軽減されることがあります。

積立投資 MEMO	最終的な運用成果は(売却時の基準価額)×(売却時口数)で決まります。 「基準価額」の変動に一喜一憂せずに、「保有口数」を増やすことが、積立投資を成功に導く秘訣です。

積立投資の仕組み

積立投資では定期的に定額で投資信託を購入します。価格の上昇局面では口数を少なく、下落局面では口数を多く購入することで、平均購入単価が平準化されるため、高値つかみのリスクが軽減されることがあります(ドル・コスト平均法)。

◆投資信託購入時のドル・コスト平均法のイメージ図(1回あたり10万円ずつ積み立てた場合)

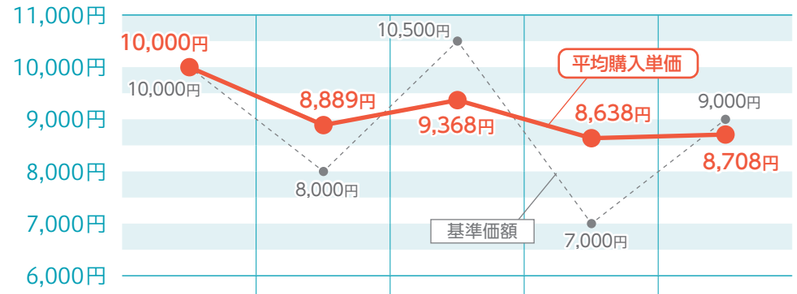

		1カ月目	2カ月目	3カ月目	4カ月目	5カ月目	合計
	基準価額	10,000円	8,000円	10,500円	7,000円	9,000円	
ドル・コスト平均法の場合	毎月の購入額	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	500,000円
	購入口数	100,000口	125,000口	95,238口	142,857口	111,111口	574,206口
	平均購入単価*	10,000円	8,889円	9,368円	8,638円	8,708円	8,708円
一括購入の場合	購入額	500,000円	—	—	—	—	500,000円
	購入口数	500,000口	—	—	—	—	500,000口
	購入単価	10,000円	—	—	—	—	10,000円

＊平均購入単価は、毎月の購入額の累計を購入口数の累計で割ったものです(1万口あたり)。
- 上記イメージ図は、税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。また、小数点以下を四捨五入しています。
- ドル・コスト平均法によって投資収益が確実になるものではなく、場合によっては(例えば、購入する金融商品の価格が下落し続けるなど)、損失を被る場合があります。

積立投資の効果

下の図は、リーマンショック前に一括投資と積立投資を同時に開始したケースを示したものです。一括投資は、購入時期によっては、マイナスを抱える期間が長くなることもあります。一方で積立投資は、購入単価が平準化されるため、投資タイミングによる影響を受けにくく、損益改善効果が生じています。

◆日本株式に投資した場合の一括投資と積立投資の比較(2007年8月末～2017年8月末)

一括投資　2007年8月末に 元本360万円を一括で投資

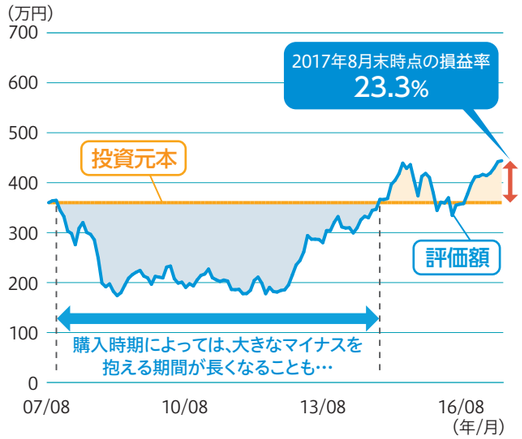

積立投資　2007年8月末以降、毎月3万円を積立投資 (積立投資総額360万円)

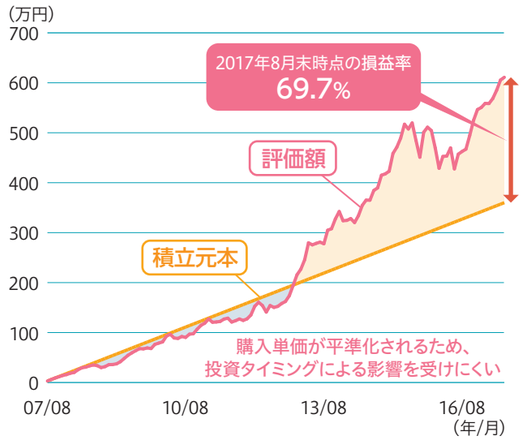

ご参考　一括投資と積立投資どっちが有効!?

積立投資の場合は、購入価格が平準化されることで投資タイミングによる影響を受けにくくなります。ただし、実質的な運用期間が短くなるため、長期投資で力を発揮する複利効果が一括投資に比べ得にくくなります。期待するリターンや、投資への考え方などに合わせて、投資方法の組み合わせやポートフォリオを検討しましょう。(対象期間:2014年7月末～2024年6月末)

一括投資　2014年7月末に 元本360万円を一括で投資

積立投資　2014年7月以降、毎月3万円を 積立投資(積立投資総額360万円)

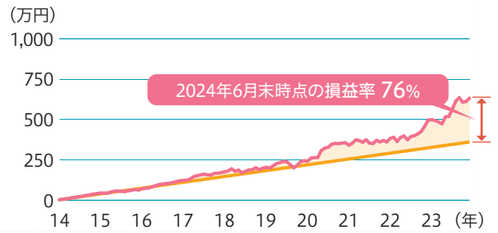

注意!!
●投資信託は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お申込時などに各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P77以降に記載していますので、必ずご確認ください。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金の色分け

そなえる 将来のためどんな準備をすれば よいでしょうか?

現役世代　退職世代　シニア世代

まずはそなえる目的と金額から考えてみましょう

人生のステージによって、そなえる目的や必要となる金額は変化し、また何に不安を感じるかは人によって異なります。それを踏まえて、ご自身の場合は何にそなえたいかを考えてみましょう。

なんのため?　あなたがそなえたいのは次のうちどれですか?

■予測 できない ライフイベント

病気・ケガ

病気やケガをしたときの医療費や家族の負担が心配。

P19へ

がん・心疾患・脳血管疾患

高額な治療費や長期の入院費が心配。

P19へ

万一(死亡)

万一の場合、遺された家族のその後の生活が心配。

P19へ

就労不能・介護・認知症

自分や家族が働けなくなったときや、介護が必要となったときに、公的なそなえだけで足りるのか不安。

P21へ

自然災害・火災など

最近増えている自然災害が心配。家の補償が足りるのか不安。

P21へ

■予測 できる ライフイベント

子どもの進学

子どもの将来のために、必要な教育費をしっかりと準備したい。

P21へ

退職(セカンドライフ)

ゆとりあるセカンドライフを送りたいけれど、資金が足りるのか不安。

P21へ

そなえ方のポイントを確認しましょう

預貯金での準備に加え、保険や信託商品の仕組みを活用したそなえ方があります。ご意向などに合わせて考えてみましょう。

◆保険を活用したそなえの考え方

病気・ケガ・介護などで発生する想定外の支出に対して、「保険」を活用し万一の支出にそなえるという考え方

預貯金で準備した場合

いざというとき、必要準備額に不足する場合も…

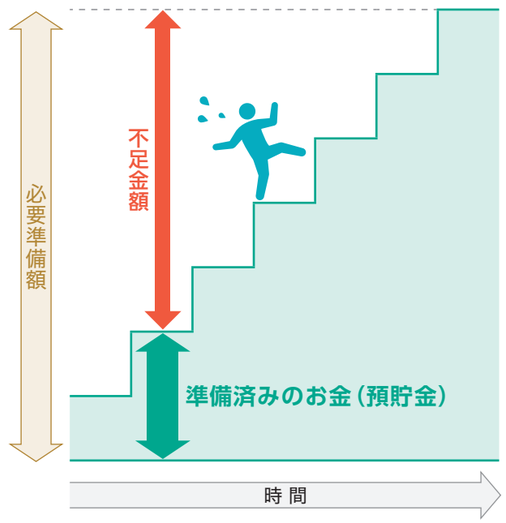

保険で準備した場合

いざというときが、いつ訪れても安心!

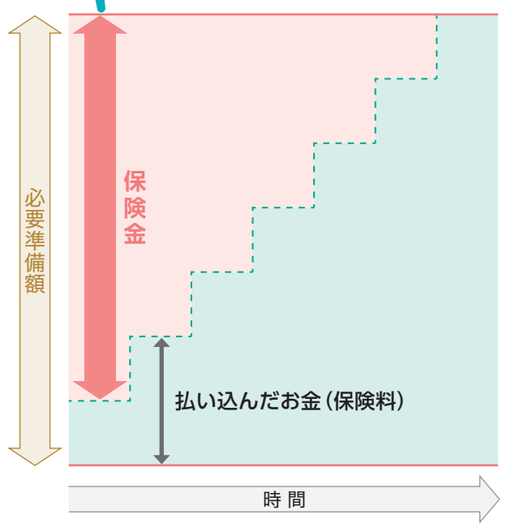

各種取り扱い保険商品　P63へ

◆信託商品を活用したそなえの考え方

お子さまやお孫さまへの援助や、判断能力の低下にそなえ、ご自身の資金を信託の仕組みを用いて準備をするという考え方

おひとりさま信託　P69へ
相続／贈与関連商品・サービス　P70へ

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP77以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金の色分け

そなえる 考えてみませんか？将来のために 必要な“そなえ”

現役世代　退職世代　シニア世代

予測できないライフイベント

	必要な費用の例		公的な“そなえ”	必要な“そなえ”
病気・ケガ	入院・通院費用 手術費用	直近の入院時の1日あたりの自己負担費用　平均 約20,700円 5,000円未満 13.8%／5,000～7,000円未満 8.8%／7,000～10,000円未満 11.5%／10,000～15,000円未満 23.3%／15,000～20,000円未満 7.9%／20,000～30,000円未満 16.0%／30,000～40,000円未満 5.5%／40,000円以上 13.2% 治療費に加え、公的医療保険制度適用対象外の食費代・差額ベッド代・交通費等も自己負担となります。	公的医療保険＊ （高額療養費制度 など）	医療保険 P65へ
がん・心疾患・脳血管疾患など	長引く入院・通院費用 手術費用 高額な治療費（先進医療 など）	主な疾病の入院自己負担額 肺がん 約54.4万円（35日間入院） 心筋梗塞 約35.2万円（17日間入院） 脳卒中 約48.4万円（30日間入院） がん治療にかかる先進医療の平均費用 重粒子線治療 約314万円 陽子線治療 約266万円 年代別八大 疾病の罹患者数（千人）30／20／10／0　20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60~64（歳） 40代後半から罹患者数が大幅に増加しています。 疾病別平均 在院日数（全病床） 気管・気管支・肺の悪性新生物 21.1日 脳内出血 105.7日 くも膜下出血 120.0日 疾病によっては入院が長期となる可能性があります。	公的医療保険＊ （高額療養費制度 など）	特定疾病保険 P65へ
万一（死亡）	遺族の生活費 遺族の教育費 死後の整理資金	万一のときの収支　収入↓　支出↘ 生活に必要な費用：教育費 住居費 生活費 世帯主の 生活費等：教育費 住居費 生活費 不足額：収入（遺族年金等） まとまった資金 葬儀費用 全国平均価格 約119万円 お墓建立費用 全国平均価格 約171万円 相続税額 相続税の課税対象となった被相続人1人あたり 約1,855万円 相続税制改正により課税対象者数は約2.7倍に増加（2014年（相続税制改正前）比） 月々の負担はやや減少するものの、まとまった資金（葬儀費用や教育費）については別途考える必要がありそうです。 生活に必要な費用 － 世帯主の生活費等 － 収入 ＝ 必要保障額	公的年金（遺族年金） 公的医療保険（埋葬料5万円）	収入保障保険 P65へ 定期保険 P65へ 終身保険（円建・外貨建） P65へ 家族おもいやり信託 P70へ

＊自治体によって助成制度がある場合もあります。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP77以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金の色分け

そなえる 考えてみませんか? 将来のために 必要な"そなえ"

現役世代　退職世代　シニア世代

		必要な費用の例	公的な"そなえ"	必要な"そなえ"
予測できないライフイベント	就労不能・介護・認知症	生活費 教育費 治療費 介護費用	公的年金（障害年金） 公的医療保険（傷病手当金 など） 公的介護保険（40歳以上）	収入保障保険（介護保障・就労不能保障） P65へ 医療保険（介護保障・認知症保障） P65へ 終身保険（円建・外貨建） P63へ 100年パスポート P68へ
予測できないライフイベント	火災・地震・水害・自動車事故	修繕・建替費用 修理・賠償費用	被災者生活再建支援制度 自賠責保険	火災保険 P66へ 自動車保険
予測できるライフイベント	子どもの進学	教育費	児童手当＊2	教育資金贈与信託 P70へ 積立投資 P15へ 個人年金保険（円建・外貨建） P63へ 終身保険（円建・外貨建） P63へ
予測できるライフイベント	退職（セカンドライフ）	老後の生活費	公的年金（老齢年金）	

働けなくなったときの収支

収入 ↓ / 支出 ↑

生活に必要な費用：教育費 住居費 生活費 ▶ 治療費・介護費用等：教育費 住居費 生活費 ▶ 不足額 / 収入（障害年金等）

収入減に加え、継続的な費用（治療費や介護費用等）が発生する可能性も…

1人あたりの介護費用

		初期費用＋（月額費用×期間）
介護に必要と考える費用	約1,199万円	約234万円＋（約15.8万円×61.1カ月＊1）
介護にかかった費用	約581万円	約74万円＋（約8.3万円×61.1カ月＊1）

介護サービス費用

デイケア	家事代行	訪問介護
5時間 7,380円 入浴あり／通所リハビリテーション	1回 6,600円	60分 4,040円

火災・地震・水害・自動車事故

火災の修繕費用	水害の修繕費用	自動車事故の賠償額
東京都の木造戸建100m²の場合	河川氾濫による水没（建物・家財全損）の場合	バイクと衝突して被害者が後遺障害となった場合
約2,230万円	約3,080万円	約3億8,281万円
（2024年10月版 新築費単価表）	（2020年7月豪雨）	（2005年5月17日 名古屋地裁判決）

子どもの進学

幼稚園～高等学校	大学
全て公立の場合 約577万円	国立の場合 約742万円
全て私立の場合 約1,840万円	私立（文系）の場合 約886万円

退職（セカンドライフ）

ゆとりある老後の生活費	定年後の生活資金総額目安
月額 約37.9万円	夫婦2人 約1億3,899万円

①夫婦2人期間：約37.9万円×12カ月×約23.7年＝約1億779万円
②妻1人期間：（約37.9万円×70%）×12カ月×9.8年＝約3,120万円
①約1億779万円＋②約3,120万円＝約1億3,899万円

端数処理の関係で、金額の合計が一致しない場合があります。

＊1 介護を始めてからの期間（過去3年以内の介護経験者）　＊2 自治体によって補助金が出る場合もあります。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP77以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

そなえる 知っておきたい！自分や家族にあった財産管理の方法

退職世代　シニア世代

財産管理に関する制度・商品のポイント

財産の管理については、ご家族のことや、費用、手続き負担、またその制度・商品の管理対象や特徴を考慮し対策を講じることが重要です。

法定後見制度

対策をせずに判断能力低下 → 資金凍結 → 医療費支払困難等 → 支払い等に迫られ、家庭裁判所へ申立て → 後見人の選任 ← チェック ← 監督人がいる場合

主な成年後見関係事件申立て動機

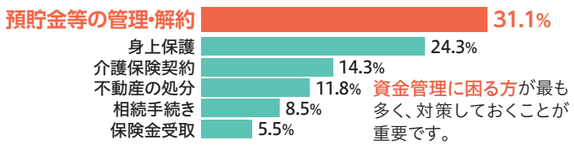

資金管理に困る方が最も多く、対策しておくことが重要です。

成年後見人等と本人の関係

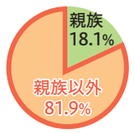

【後見人の報酬】
月額2～6万円＋付加報酬

ご家族以外の方が後見人に選ばれるケースが多く、費用も相応にかかります。

任意後見制度

元気なうちに任意後見契約 → 判断能力低下 → 契約発効のため家庭裁判所へ申立て → 財産管理 自分が選んだ任意後見人が就任 ← チェック ← 監督人

任意後見人と任意後見監督人の関係

任意後見人は、家族に依頼できますが、任意後見監督人は家族以外の第三者（士業者等）が選任されます。

本人 ← 財産管理 ← 任意後見人（任意後見受任者） ← チェック ← 任意後見監督人

必ず選任されます！

後見人の報酬だけでなく、監督人の報酬もかかることに留意が必要です！

信託商品

元気なうちに信託を設定 → 判断能力低下 → 信託契約に基づき家族が払出し

民事信託（家族信託）の活用

資金以外の不動産等の財産の管理も可能です。民事信託の設定は、士業者等に有償で依頼する事例がほとんどです。

不動産管理可能（有効利用・売却等）

信託商品（100年パスポート）の活用

当社が資金を管理します。払い出し時には医療費等の使途をチェックし、請求書等も保管するため、本人の権利を守り、将来家族が揉めないための資金管理が可能です（払い出し時には別の家族による同意を必要とする設定も可能です）。

当社
- 使途のチェック
- 請求書等保管

払い出し請求 / 払い出し → 家族 ← 同意 ← 別の家族

財産管理に関する制度・商品の比較

このような方におすすめします！

		成年後見制度	民事信託	信託商品	生命保険	任意代理
		（法定後見・任意後見）	（家族信託）	（100年パスポート 詳細はP68へ）	（介護保障機能あり）	（委任による代理）
		✓ 施設入居や医療・介護の契約（身上保護）に不安がある方	✓ 信託目的に応じた資金管理・不動産管理を行いたい方	✓ 家族が揉めないよう、安心して資金管理を行いたい方	✓ 介護や認知症の対応で、まとまった資金を家族に渡したい方	✓ 家族が揉める心配が全くなく、チェック不要で資金管理を任せたい方
管理対象	資金の管理（成年後見申立ての動機1位）	○	○	○	○	○
管理対象	不動産の管理	○	○	×	×	△
安心	身上保護 生活や療養・介護に関する法律行為	○	×	×	×	×
安心	詐欺被害防止 認知判断能力低下前からのそなえ	×	○	○	×	×
安心 本人の権利を守り、家族が揉めないための仕組み	第三者チェック	○ 裁判所や公的な監督人がチェック	△ 信託監督人等を置くことも可能	○ 当社がチェック	×	×
安心 本人の権利を守り、家族が揉めないための仕組み	家族チェック	×	△ 信託監督人等を置くことも可能	○ 設定しないことも可能	×	×
その他	開始時期	家庭裁判所の審判	当事者による契約等	ご家族等の判断 あらかじめ指定が必要	支払事由に該当時	契約内容次第 診断書等が必要なケースあり
その他	費用の相対感 一般的なケース	高	中 士業者等の支援がないと困難	低	低	なし ご家族のみで対応と想定

成年後見制度

判断能力が不十分な方が不利益を被らないように、本人に代わって後見人等が本人のために財産管理や法律行為を行う制度です。

民事信託（家族信託）

資金や不動産等の財産をご家族など特定の方に信託し、管理・処分等を任せる仕組みです。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP77以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

のこす 大切な人に資産をのこすために、そなえは万全ですか?

退職世代　シニア世代

相続を取り巻く環境の変化

近年、相続の分野では重要な法改正が続いています。
このこともあいまって世間では相続への関心が高まり、相続に関する相談が増加しています。

◆近年の相続関連トピックス

2015年	相続税法改正	●遺産にかかる基礎控除額の4割引き下げ　●最高税率の引き上げ ●未成年者控除・障がい者控除額の引き上げ　●小規模宅地等の特例上限の引き上げ
2019年	民法（相続）改正	●介護に貢献した長男の妻などに報いる制度　●被相続人の預貯金の一部払戻し制度 ●自筆証書遺言に関する見直し　など
2020年	民法（相続）改正	●配偶者の生活を保護する制度　など
2024年	相続税法改正	●相続時精算課税制度の見直し　●暦年贈与課税制度の見直し　など
	民法（相続・不動産）改正	●相続登記の申請義務化　など

相続にそなえる目的と相続対策の基本的な考え方

相続手続きを経験したことがある方は多くないため、いざ相続が発生すると遺された相続人に大きな労力がかかります。その負担を軽減するために、生前に準備をしておくことが大切です。

なんのため?　相続をきっかけに相続人が困らないようにする

相続手続き
で家族に負担をかけてしまう

煩雑な相続関連の手続きや当面の資金支払い(生活費・葬儀費用など)で、家族に負担がかかることがあります。

1 相続手続き対策
家族の負担軽減のために煩雑な相続手続きへの対策と、当面の資金準備をする必要があります。
P26へ

円滑な遺産分割
ができるか不安

自宅や不動産や株式などの分けにくい資産がある場合、相続人の間で揉めることがあります。

2 遺産分割対策
大切な資産を「誰に」「どのように」引き継ぐのかを考えておく必要があります。
P27～28へ

相続税
の負担を減らしたい

相続税は納税期限も決められています。相続人が期限内に支払えずに困ることがあります。

3 財産評価対策
大切な人へ資産をなるべく多く引き継げるよう、相続税額を確認しておく必要があります。
P29～30へ

死後の身辺整理や資産手続きにそなえる方法　1 相続手続き対策

おひとりさま信託、遺言信託の活用　のこされた人の負担を考えるなら専門家にまかせる方法があります。

それぞれの手続きは、役所などの複数の窓口で行う必要があります。また期限が定められているものもあるため、事前に確認しておくことが大切です。特に相続税は、相続発生を知った日の翌日から10カ月以内に現金での納付が原則です。

1週間：死亡届の提出／火葬許可の申請／年金の受給停止／世帯主変更届／健康保険証返却／介護保険の喪失届
2週間：公共料金の解約・名義変更／生命保険などの手続き
3カ月：相続人の確定／相続の放棄・限定承認
4カ月：所得税の申告・納付
10カ月：相続対策の調査・収集／遺産分割協議／預貯金等の換金・名義変更／不動産の名義変更／借入金債務の承継手続き／相続税の申告・納付

死後の身の回りのこと（おひとりさま信託）
死後事務委任契約にもとづき、葬儀・埋葬の他、家財の整理、デジタル遺品の消去、訃報連絡やペットのことなど、想いに沿った死後事務をサポートします。

資産の相続のこと（遺言信託（執行コース））
当社を遺言執行者に指定した遺言書にもとづき、金融機関への連絡、預貯金等の換金・名義変更、不動産の名義変更などをトータルでサポートします。

おひとりさま信託の詳細は　P69へ　遺言信託（執行コース）の詳細は　P71へ

必要な資金を準備する方法

相続発生後に必要となる資金の例

葬儀費用 約119万円 ｜ 家族の当面の生活費（月額） 約26.5万円 ｜ 相続税 約1,855万円＊

＊相続税の課税対象となった被相続人1人あたり。

① 家族おもいやり信託〈一時金型〉、生命保険の活用　比較的速やかに資金を受け取ることができます。

一般的な相続財産は、遺産分割協議が完了するまで受け取ることができません。
あらかじめ受取人を指定する「家族おもいやり信託〈一時金型〉」や「生命保険」を活用することで、比較的速やかに財産の一部を受け取ることができます。

資金受取が可能となるまでの期間の目安

家族おもいやり信託〈一時金型〉を活用した場合	生命保険を活用した場合	（参考）一般的な相続財産の場合
受取人による請求手続き → 原則 即日	受取人による死亡保険金請求手続き → 原則 5営業日以内＊	相続発生 → 数カ月～10カ月程度

＊各保険会社の約款の定めによります。また、必要書類に不備があった場合や死亡保険金を支払うための調査・確認が必要な場合、支払いが遅れることがあります。

生命保険の詳細は　P63～66へ　家族おもいやり信託〈一時金型〉の詳細は　P70へ

② 不動産の整理　売却代金で納税資金を確保することができます。

不動産の売却には一定の時間がかかります。相続財産に現金が少ないなどの場合は、使用する予定のない不動産を売却して、納税資金として準備することも選択肢のひとつです。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金の色分け

大切な人に資産をのこすために、そなえは万全ですか?

退職世代　シニア世代

相続をめぐるトラブルが増えています　2 遺産分割対策

遺産額の多寡を問わず、相続をめぐるトラブルは年々増加しています。大切なご家族がもめて「争族」にならないよう、生前にそなえておくと安心です。

◆遺産額別の認容・調停成立件数割合

遺産分割の認容・調停は、遺産額にかかわらず発生しています。
ご自宅等の不動産や株式等は平等に分割しづらい資産のため、相続人が複数名存在すると"争族"に発展する可能性があります。

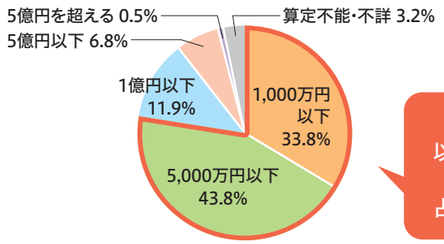

5,000万円以下が全体の約78%を占めています。

「誰に」「どのように」のこしたいかを考えましょう

民法では「誰が」「どのくらい」相続財産を受け取れるかが規定されており、これを「法定相続人」「法定相続分」といいます。また、最低限相続できる割合(権利)を「遺留分」といいます。

◆法定相続人の範囲と順位

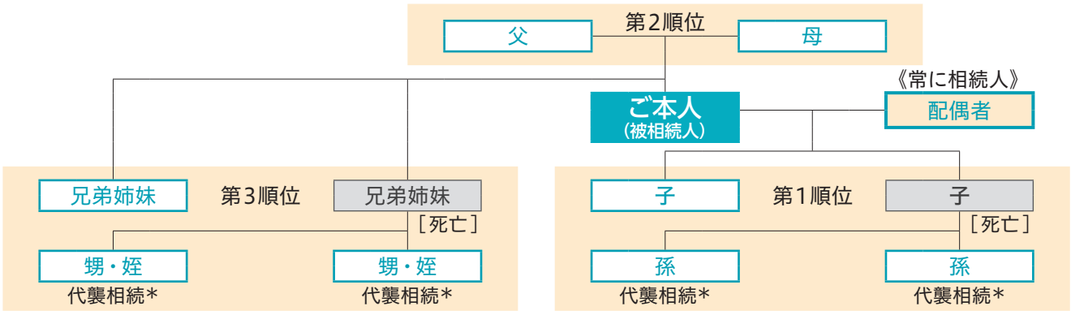

配偶者	他の相続人と同順位で常に一定割合の遺産を相続できます。
子(第1順位)	性別、出生順序、既婚・未婚、実子・養子、嫡出・非嫡出の区別なく同順位です。
直系尊属(第2順位)	実親・養親、父系・母系の区別なく同順位ですが、親などの近い者が優先されます。
兄弟姉妹(第3順位)	全血・半血の区別なく同順位で相続権があります。

*代襲相続とは、相続人となるべき子や兄弟姉妹が相続開始前に亡くなっている場合、その子(孫や甥・姪)が相続人となることをいいます。

相続人		法定相続分		遺留分	
配偶者がいる	配偶者のみの場合	配偶者全部		配偶者1/2	
	配偶者と子がいる場合	配偶者1/2	子1/2	配偶者1/4	子1/4
	配偶者と父母がいる場合	配偶者2/3	父母1/3	配偶者1/3	父母1/6
	配偶者と兄弟姉妹がいる場合	配偶者3/4	兄弟姉妹1/4	配偶者1/2	兄弟姉妹なし
配偶者がいない	子がいる場合	子全部		子1/2	
	父母がいる場合	父母全部		父母1/3	
	兄弟姉妹がいる場合	兄弟姉妹全部		兄弟姉妹なし	

上表の見方:上から順番に、該当する行の法定相続分・遺留分を適用します。

ご家族さま以外にも、寄付という形で想いを伝えるお手伝いもできます　寄付関連商品等　P72へ

事前に分け方を指定する方法　2 遺産分割対策

1 遺言の活用　財産の分け方は遺言で自由に決められます。*

- 法定相続人以外にも財産をのこすことができます。
- 法定相続分と異なる財産分割ができます。
- 誰に何を相続させるかを指定できます。

民法が定めている遺言の方式のうち、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」の2つが一般的です。
相続時のトラブルを防止し、確実に遺言の内容を実現するためにおすすめしたいのが「公正証書遺言」です。

*遺留分には、十分留意する必要があります。

遺言信託　三井住友信託銀行では、遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、遺言の執行等を承ります。
財務コンサルタントをはじめ、豊富な経験と知識をもつスタッフがご意思に沿った遺言書づくりにご協力し、忠実に遺言書の内容を実現いたします。

事前のご相談 ▶ 公証役場等にて遺言を作成 ▶ 遺言信託の申し込み ▶ 相続発生 ▶ 遺言のご披露と遺言執行者就任 ▶ 遺産の調査・財産目録の作成 ▶ 遺産分割の実施

よくあるご質問

Q1 一度書いた遺言は変更できないの?

A1 そんなことはありません。
一度書いた遺言でも、遺言者自身の意思や事情の変化などにより、いつでも取り消し・書き直しが可能です。
したがって遺言の作成を先延ばしにするよりも、早めに書いておき、定期的に見直すことをおすすめします。

Q2 遺言書がない相続の場合には、どんな手続きが必要?

A2 遺産分割協議が必要です。
遺産分割協議は、原則として必ず相続人全員が協議に参加しなければなりません。内容に合意した場合には、行われた遺産分割協議の内容を書面にして残しておきましょう(遺産分割協議書)。不動産の名義変更の手続きや預貯金の払戻しに必要になります。

相続人全員で協議開始 ▶ 寄与分や特別受益を考慮 ▶ 遺産の分け方を決定(協議書作成) ▶▶ 決まらない場合 家庭裁判所への申し立て

遺言信託の詳細は　P71へ

2 生命保険の活用　お金に宛名をつけられます。

生命保険の場合、死亡保険金の受取人をあらかじめ指定するため、将来誰がどれだけ受け取るのかを決めておくことができます。死亡保険金は受取人の固有財産となり、遺産分割協議の対象となりません。

生命保険の詳細は　P63～66へ

生前贈与を活用することも、事前に分け方を指定する有効な方法のひとつです。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

大切な人に資産をのこすために、そなえは万全ですか?

退職世代　シニア世代

遺された方が困らないように対策しましょう　3 財産評価対策

2015年の税制改正による基礎控除の引き下げ以降、相続税のかかる世帯は増加しています。遺された相続人が困らないよう、事前に対策を講じると安心です。

二次相続を考慮した遺言書を作成することも、有効な財産評価対策のひとつです。

◆課税対象被相続人数と課税割合の推移

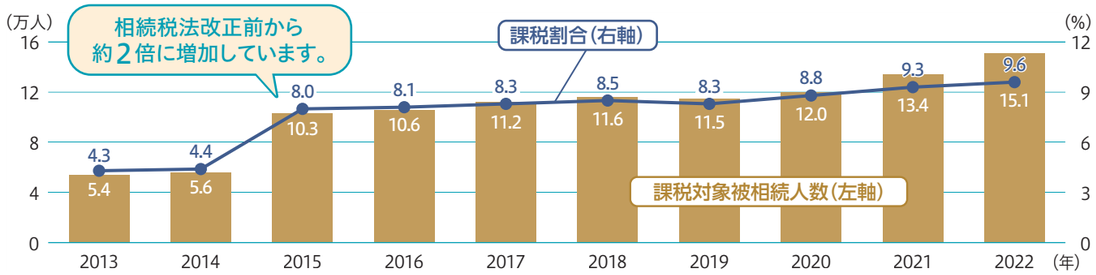

被相続人1人あたりの課税価格と相続税額　課税価格 1億3,711万円　相続税額 1,855万円

◆課税価格別相続人数分布

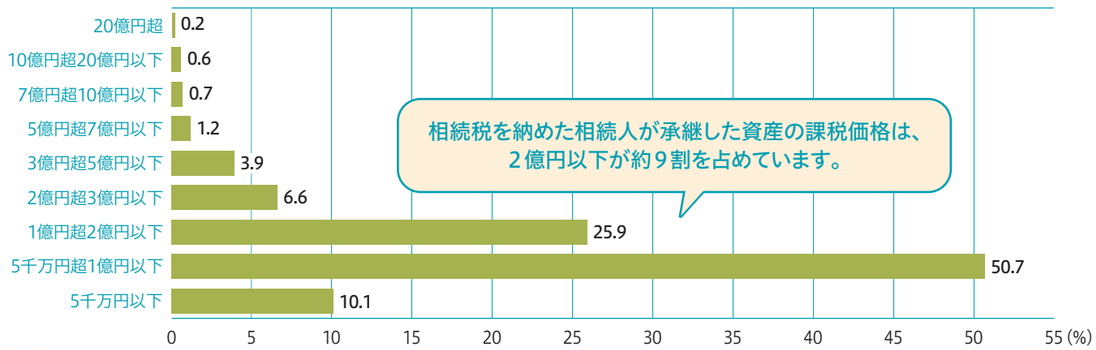

相続税がどのくらいかかるのかを確認しましょう

大切な資産も、一定額以上になると相続税がかかります。大切な人へ資産をなるべく多く引き継ぐために、まずは相続税がどのくらいかかるのかを確認しておきましょう。

基礎控除額 3000万円
＋
(600万円×法定相続人の数)

土地　建物　預貯金・有価証券

相続税はいくらかかる?　相続税の計算方法　P47～48へ

財産評価を軽減する方法　3 財産評価対策

相続財産を減らす

❶ 生前贈与の活用　あらかじめ次の世代へ贈与しておくことができます。

財産の一部を生前に次の世代へ贈与しておくことで、相続発生時に課税対象となる財産を減らすことができます。

相続財産 大 ―― 生前贈与 ――→ 相続財産 小　相続税 小

生前贈与の詳細は　P49～50へ

課税価格の合計を下げる

❷ 生命保険の活用　生命保険の非課税枠を活用することができます。

相続人が受け取る生命保険金は、相続税課税財産から 非課税限度額 まで控除することができます。

非課税限度額 ＝ 500万円 × 法定相続人の数

【例】相続財産が現預金7,000万円のみ、法定相続人2人(配偶者・長男)が、法定相続分通りに取得した場合

生命保険を活用しない場合：現預金 7,000万円 → 現預金 7,000万円（課税）　納税額 160万円

生命保険を活用した場合：現預金 7,000万円 → 生命保険加入 → 生命保険金 1,000万円（非課税）／現預金 6,000万円（課税）　納税額 90万円*

*「配偶者の税額軽減の特例」を活用するため、配偶者の納付税額は0円となります。

相続税の計算方法は　P47～48へ　生命保険の詳細は　P63～66へ

❸ 資産ポートフォリオの変更　金融資産を不動産に組み替えることで相続財産評価が低減します。

相続税評価額は、一般的に現預金よりも不動産の方が低く、さらに自家用より賃貸用の方が低くなります。

【例】現預金1億円と土地(公示価格1億円)を保有している人が、建物を建築した場合
(借地権割合70%、借家権割合30%、賃貸割合100% の場合)

建物建築前	建物建築後(自家用)	建物建築後(賃貸用)
課税価格の合計 1億8,000万円	課税価格の合計 1億4,000万円	課税価格の合計 1億520万円
現預金 1億円	建物 6,000万円	建物 4,200万円 6,000万円×(1－0.3×1.0)
土地 8,000万円	土地 8,000万円	土地 6,320万円 8,000万円×(1－0.7×0.3×1.0)

路線価地域の相続税評価額を公示価格の80%として算定しています。

❹ 小規模宅地の特例　特例を適用することで相続財産評価が低減します。

種類		例	限度面積	減額される割合
特定居住用宅地等		自宅の敷地	330m²	80%
特定事業用宅地等		個人商店、病院、工場などの敷地	400m²	80%
貸付事業用宅地等	特定同族会社事業用宅地等	被相続人および親族等が株式の過半数を持つ同族会社の事業用敷地	400m²	80%
	貸付事業用宅地等	アパートなど賃貸中の不動産	200m²	50%

• 相続する住宅や事業に使われていた土地の課税価格が一定の条件のもと減額される制度　• 特例の適用には一定の要件を満たす必要があります。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

現役世代のライフイベントに関する費用

収支バランスが大きく変化する「ライフイベント」が多数あります。目的に合わせて資金計画を検討しましょう。

結婚費用

約416万円

結納・婚約～新婚旅行までにかかった費用の総額

車購入費用

軽自動車	約165万円
普通乗用車	約364万円

住宅購入費用

	土地付注文住宅	建売住宅	マンション
全国	約4,903万円	約3,603万円	約5,245万円
首都圏	約5,680万円	約4,199万円	約5,801万円
近畿圏	約5,265万円	約3,721万円	約5,343万円
東海圏	約4,811万円	約3,055万円	約4,732万円
その他地域	約4,299万円	約2,873万円	約4,352万円

住宅ローンの月々の返済

	資金調達の内訳		1カ月あたり予定返済額	世帯収入
	手持ち金	借入金		
土地付注文住宅	約474万円	約4,171万円	約14.3万円	約704万円
建売住宅	約295万円	約3,092万円	約11.2万円	約600万円
マンション	約1,189万円	約3,889万円	約14.8万円	約955万円

教育関連費用（幼稚園～高等学校）

		公立	私立
幼稚園（3年間）	学校教育費*1	61,156円	134,835円
	学校給食費*2	13,415円	29,917円
	学校外活動費*3	90,555円	144,157円
	年間平均	165,126円	308,909円
	総額	495,378円	926,727円
小学校（6年間）	学校教育費*1	65,974円	961,013円
	学校給食費*2	39,010円	45,139円
	学校外活動費*3	247,582円	660,797円
	年間平均	352,566円	1,666,949円
	総額	2,115,396円	10,001,694円
中学校（3年間）	学校教育費*1	132,349円	1,061,350円
	学校給食費*2	37,670円	7,227円
	学校外活動費*3	368,780円	367,776円
	年間平均	538,799円	1,436,353円
	総額	1,616,397円	4,309,059円
高等学校（全日制）（3年間）	学校教育費*1	309,261円	750,362円
	学校外活動費*3	203,710円	304,082円
	年間平均	512,971円	1,054,444円
	総額	1,538,913円	3,163,332円
		全て公立の場合 約577万円	全て私立の場合 約1,840万円

＊1 保護者が子どもに学校教育を受けさせるために支出した経費。
＊2 幼稚園・小学校・中学校において、保護者が給食費として納付した経費。
＊3 保護者が子どもの学校外活動のために支出した経費。

教育関連費用（大学）

居住形態＼区分	国立（4年）	私立 文系（4年）	理系（4年）	医歯系（6年）	家政・芸術・体育・保健（4年）	短大（2年）
自宅	約388万円	約568万円	約699万円	約2,590万円	約666万円	約274万円
下宿・アパート等	約742万円	約886万円	約1,017万円	約3,048万円	約984万円	約440万円

国立の場合（下宿・アパート等）約742万円　私立（文系）の場合（下宿・アパート等）約886万円

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

ライフイベントに関するお金の基礎知識

退職世代　シニア世代

退職世代のライフイベントに関する費用

ゆとりあるセカンドライフに向け、ご自身の想いを実現させるための資金計画を検討しましょう。

定年退職金

60歳・総合職
（管理・事務・技術労働者）

大学卒　約2,243万円

高校卒　約1,953万円

子どもの結婚援助費用

約181万円

結婚費用（結納、挙式、披露宴・ウェディングパーティー、二次会、新婚旅行）に対する親・親族からの援助総額

住宅リフォーム費用

リフォーム箇所と費用（一般的な）

リフォーム箇所		費用の目安
水回り	部品交換	15万円～
屋　根	増張り／葺き替え	140～180万円
外　壁	表面塗装／増張り	60～250万円
	タイル洗浄／目地打ち換え	60～80万円

• 上記費用はおおまかな目安です。戸建とマンションの別、工事の範囲や部材・設備の仕様等によって異なります。詳しくは専門業者にご相談ください。

高齢者対応のリフォーム例

階段や廊下手すりの設置、
屋内の段差解消、
浴室の工事、トイレ工事 など

総額 約621万円

レジャー関連費用

国内旅行費用	海外旅行費用	ゴルフ費用	社交ダンス費用
年間平均 約10万円	年間平均 約30万円	年間平均 約18万円	年間平均 約8万円

シニア世代のライフイベントに関する費用

心身ともに元気な生活を過ごすために、医療・介護を含めた資金計画を検討しましょう。

老後の生活費

ゆとりある老後の生活費	月額　約37.9万円
一般的な夫婦2人の定年後（老後）に必要なお金の総額	①夫婦2人期間：約37.9万円×12カ月×約23.7年＝約1億779万円 ②妻1人期間：（約37.9万円×70%）×12カ月×9.8年＝約3,120万円
定年後の生活資金総額の目安（夫婦2人）	①＋②＝約1億3,899万円

• 端数処理の関係で、金額の合計が一致しない場合があります。

医療費

生涯医療費の
自己負担額の目安

60歳以降
約227万円

介護費用

介護に必要と考える費用	実際にかかった費用
1人あたり 約1,199万円	1人あたり 約581万円

相続関連費用

お墓建立費用

全国平均価格　約171万円

葬儀費用

全国平均価格　約119万円

相続税額

相続税の課税対象となった被相続人1人あたり

約1,855万円

相続税法改正により
課税対象者数は
約2.7倍に増加＊

＊2014年（相続税法改正前）比

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金に関する基礎知識

公的年金に関する基礎知識

退職世代　シニア世代

セカンドライフの生活費を支える大きな柱が「公的年金」です。会社員や公務員の方が退職後に受け取る場合の「公的年金」は、「老齢基礎年金」という加入期間（月数）に比例して決まる部分と、「老齢厚生年金」という在職中の給料の平均額や加入期間などに比例して決まる部分の合計です。
公的年金の基本的な仕組みと、年金額の目安を把握しましょう。

年金制度の体系図

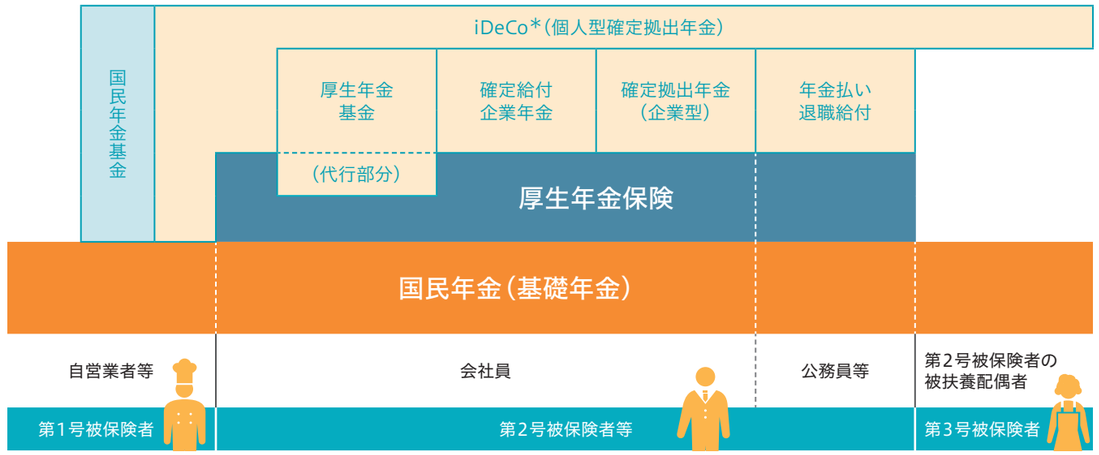

＊iDeCo（個人型確定拠出年金）は、任意で申し込むことにより公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。加入している年金制度等によって、加入要件や掛金の上限額等が異なります。

年金制度の概要

	国民年金（基礎年金）	厚生年金保険
対象者（加入者）	● 自営業、学生、専業主婦等 ● 20歳以上60歳未満の国内在住者	● 会社員、公務員等*1 ● 国民年金にも同時に加入
保険料	● 1人一律 月16,980円（2024年度） ● 会社員、公務員の夫または妻の被扶養配偶者（第3号被保険者）は負担なし	● 会社員、公務員は給与（月額）、賞与の9.15%の額*2 ● 同額を会社が負担している
加入期間	● 原則として20歳から60歳に達するまでの40年間	● 在職中（最長70歳になるまで） ● 20歳未満も加入
老後に受け取る年金の種類	● 老齢基礎年金	● 老齢基礎年金と老齢厚生年金*3
年金額	● 満額で約82万円（2024年度／昭和31年4月2日以後生まれの方） ● 加入期間によって異なる	● 約277万円*4（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額） ● 加入期間や、加入中の報酬によって異なる
年金の受給開始年齢	● 65歳から一生涯 ● 60歳からの繰上げ受給、75歳までの繰下げ受給も可能	● 生年月日によって段階的に61歳から65歳へと引き上げられる（P37参照） ● 60歳からの繰上げ受給、75歳までの繰下げ受給も可能

＊1 公務員等が加入していた共済年金は、2015年10月から厚生年金保険に統合されています。
＊2 私学職員の方の保険料は2027年度以降に9.15%となる予定です。
＊3 2015年9月までに共済年金の加入期間のある公務員等は、職域年金相当分の加算があります。
＊4 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準。

「ねんきん定期便」について

「ねんきん定期便」は年金加入記録等を確認するための案内で、日本年金機構から国民年金・厚生年金保険の加入者に対して、毎年1回誕生月に送られます。50歳未満用、50歳以上用、節目年齢用（35歳・45歳・59歳）の3種類があり、50歳以上用の「ねんきん定期便」では、年金の受取見込額が確認できます。

◆50歳以上用の「ねんきん定期便」（ハガキ）の見方

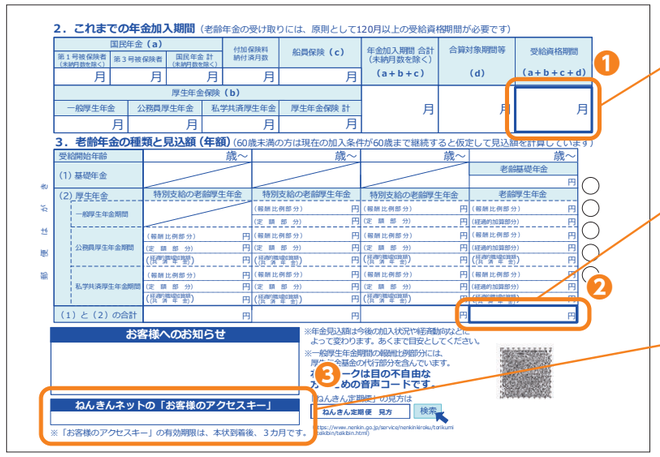

❶ これまでの年金加入期間

❷ 65歳以降に受け取る老齢基礎年金と老齢厚生年金の、1年間の受取見込額

❸ ねんきんネットにアクセスするための番号

「ねんきん定期便」の内容は、「ねんきんネット」でもご確認いただけます。
また、「ねんきんネット」では、条件を変えた将来の年金額の試算などもできます。

年金額シミュレーション

夫婦2人分の老齢基礎年金（満額）を含む標準的な老後の年金は月額約23.0万円です。ご自身が受給できる年金額の目安を確認してみましょう。

老齢基礎年金	81万6,000円＊1 × 保険料納付済月数 ÷480カ月（40年間）
＋	
老齢厚生年金	平均標準報酬額 ×5.481÷1,000× 被保険者期間の月数

◆老齢年金早見表（月額）

加入期間	自営業者等（老齢基礎年金）	会社員・公務員等（老齢基礎年金＋老齢厚生年金＊2）		
		平均年収 500万円	平均年収 700万円	平均年収 1,000万円
25年	約4.2万円	約9.9万円	約12.2万円	約15.6万円
30年	約5.1万円	約11.9万円	約14.6万円	約18.8万円
35年	約5.9万円	約13.9万円	約17.1万円	約21.9万円
40年	約6.8万円	約15.9万円	約19.5万円	約25.0万円

• 再評価率については加味せず　• 乗率は、平成15年4月以降のものを一律適用
＊1 昭和31年4月2日以後生まれの方の老齢基礎年金の満額。　＊2 給与の4カ月分の賞与がある前提とし、平均年収の12分の1を年金額計算上の平均標準報酬額とみなして簡易的に老齢厚生年金を算出しています。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金に関する基礎知識

公的年金に関する基礎知識

退職世代　シニア世代

報酬比例部分の受給開始年齢

老齢厚生年金の報酬比例部分の受給開始年齢は、60歳から段階的に引き上げられ、最終的には65歳になるまで年金は受給できなくなります。受給開始年齢は性別と生年月日によって異なります。（ただし、旧共済年金は男女とも厚生年金保険の男性と同じスケジュールとなります）。

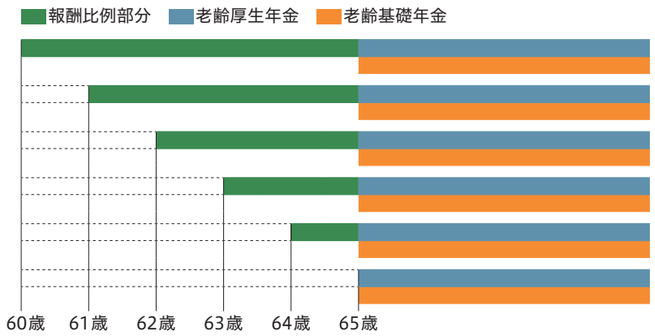

生年月日（男性）	生年月日（女性）
1949年4月2日～1953年4月1日	1954年4月2日～1958年4月1日
1953年4月2日～1955年4月1日	1958年4月2日～1960年4月1日
1955年4月2日～1957年4月1日	1960年4月2日～1962年4月1日
1957年4月2日～1959年4月1日	1962年4月2日～1964年4月1日
1959年4月2日～1961年4月1日	1964年4月2日～1966年4月1日
1961年4月2日以降	1966年4月2日以降

繰上げ・繰下げ受給

公的年金の受取開始年齢は、原則65歳からですが、60歳から75歳の間で、「繰上げ」または「繰下げ」て受け取ることが可能です。

支給減額↓〈▲0.4%×繰上げ月数〉　65歳　**支給増額↑**〈+0.7%×繰下げ月数〉

60歳 ← 繰上げ（最大60カ月）　繰下げ（最大120カ月） → 75歳

例
- 60歳から受け取る場合、24%の減少
- 70歳から受け取る場合、42%の増加
- 75歳から受け取る場合、84%の増加

「繰上げ」の留意点
①原則、老齢基礎年金と老齢厚生年金をセットで繰上げ
②受給を開始すると、取消しや変更はできない
③繰上げ受給すると障害基礎年金は受給できない
④65歳になるまで遺族厚生年金との併給ができない
⑤在職中の場合、在職老齢年金の仕組みにより老齢厚生年金が支給停止となる場合あり
など

「繰下げ」の留意点
①老齢基礎年金と老齢厚生年金は個別に繰下げ可
②繰下げ待機中であれば、取消しや変更ができる
③加給年金は一緒に繰下がるが、増額されない
④遺族年金、障害年金の受給権者となった時点以後は繰下げ請求できない（その時点で増額率が固定）
⑤65歳以降も在職中の場合、在職老齢年金の仕組みにより支給停止となっている部分は、繰下げ増額の対象とならない
など

繰上げ・繰下げ受給した場合の損得の分岐年齢

【例】65歳で200万円の老齢年金を受給できる方

年金受給開始年齢		受給額（年額）	年金の受け取り総額 65歳まで	70歳まで	75歳まで	80歳まで	85歳まで	90歳まで	損得分岐年齢（65歳から受給開始した場合との比較）	
繰上げ	60歳	152万円	760万円	1,520万円	2,280万円	3,040万円	3,800万円	4,560万円	81歳以上長生きすれば 損	受給開始年齢 +21年
原則支給	65歳	200万円	—	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	—	
繰下げ	70歳	284万円	—	—	1,420万円	2,840万円	4,260万円	5,680万円	82歳以上長生きすれば 得	受給開始年齢 +12年
	75歳	368万円	—	—	—	1,840万円	3,680万円	5,520万円	87歳以上長生きすれば 得	

上記の金額は年金受給額が将来に向けて変わらない前提での単純試算値です。繰上げ、繰下げの選択は年金事務所等にご相談の上ご判断ください。

加給年金・振替加算

加給年金と振替加算は、それぞれ条件を満たした場合のみ受給できます。

加給年金とは（配偶者分）
公的年金での家族手当のような制度です。本人が65歳の年金受取時から配偶者が65歳になるまで（配偶者自身が老齢基礎年金を受取始めるまで）、本人に支給されます。
〈主な給付条件〉●本人が厚生年金保険に20年以上加入
●生計維持されていた配偶者が65歳未満かつ年収が850万円未満　など

振替加算とは
配偶者が65歳になると、本人の加給年金が打ち切られる代わりに配偶者に支給されます。
〈主な給付条件〉●生年月日が昭和41年4月1日以前の配偶者

【例】本人（夫）、配偶者（妻／2歳年下の専業主婦の場合）

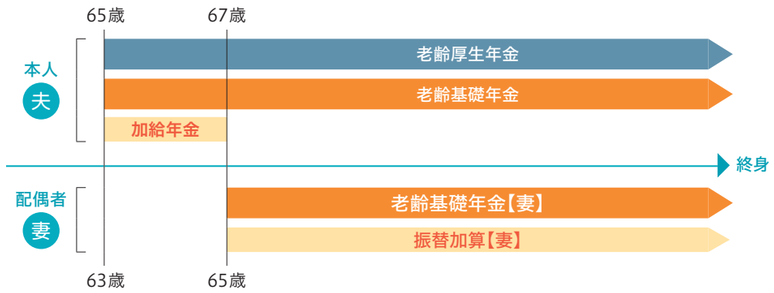

ご参考（令和6年度）
■加給年金
…408,100円／年
■振替加算
【配偶者の生年月日】
●昭和36年4月2日～昭和41年4月1日生まれ
……15,732円／年
●昭和41年4月2日生まれ～
……なし

• 加給年金、振替加算ともに「ねんきん定期便」には反映されません。　• 図の大きさは受取金額に比例しません。

在職老齢年金

70歳になるまで会社で働きながら年金を受け取ると仮定した場合、「在職老齢年金」のしくみにより、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止（調整）される場合があります。

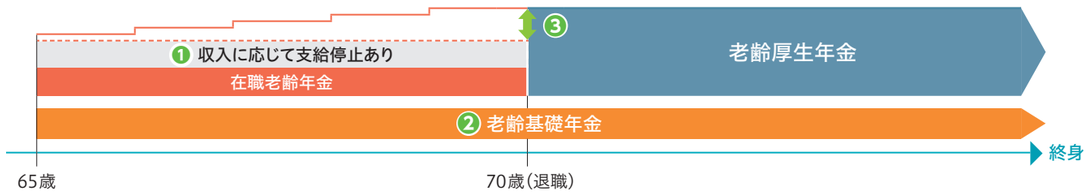

① 在職老齢年金による年金支給停止月額の計算式

基本月額＊と総報酬月額相当額の合計
●50万円以下の場合 …… 0円（支給停止なし）
●50万円を超える場合 …… 支給停止額＝（基本月額＋総報酬月額相当額－50万円）×1/2

総報酬月額相当額 ＝（その月の標準報酬月額）＋（その月以前1年間の標準賞与額の合計）÷12

＊老齢厚生年金のひと月分相当（加給年金は除く）

② 老齢厚生年金のみが支給停止の対象で、老齢基礎年金は対象にはなりません。

③ 65歳以降に支払った在職中の厚生年金保険料により、受給している老齢厚生年金の額が毎年（10月分から）少しずつ増額されます。（在職定時改定）

• 金額は毎年度見直される場合があります。　• 図の大きさは受取金額に比例しません。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金に関する基礎知識

企業年金に関する基礎知識

現役世代　退職世代

主な企業年金の種類と特徴

企業年金には主に確定給付企業年金（DB）制度と確定拠出年金（DC）制度の2種類があります。

◆企業年金のタイプ

確定給付企業年金（DB）制度

- 将来の給付を賄うのに必要な全加入者分の拠出金を、会社が積み立てて運用します。
- 加入者は退職時に積み立てられた資金から給付を受けます（後払い）。

確定拠出年金（DC）制度

- 将来の給付を賄うのに必要な拠出金を、加入者ごとのDC口座に積み立てます。
- 積み立てられた時点で加入者の資金となり、自身で運用します（前払い）。

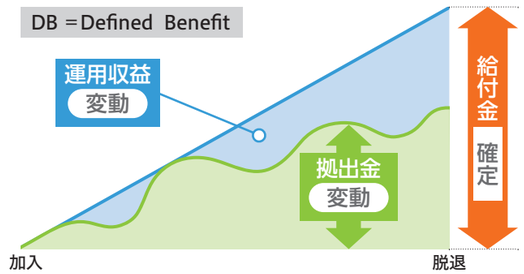

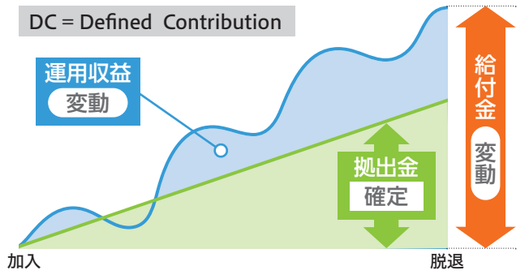

拠出金		運用収益		給付金
変動	＋	変動	＝	確定
運用成果により増減		運用成果による		規約で定められている

拠出金		運用収益		給付金
確定	＋	変動	＝	変動
規約で定められている		運用成果による		運用成果により増減

企業年金の受取方法を選ぶ際のチェックポイント

企業年金は一時金として受け取るか、年金として受け取るかを選択することができます。
それぞれの特徴をしっかり把握し、ご自身に合った受取方法を選択しましょう。

◆制度別のポイント

	確定給付企業年金（DB）制度	確定拠出年金（DC）制度
一時金受取	● 給付金額は規約で定められている。	● 自身で運用してきたDC資産を一時金として受け取る。 ● 一時金支払い時に給付事務手数料が自己負担となる場合がある。
年金受取	● 規約で定められた金額を年金として受け取る。（年金資産の運用は会社が行う） ● 受取期間中に金利等が付与されるため、一時金で受け取るより給付される総額が大きくなる。	● 運用を継続しながら年金として受け取るため、運用の結果によって給付される総額が変動する。 ● 年金受取中は事務費や給付事務手数料が自己負担となる場合がある。

◆その他のポイント

一時金受取	● 住宅ローンの繰上返済に充てることで将来の支出負担の軽減が期待できる。 ● 自身の資産運用により、資産がふえる可能性がある。 ● 計画的な活用ができないと、資産が底をつく可能性がある。
年金受取	● 定期的な収入としてセカンドライフの計画が立てやすい。 ● 年金の受取期間を選択できる場合がある。 ● 会社制度によっては、年金受取を開始した後、途中の変更に制限がある場合がある。

一時金受取、年金受取でかかる税金が異なります

企業年金を一時金として受け取るか、年金として受け取るかによって、税金が異なりますので、注意が必要です。

一時金受取

退職所得として給付時に源泉徴収されます。
（退職所得控除の適用あり）

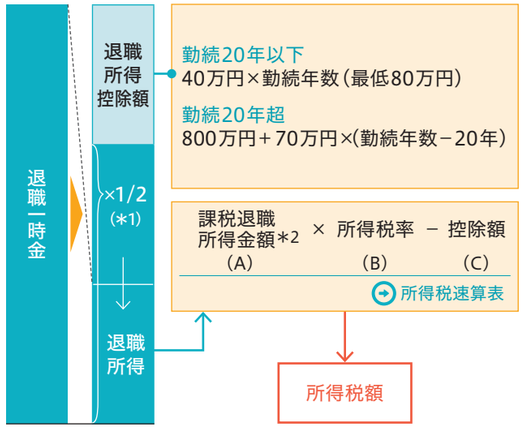

＊1 役員としての勤続年数が5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1にできません。また、勤続年数が5年以下で、かつ役員等でない者の退職金について、短期退職等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、2分の1にできません。
＊2 課税退職所得金額＝（退職一時金−退職所得控除額）×1/2
税額は退職所得のみで計算されます。
• 住民税も別途計算されます。

年金受取

公的年金等を合算して雑所得として課税されます。
（公的年金等控除の適用あり）＊1

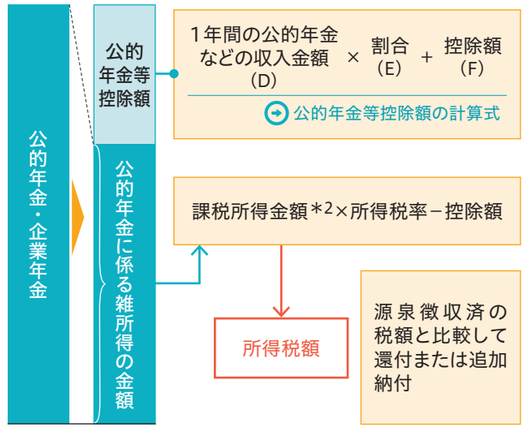

＊1 受取金額によっては税金・社会保険料等の負担が増える場合があります。
＊2 他の所得（給与所得、不動産所得など）と合算されます。
• 住民税も別途計算されます。

◆所得税速算表（A×B−C）

課税退職所得金額（A）	税率（B）	控除額（C）
1,000円～ 1,949,000円	5%	－
1,950,000円～ 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円～ 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円～ 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円～ 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円～ 39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円～	45%	4,796,000円

• 「退職所得の受給に関する申告書」を提出することにより、退職金について確定申告が不要となります。
• 2013年から2037年まで各年分の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が上乗せされます。

◆公的年金等控除額の計算式（D×E＋F）

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

	1年間の公的年金などの収入金額（D）	割合（E）	控除額（F）
65歳未満の人	1,300,000円以下	－	600,000円
	1,300,001円～ 4,100,000円	25%	275,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	15%	685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	5%	1,455,000円
	10,000,001円以上	－	1,955,000円
65歳以上の人	3,300,000円以下	－	1,100,000円
	3,300,001円～ 4,100,000円	25%	275,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	15%	685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	5%	1,455,000円
	10,000,001円以上	－	1,955,000円

• 受給者の年齢が65歳未満であるかどうかの判定は、その年の12月31日の年齢によることとされています。

お金に関する基礎知識

個人型確定拠出年金（iDeCo）に関する基礎知識

現役世代　退職世代

個人型DC（iDeCo）の3つの税制優遇

個人型確定拠出年金制度（iDeCo）はセカンドライフの資産作りのための制度です。毎月掛金を積み立てながら、自身で運用を行い、運用の結果に基づいた資金を給付金として、原則60歳以降に受け取るものです。

3つの税制優遇

掛金を出すとき

全額所得控除！

掛金全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます

積み立て総額840万円に対して 総額**168万円**の**税軽減**＊1

例　毎月2万円を35年間積み立てた場合

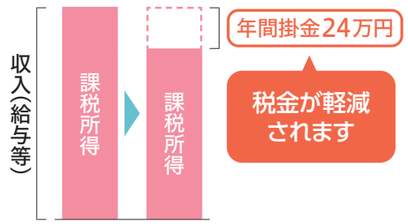

税金が軽減されます

運用するとき

運用益が非課税！

一般の金融商品に比べて有利に運用できます

積み立て総額840万円に対して 総額**419万円**の**税軽減**＊2

例　毎月2万円を35年間積み立てて利率5.0％で運用した場合

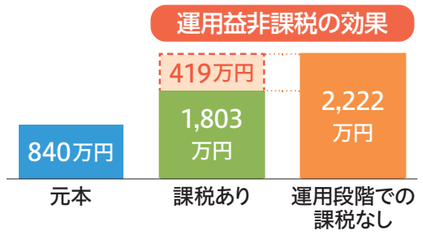

給付を受けるとき

所得控除の対象！

退職所得控除・公的年金等控除が適用されます

一時金で受け取る場合　→　退職所得控除＊3の対象となります

年金で受け取る場合　→　公的年金等控除の対象となります

• 確定拠出年金では資産残高に対して別途特別法人税が徴収されますが、2024年8月現在は課税が凍結されています。
＊1 給与に対して20%の税率で35年間課税され続けたと仮定した場合に、35年間の掛金840万円に対する支払税額の合計を計算したもの。税制の変更、所得額等により、結果は異なります。
＊2 1年複利で運用したものと仮定して計算。1万円未満は四捨五入し、事務費等は考慮していません。なお、運用収益に対する課税は一律20%の前提としています。また、各種数値は、一定条件において算出された参考値であり、将来および運用の成果等を約束するものではありません。
＊3 一時金受取の場合、退職所得控除適用額を超える金額の1/2が課税対象となります。

個人型DC（iDeCo）に加入できる方と掛金限度額

	加入資格（65歳未満）			掛金限度額
第1号被保険者	自営業者・フリーランス			年額816,000円＊2（月額68,000円）
第2号被保険者	会社員	厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型DCいずれも加入していない		年額276,000円（月額23,000円）
	会社員	企業型DCに加入している＊1	企業型DCのみ加入	年額240,000円＊3（月額20,000円）
	会社員	企業型DCに加入している＊1	企業型DCに加えて厚生年金基金や確定給付企業年金にも加入	年額144,000円＊4 ＊5（月額12,000円）
	会社員	厚生年金基金や確定給付企業年金に加入し、企業型DCには加入していない		年額144,000円＊5（月額12,000円）
	公務員・私学共済加入者			年額144,000円＊5（月額12,000円）
第3号被保険者	専業主婦（夫）			年額276,000円（月額23,000円）

＊1 企業型DCに加入している方は、原則、規約の定めなく、iDeCoに加入できます。マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出とiDeCoの選択が可能です。（マッチングとiDeCoの併用は不可です。）マッチング拠出については、お勤めの企業のご担当者様にご確認ください。
＊2 国民年金基金の掛金と付加保険料、および個人型DC（iDeCo）の掛金を合算した上限額です。
＊3 月額55,000円ー各月の企業型DCの事業主掛金額＝掛金限度額です。ただし、月額20,000円を上限とします。
＊4 月額27,500円ー各月の企業型DCの事業主掛金額＝掛金限度額です。ただし、月額12,000円を上限とします（2024年12月1日から月額2万円）。
＊5 2024年12月より、月額55,000円－（各月の企業型DCの事業主掛金額＋他制度掛金相当額）＝掛金限度額（ただし月額20,000円が上限）に変わり、掛金限度額は年額240,000円となります。

ご参考　将来収支のイメージをしてみましょう

収入が減少するタイミングは「退職」だけではありません。実はその後も段階的に減少する可能性が高いです。

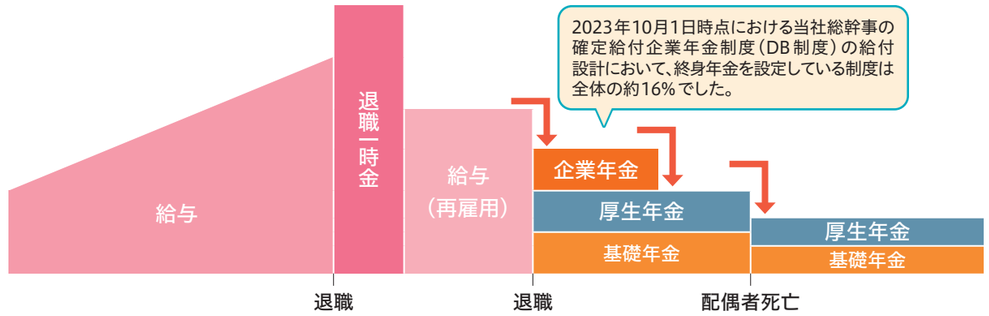

注意!!

- 運用実績によって給付金額が変動します。
- 給付金の払い出しは原則、60歳までできません（60歳時点で加入期間が10年に満たない場合は、払い出しの開始年齢が段階的に引上げられます）。
- 国民年金保険の払込免除を受けている場合など、掛金をかけられない場合があります。
- 2018年1月から、「毎月拠出」だけではなく「年単位拠出」も可能になりました。詳細は、国民年金基金連合会の「iDeCo公式サイト」をご参照ください。

お金に関する基礎知識

NISA制度に関する基礎知識

現役世代　退職世代　シニア世代

NISA制度とは

NISA制度とは、NISA口座で上場株式・投資信託等に投資すると、配当所得・譲渡所得が非課税になる制度です。2024年1月より制度の抜本的な拡充・恒久化が図られ、投資可能期間や非課税投資枠などが大きく変更となりました。日本にお住まいの方で、NISA口座を開設する年の1月1日において18歳(1月2日が誕生日の方を含む)以上の方が利用できます。

◆NISAのイメージ

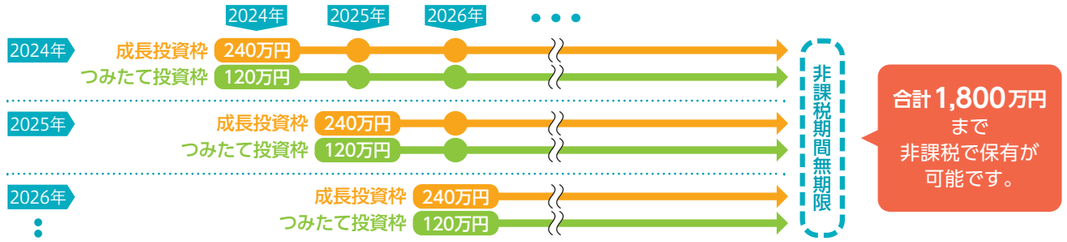

成長投資枠(特定非課税投資勘定)のポイント	●自分の好きなタイミングで投資可能 ●購入方法は一括投資、積立投資の両方可能 ●つみたて投資枠と比較して、幅広いファンドへ投資可能(整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等は対象外です。)		
年間投資枠	240万円	非課税保有限度額	1,800万円のうち1,200万円

つみたて投資枠(特定累積投資勘定)のポイント	●長期・積立・分散投資に適したファンドに厳選されていて、ファンド選択が〝かんたん〟 ●購入方法も積立投資に限定されていて、少額から〝こつこつ〟はじめられます ●非課税保有限度額まで積立可能で、長期で〝じっくり〟と資産形成が可能です		
年間投資枠	120万円	非課税保有限度額	1,800万円

◆新旧制度の比較

POINT 1 年間投資枠が拡大されました

POINT 2 非課税期間が無期限となりました

POINT 3 非課税保有限度額の再利用が可能となりました

	これまでのNISA(2023年12月まで)		新しいNISA(2024年1月から)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	～2023年12月末		恒久化	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円 POINT 1
併用可否	併用不可		併用可	
非課税期間	20年間	5年間	無期限 POINT 2	
再利用可否	再利用不可		再利用可 POINT 3	
非課税保有限度額(生涯非課税投資枠)	800万円	600万円	1,800万円(うち、成長投資枠は最大1,200万円まで)	
対象年齢	18歳以上		18歳以上	
購入方法	積立投資	一括投資・積立投資	積立投資	一括投資・積立投資
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等*1	これまでのつみたてNISA対象商品と同様	上場株式・投資信託等*1(一部対象除外あり*2)

*1 三井住友信託銀行では、上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っておりません。
*2 次のすべての条件を満たすものが投資対象　①信託期間が20年以上または無期限であること　②高レバレッジ型ではないこと　③毎月分配型ではないこと

注意!!
●NISA制度のご利用にあたっては、金融機関にNISA口座を開設する必要があります。
●NISA制度に関するご注意事項の詳細は、P77に記載していますので、必ずご確認ください。

◆世代別投資例

つ…つみたて投資枠での投資が可能(最大1,800万円)　成…成長投資枠での投資が可能(1,800万円のうち最大1,200万円)

現役世代

時間をかけて運用はできるけど、手もと資金の不安もあるし無理のない範囲で考えたいな。

こつこつ投資と投資金額の調整で、手もとの資金を確保しつつ将来資金の準備!

【例1】積立投資金額を一定にする
投資期間30年(投資総額1,800万円)

積立投資
月5万円(年間60万円)を30年間投資　つ 成

【例2】収入の増加に合わせ積立投資金額を増額
投資期間20年(投資総額1,800万円)　つ 成

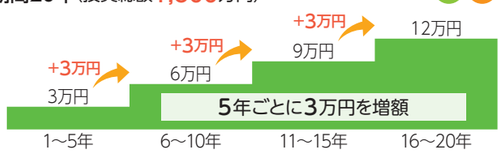

退職世代

すぐには使わない手もとの資金を活用して、セカンドライフの資金を準備したいな。

収入の一部を積み立てながら、手もと資金を活用し、セカンドライフの準備。資金が必要なときには柔軟に取り崩し。

【例】積立投資と一括投資を併用　投資期間15年(投資総額1,800万円)

積立投資
月5万円(年間60万円)を15年間投資　つ 成

＋

一括投資
毎年7月に150万円を6年間投資し、その後継続保有　成

シニア世代

長生きにそなえて、資金を長持ちさせたいな。

手もとの余裕資金で運用しながら、100年時代に向けて資金準備!

【例】年数回の一括投資の活用　投資期間5年(投資総額1,200万円)

一括投資　毎年3月と10月に各120万円(年間240万円)投資し、5年間運用　成

ご参考　積立投資と一括投資の併用

手もと資金を活かし、一括投資を併用することで、将来にそなえた資産形成に役立ちます。

毎月の必要積立額シミュレーション　目標額 2,000万円　投資期間 15年

一括投資金額(運用利回りは3%として試算)		運用利回り(積立投資分)ごとの必要積立額(月額)			
		0%	3%	5%	7%
0万円	＋	11.1万円	8.8万円	7.6万円	6.4万円
100万円	＋	10.2万円	8.2万円	7.0万円	5.9万円
300万円	＋	8.5万円	6.8万円	5.8万円	4.9万円
500万円	＋	6.8万円	5.4万円	4.6万円	3.9万円
700万円	＋	5.1万円	4.0万円	3.4万円	2.9万円

• 上記シミュレーションは、商品の利回り等を保証・示唆するものではありません。また、税金・手数料等は考慮していません。

注意!!
●投資信託は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お申込時などに各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P77以降に記載していますので、必ずご確認ください。

ご参考 制度のポイント

現役世代　退職世代　シニア世代

◎主な制度の比較

			税制優遇			拠出／申込金額	受取条件（代表的な条件を記載）
			拠出／申込時	運用中	給付／解約時		
国の制度	国民年金		社会保険料控除	—	公的年金等控除	原則月1.65万円	原則65歳以降受給開始
国の制度	厚生年金		社会保険料控除	—	公的年金等控除	給与・賞与に応じて算出	原則65歳以降受給開始
勤務先の制度	確定給付企業年金（DB）		（原則事業主負担）	運用益非課税＊	（年金）公的年金等控除（一時金）退職所得控除	（原則事業主負担）	60～70歳（規約で定める年齢）受給開始
勤務先の制度	企業型確定拠出年金（DC）		（事業者掛金）非課税（加入者掛金）小規模企業共済等掛金控除	運用益非課税＊	（年金）公的年金等控除（一時金）退職所得控除	月額5.5万円まで または 月額2.75万円まで（制度により異なる）	原則60歳以降受給開始
勤務先の制度	財形	一般	—	—	—	原則制限なし	原則3年以上積立
勤務先の制度	財形	住宅	—	住宅・年金合計550万円まで利子等非課税	—	原則制限なし	原則5年以上積立（原則住宅の取得や増改築が払出対象）
勤務先の制度	財形	年金	—	住宅・年金合計550万円まで利子等非課税	—	原則制限なし	原則60歳以降受給開始
勤務先の制度	年金払い退職給付		—	—	—	毎月の標準報酬月額および標準期末手当等に応じて算出	原則65歳以降受給開始
自助努力	国民年金基金（自営業等の方）		社会保険料控除	—	公的年金等控除	月6.8万円まで（iDeCoと合計）	原則65歳以降受給開始
自助努力	個人型確定拠出年金（iDeCo）		所得控除	運用益非課税＊	（年金）公的年金等控除（一時金）退職所得控除	P41参照	原則60歳以降受給開始
自助努力	NISA		—	運用益非課税		（つみたて投資枠）年間120万円まで（成長投資枠）年間240万円まで	いつでも払出可能
自助努力	個人年金保険		生命保険料控除	—	—	原則制限なし	原則満期時受取開始

＊資産残高に対して別途特別法人税が徴収されますが、2024年8月現在では課税が凍結されています。

◎個人型確定拠出年金(iDeCo)とNISA制度

		個人型確定拠出年金(iDeCo)			NISA制度（詳細はP43～44へ）	一般的な証券口座・投信口座
		大			税制面における優遇度	小
税メリット	買付(拠出)時	掛金は全額所得控除			特になし	特になし
税メリット	運用時	運用益は非課税			運用益は非課税	特になし（運用益に対して20.315%課税）
税メリット	売却(受取)時	退職所得控除または公的年金等控除が適用				
		小			利用面における自由度	大
利用条件	利用できる人	65歳未満			18歳以上	原則、制限なし
利用条件		第1号被保険者（自営業者等）	第2号被保険者（会社員、公務員等）	第3号被保険者（専業主婦(夫)等）	国内居住者	
利用条件	買付(拠出)額の上限	月額6.8万円	月額1.2万円～月額2.3万円	月額2.3万円	NISA制度非課税投資枠が上限	なし
利用条件	売却時の制限	原則、60歳まで払い出し不可			いつでも払い出し可	いつでも払い出し可
利用条件	口座開設の制限	1人1口座のみ			1人1口座のみ	いくつでも開設可

◎生命保険料控除の種類と控除限度額（契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合）

	対象となる保険商品例	控除限度額＊1 所得税	控除限度額＊1 住民税
一般生命保険料控除	終身保険 など	40,000円	28,000円
介護医療保険料控除	医療保険＊2 など	40,000円	28,000円
個人年金保険料控除	個人年金保険＊3 など	40,000円	28,000円
全体	—	120,000円	70,000円

3つの控除を合計した適用限度額は所得税120,000円、住民税70,000円です。

◎生命保険料控除を受けた場合の税金軽減額の目安

（全ての生命保険料控除の適用が受けられる保険に、それぞれ年間8万円ずつ保険料を支払った場合）

家族構成	年間給与収入金額	所得税12万円、住民税7万円の生命保険料控除を受けた場合 合計保険料	所得税(A)＊4	住民税(B)	合計額(C)=(A+B)
単身世帯の場合	400万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
夫婦のみの場合	400万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
夫婦のみの場合	600万円	240,000円	12,000円	7,000円	19,000円
夫婦と子1人（大学生）の場合	400万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
夫婦と子1人（大学生）の場合	600万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
夫婦と子1人（大学生）の場合	800万円	240,000円	24,000円	7,000円	31,000円

• 夫婦は、いずれか1人が年収を得ているケース。　• 16歳未満の子どもは扶養控除に該当しないため、その子どもを除いて家族構成をみます。例えば、夫婦と16歳未満の子どもであれば「夫婦のみの場合」と同様です。

＊1 各種類の年間の支払保険料がそれぞれ8万円以上の場合。
＊2 健康祝金が支払われる医療保険などは、介護医療保険料控除の対象とならないことがあります。また、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる医療特約は生命保険料控除の対象となりません。
＊3 以下要件を全て満たした上で、個人年金保険料税制適格特約を付加した契約が対象になります。
①年金受取人が、保険契約者またはその配偶者のいずれかであること　②年金受取人は、被保険者と同一であること　③保険料払込期間が10年以上あること　④年金の種類が確定年金や有期年金の場合で、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ年金受取期間が10年以上であること
＊4 所得税額は社会保険料控除などを考慮したおおよその目安です。

相続税に関する基礎知識

シニア世代

相続税の計算方法

❶遺産の総額

- ●土地*1
- ●家屋
- ●一般の財産
  - ●預貯金
  - ●有価証券
  - ●保険金（みなし相続財産）等
- ●被相続人からの相続開始前7年以内の贈与財産*2
- ●相続時精算課税制度を適用した贈与財産*3

❷課税価格の合計額（①遺産の総額－非課税枠および債務・葬式費用等）

❶遺産の総額 －

●控除部分（非課税枠および債務・葬式費用等）

- ●生命保険金の非課税枠　500万円 × 法定相続人の数*4
- ●死亡退職金の非課税枠　500万円 × 法定相続人の数*4
- ●債務・葬儀費用

❸課税される遺産総額（②課税価格の合計額－基礎控除）

❷課税価格の合計額 －

●控除部分（基礎控除）

3,000万円 ＋（600万円 × 法定相続人の数*4）

❹相続税の総額

❸課税される遺産総額 を各相続人の法定相続分で按分し、右の「相続税額速算表」で各人の相続税額を算出します。

妻	子	子
算出税額	算出税額	算出税額

相続税の総額（各人の算出税額の合計）

◆相続税額速算表　（A×B−C）

法定相続人の法定相続分（A）	税率（B）	控除額（C）
1,000万円以下	10%	−
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

❺各人の納付すべき税額

❹相続税の総額 を各人が実際に相続した遺産の課税価格の割合に応じて、各人に按分します。
それに「配偶者の税額軽減の特例」等、税額に加減算するものを反映して「各人の納付すべき税額」を計算します。

妻	子	子
納付税額	納付税額	納付税額

◆各人の納付すべき税額

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{各相続人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}}$$

「配偶者の税額軽減の特例」等、税額から控除されるものを差し引きます。

◎原則として、配偶者、1親等内の血族以外の方が相続した場合は、相続税額は2割加算されます。

実際に納付する相続税の合計

＊1 要件を満たした場合、小規模宅地等の計算特例が適用可能です。　＊2 贈与財産の相続財産への加算期間の延長（3年から7年）は2024年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。延長された4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。＊3 2024年1月1日以降の贈与から相続時精算課税制度の贈与にも基礎控除110万円が新設され、各年、基礎控除と特別控除を順に引いて贈与税を計算することになりました。この基礎控除は毎年適用できるものであり、精算課税による贈与財産額のうちこの基礎控除部分までは相続財産に加算する必要はありません。　＊4 (1)法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。(2)法定相続人の中に養子がいる場合の法定相続人の数は、次のとおりです。　①被相続人に実子がいる場合は、養子のうち1人までを法定相続人に含めます。　②被相続人に実子がいない場合は、養子のうち2人までを法定相続人に含めます。

相続税額シミュレーション

配偶者がいる場合（一次相続）

相続財産（課税価格・基礎控除前）	子ども1人 相続税額	子ども1人 税負担率	子ども2人 相続税額	子ども2人 税負担率	子ども3人 相続税額	子ども3人 税負担率
5,000万円	40万円	0.8%	10万円	0.2%	0万円	0.0%
6,000万円	90万円	1.5%	60万円	1.0%	30万円	0.5%
7,000万円	160万円	2.3%	113万円	1.6%	80万円	1.1%
8,000万円	235万円	2.9%	175万円	2.2%	137万円	1.7%
9,000万円	310万円	3.4%	240万円	2.7%	200万円	2.2%
1億円	385万円	3.9%	315万円	3.2%	262万円	2.6%
1億2,000万円	580万円	4.8%	480万円	4.0%	402万円	3.4%
1億4,000万円	780万円	5.6%	655万円	4.7%	577万円	4.1%
1億6,000万円	1,070万円	6.7%	860万円	5.4%	767万円	4.8%
1億8,000万円	1,370万円	7.6%	1,100万円	6.1%	992万円	5.5%
2億円	1,670万円	8.4%	1,350万円	6.8%	1,217万円	6.1%
3億円	3,460万円	11.5%	2,860万円	9.5%	2,540万円	8.5%
4億円	5,460万円	13.7%	4,610万円	11.5%	4,155万円	10.4%
5億円	7,605万円	15.2%	6,555万円	13.1%	5,962万円	11.9%

配偶者がいない場合（二次相続）

相続財産（課税価格・基礎控除前）	子ども1人 相続税額	子ども1人 税負担率	子ども2人 相続税額	子ども2人 税負担率	子ども3人 相続税額	子ども3人 税負担率
5,000万円	160万円	3.2%	80万円	1.6%	20万円	0.4%
6,000万円	310万円	5.2%	180万円	3.0%	120万円	2.0%
7,000万円	480万円	6.9%	320万円	4.6%	220万円	3.1%
8,000万円	680万円	8.5%	470万円	5.9%	330万円	4.1%
9,000万円	920万円	10.2%	620万円	6.9%	480万円	5.3%
1億円	1,220万円	12.2%	770万円	7.7%	630万円	6.3%
1億2,000万円	1,820万円	15.2%	1,160万円	9.7%	930万円	7.8%
1億4,000万円	2,460万円	17.6%	1,560万円	11.1%	1,240万円	8.9%
1億6,000万円	3,260万円	20.4%	2,140万円	13.4%	1,640万円	10.3%
1億8,000万円	4,060万円	22.6%	2,740万円	15.2%	2,040万円	11.3%
2億円	4,860万円	24.3%	3,340万円	16.7%	2,460万円	12.3%
3億円	9,180万円	30.6%	6,920万円	23.1%	5,460万円	18.2%
4億円	1億4,000万円	35.0%	1億 920万円	27.3%	8,980万円	22.5%
5億円	1億9,000万円	38.0%	1億5,210万円	30.4%	1億2,980万円	26.0%

- 相続税額の1万円未満および税負担率の小数第2位を四捨五入しています。
- 被相続人の遺産を法定相続人が法定相続分通りに相続するものとして税額を算出しています（配偶者がいる場合は、配偶者の相続分について「配偶者の税額軽減の特例」を活用しています）。【配偶者の税額軽減】被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、①1億6千万円以下か、②配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までは配偶者に相続税がかからない制度です。
- 金額は各相続人が納付する相続税の合計額です。
- 本資料は2024年8月現在の税制・関係法令・通達等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

ライフサイクルナビ®で簡単なシミュレーションができます！

お金に関する基礎知識

生前贈与に関する基礎知識

シニア世代

贈与の事実を明確にしておくことが大切です

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる（民法第549条）。
生前贈与を行う際は、下記注意点をご確認ください。

1 受贈者の意思確認

暦年贈与は毎年の契約のため、毎年お互いの「あげた」「もらった」という意思を明確にするため、贈与契約書を作成することが大切です。

2 記録化

贈与者の口座から受贈者の口座へ振り込みをするなど、しっかりと贈与した事実を確認できる記録を残すことが大切です。

3 贈与財産の管理

贈与された資金は贈与を受けた方が管理することが大切です。
そのためには「受贈者がつかう」ことがポイントです。

課税方法に注意して贈与の方法を決めましょう

暦年課税	● 1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の合計額に課税されます。 贈与税＝（贈与財産－基礎控除額110万円）×税率－速算控除額 ● 相続開始前7年以内の贈与額の合計額が相続財産に加算されます。＊
相続時精算課税	● 基礎控除額（年間110万）＋特別控除額（2,500万円のうち前年までに使用していない残額部分）を超えた部分に一律20％課税されます。 ● 精算課税選択後の贈与財産は相続財産に加算します（控除された基礎控除分は除く）。

＊2024年1月より、贈与財産の相続財産への加算期間が3年から7年へ延長されました。また、延長された4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。

◆贈与税の速算表（暦年課税）

基礎控除前の贈与財産額	直系尊属から受けた贈与（18歳以上） 税率	速算控除額	左記以外 税率	速算控除額
贈与財産 110万円超～ 310万円以下	10%	0万円	10%	0万円
310万円超～ 410万円以下	15%	10万円	15%	10万円
410万円超～ 510万円以下	15%	10万円	20%	25万円
510万円超～ 710万円以下	20%	30万円	30%	65万円
710万円超～1,110万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,110万円超～1,610万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,610万円超～3,110万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,110万円超～4,610万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,610万円超	55%	640万円	55%	400万円

• 贈与税は受贈者（贈与を受けた方）が支払います。
• 暦年課税による贈与税は受贈者が1年間（1月1日～12月31日）に110万円超の贈与を受けた場合に申告し、納税します。

贈与金額の目安について確認してみましょう

【例】相続財産1億6,000万円、子ども2人のケース（配偶者がいない場合）における相続税と贈与税のシミュレーション

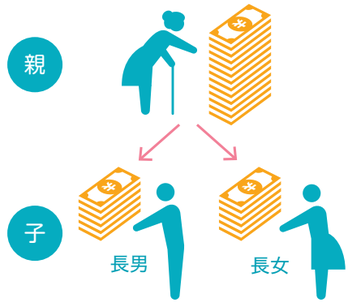

	暦年贈与しない場合		10年間 毎年110万円を2人に贈与した場合		10年間 毎年310万円を2人に贈与した場合	
贈与財産	－		2,200万円		6,200万円	
相続財産	1億6,000万円		1億3,800万円		9,800万円	
		税負担率		税負担率		税負担率
贈与税額	－	－	0万円	0.0%	400万円	6.5%
相続税額	2,140万円	13.4%	1,520万円	11.0%	740万円	7.6%
合計	2,140万円	13.4%	1,520万円	9.5%	1,140万円	7.1%

差額620万円
差額1,000万円

• 本シミュレーションの数値は、あくまで参考値です。

①相続税の税負担率（配偶者がいない場合）

詳しくは P48へ

配偶者がいない場合（二次相続）

相続財産（課税価格・基礎控除前）	子ども1人	子ども2人	子ども3人
5,000万円	3.2%	1.6%	0.4%
6,000万円	5.2%	3.0%	2.0%
7,000万円	6.9%	4.6%	3.1%
8,000万円	8.5%	5.9%	4.1%
9,000万円	10.2%	6.9%	5.3%
1億円	12.2%	7.7%	6.3%
1億2,000万円	15.2%	9.7%	7.8%
1億4,000万円	17.6%	11.1%	8.9%
1億6,000万円	20.4%	13.4%	10.3%
1億8,000万円	22.6%	15.2%	11.3%
2億円	24.3%	16.7%	12.3%
3億円	30.6%	23.1%	18.2%
4億円	35.0%	27.3%	22.5%
5億円	38.0%	30.4%	26.0%

• 税額控除は加味していません。　• 小数第2位を四捨五入しています。

②贈与税の税負担率

相続税より低い税負担率

贈与金額（基礎控除前）	税負担率
110万円	0%
150万円	2.7%
200万円	4.5%
250万円	5.6%
300万円	6.3%
350万円	7.4%
400万円	8.4%
450万円	9.1%
500万円	9.7%
550万円	10.5%
600万円	11.3%
650万円	12.0%
700万円	12.6%
750万円	13.6%
800万円	14.6%
850万円	15.5%
900万円	16.3%
950万円	17.1%
1,000万円	17.7%

• 贈与の年の1月1日に18歳以上の子・孫が受贈した場合です。
• 小数第2位を四捨五入しています。

贈与税は相続税と比べ高い税率が設定されているものの、いつでも行える利点を活かし相続時の税率よりも低い税率で贈与すれば、有効な財産評価対策となります。

• 本資料は2024年8月現在の税制・関係法令・通達等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

お金に関する基礎知識

三井住友信託銀行の取扱商品・サービス

三井住友信託銀行は、お客さまの「資産運用・資産管理のメイ ンバンク」となることを目指します。お気軽にご相談ください。

目次

P55	1 投資信託	P68	6 人生100年応援信託〈100年パスポート〉〈100年パスポートプラス〉
P57	2 投資一任運用商品（ラップ口座）	P69	7 おひとりさま信託
P61	3 外貨預金	P70	8 相続／贈与関連商品・サービス
P63	4 各種取り扱い保険商品	P71	9 遺言信託・寄付関連商品・遺産整理業務
P67	5 新型金銭信託＜フューチャートラスト＞	P73	10 ローン
		P74	11 不動産

30歳　40歳　50歳　60歳　70歳　80歳　90歳

現役世代　退職世代　シニア世代

1 投資信託　3 外貨預金　10 ローン　11 不動産

〈投資信託・外貨預金〉
「将来のために資産をふやしておきたい」
〈ローン・不動産〉
「マイホームを購入したい」
「相続対策として不動産を活用したい」

4 各種取り扱い保険商品

2 投資一任運用商品（ラップ口座）　5 新型金銭信託＜フューチャートラスト＞

〈投資一任商品（ラップ口座）〉
「忙しくてなかなか時間が取れない」
〈新型金銭信託＜フューチャートラスト＞〉
「社会貢献しながら安定的な資産運用を考えたい」

6 人生100年応援信託〈100年パスポート〉〈100年パスポートプラス〉　7 おひとりさま信託　8 相続／贈与関連商品・サービス

9 遺言信託・寄付関連商品・遺産整理業務

たとえば、
こんなお考えを
お持ちの
方に……

〈個人年金保険〉
「自分の将来のためにそなえたい」
〈終身保険〉
「大切な人のためにのこしたい」
〈定期保険・収入保障保険〉
「万一のとき、のこされた家族の一時的な負担や月々の生活費にそなえたい」
〈医療保険・がん保険〉
「病気やケガ、がんの治療費にそなえたい」
〈火災保険〉
「火災や自然災害で建物・家財が受ける被害にそなえたい」

〈人生100年応援信託〈100年パスポート〉〈100年パスポートプラス〉〉
「将来の認知症や健康への不安にそなえたい」
〈おひとりさま信託〉
「万一のとき、身の回りのことが整理できるようそなえたい」
〈相続／贈与関連商品・サービス〉
「家族に大切な資産をのこしたい」

「大切な資産を、自分の思い通りに引き継ぎたい」
「不慣れな手続きをサポートしてほしい」

各商品・サービス　に関してご注意いただきたい事項についてはP77以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

資産運用・保険商品をご検討のお客さま へのご案内

	フューチャートラスト P67	外貨定期預金 P61～	投資信託 P55～	投資一任運用商品 P57～	生命保険（円建） P63～	生命保険（外貨建） P63～
お客さまのご意向	■元本補てん特約付きで安定的な運用をしたい。 ■社会貢献に関心がある。	■海外の金利で運用したい。	■プロが選んだ株や債券の組み合わせから銘柄分散をしたい。	■自身の考えに基づいて運用をしてくれるプロに任せたい。	■保障機能と資産形成機能を組み合わせたい。 ■ライフプランや家族構成に合わせた様々な機能を確保したい。	
仕組み・イメージ図	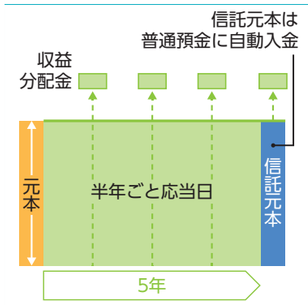	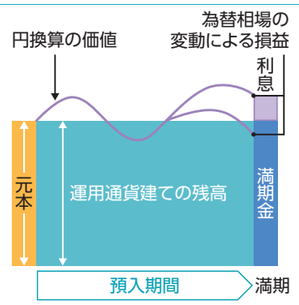	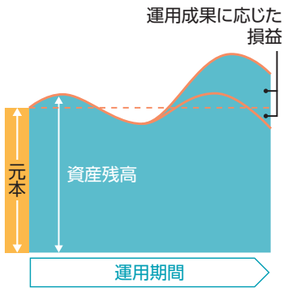	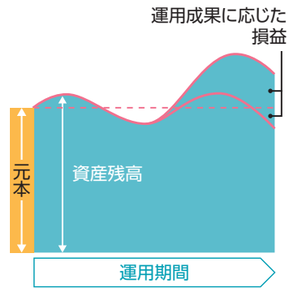	（円建一時払定額終身保険のイメージ） 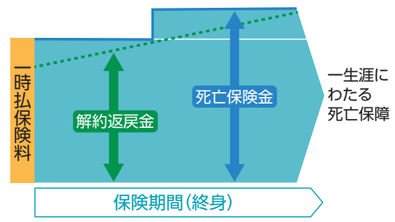	（外貨建一時払定額終身保険のイメージ） 死亡保険金、解約返戻金等は為替相場の変動の影響を受けます 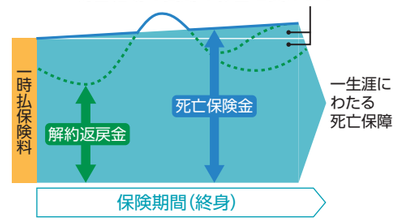
特 徴	●元本保証です。 ●預金保険制度の対象です。	●海外の好金利が期待できます。 ●お預入時点で満期時の外貨建元本とお利息が確定します。	●分散投資により安定した投資成果が期待できます。 ●少額の資金から投資がはじめられます。	●お客さまの運用方針に基づき投資一任運用するサービスです。 ●資金受け取り方法を選択できます。	●死亡保障があり、保険金受取人の指定ができます。 ●生命保険金の非課税枠や生命保険料控除の活用ができます。 ●生前贈与や介護・認知症にそなえることができるタイプもあります。	
元本保証	元本補てん特約付きです	元本保証はありません	元本保証はありません	元本保証はありません	元本保証はありません	元本保証はありません
クーリング・オフ	対象外	対象外	対象外	対象外	対象	対象*5
期 間	5年	1カ月・3カ月・6カ月 1年・2年・3年・4年・5年	期限　なし*4		5年～	
購入時の判断事項	ー	通貨	投資資産　（株・債券等） 運用タイプ　（アクティブ　・パッシブ等）		通貨・商品タイプ	
主なリスク	（銀行の）信用リスク	為替変動リスク　（銀行の）信用リスク	為替変動リスク　信用リスク　市場変動リスク　その他（流動性等）リスク		信用リスク　市場変動リスク	為替変動リスク　信用リスク　市場変動リスク　その他（流動性等）リスク
費用（*1）	コスト低	コスト低	（運用方針に応じて）コスト低～高		（一般的に）短期解約した場合、コスト高	
購入／契約時	ー	為替手数料*2	購入手数料 （0%～3.3%）	ー	契約時費用 （0～2%）	契約時費用　為替手数料 （0%～11%）
保有期間中	信託報酬(0.01%以下)	ー	信託報酬 等 （商品によって異なります）	投資顧問報酬 （報酬タイプ等によって異なります） 信託報酬 等 （商品によって異なります）	保険関係費 等 （商品によって異なります）	保険関係費 等 （商品によって異なります）
解約／換金時	中途解約の場合、信託元本から支払済み収益分配金（税引後）相当額を控除	為替手数料*3 中途解約の場合、当社所定の中途解約利率で計算します。	信託財産留保額 （0%～0.5%）	投資顧問報酬 （未受領分の清算を行います）	解約控除 （0%～5%） 市場価格調整*6 （商品によって異なります）	解約控除 （0%～10%） 市場価格調整*6 （商品によって異なります） 為替手数料

*1 費用はすべて税込み表示です。 *2 円を外貨にする際のみ。通貨によって異なります。 *3 外貨を円にする際のみ。通貨によって異なります。 *4 投資一任運用商品は原則として運用開始後3カ月間は解約できません。 *5 保険料を外貨でお支払いいただいた場合、外貨での返金となり、為替差損が発生する場合があります。 *6 市場金利に応じた運用資産の価格変動を、解約時などに解約返戻金に反映させる仕組みです。このため市場金利の変動により解約返戻金が払込保険料を下回り損失が生じる恐れがあります。具体的には、解約時の市場金利が契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少し、下落した場合には増加することがあります。

（参考）リスクとリターンの関係

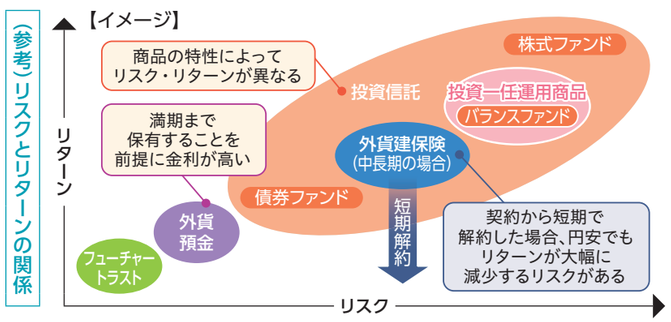

外貨預金	ローリスク・ローリターン	預金保険対象外です。満期時の為替によって元本が割り込む恐れがあります。
投資信託／投資一任運用商品	商品によってリスク・リターンが異なる	価格変動・投資対象の信用状況の悪化等により投資元本を割り込む恐れがあります。
外貨建保険	ミドルリスク・ミドルリターン	商品によって様々な機能があるが、一般的にコストが高い傾向です。中途解約すると市場金利の変動や手数料により元本を割り込む恐れがあります。

為替変動リスク

為替相場	外貨建資産	基準価額
円安	↗	↗
円高	↘	↘

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く（＝円高）なれば基準価額下落要因となり、強く（＝円安）なれば基準価額の上昇要因となります。

市場変動リスク

金利	債券価格	基準価額
→	↗	↗
↗	↘	↘

市場変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇（低下）した場合には、債券価格は下落（上昇）し、基準価額の下落（上昇）要因となります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般にこのようなリスクが生じた場合またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市場動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。一般に売却資産の市場における流動性が低いときは、市場実勢価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ず、その結果、基準価額が下落する要因となります。

リスクおよび費用等の詳細は、各商品の 説明書、契約締結前交付書面（目論見書および目論見書 補完書面）、パンフレット、契約概要・注意喚起情報、ご契約のしおり・約款等でご確認ください。

記載内容は商品の一例です。個別商品の特徴・留意点等をすべて記載したものではありません。また、このイメージ 図は、将来の死亡保険金額・積立金額等を保証するものではありません。詳しくはP77以降を必ずご確認ください。

取扱商品・サービス

1 投資信託

投資信託の特徴

少額の資金から投資がはじめられます。
当社では1万円から手軽にはじめられます。

「運用のプロ」に任せられます。
運用の専門家が投資家に代わって運用を行うため、専門的な知識は必要ありません。

分散投資により安定した投資成果が期待できます。
投資信託は1つの商品が複数の投資対象に分散投資をしているので、リスクの抑制効果が期待できます。

投資信託の仕組み

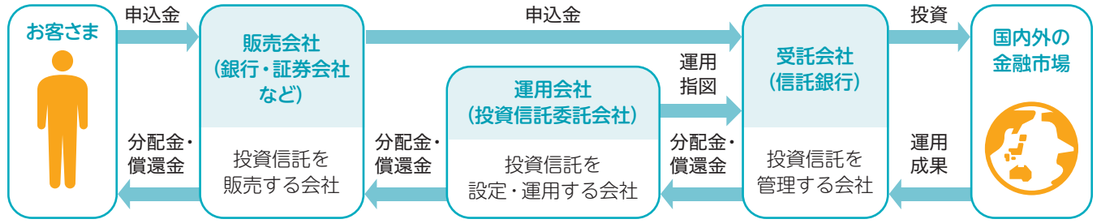

投資対象とする主な資産

債券

利子収入の積み上げによる、安定的な金利収入に期待します。

- 国や一般企業などが、投資家から資金を調達するために発行します。
- 債券に投資すると、一般的には定期的に利子収入を受け取ることができます。
- 原則として、満期日を迎えると額面金額である償還金が受け取れるため、投資資産の安定性が期待できます。

REIT（リート）

賃料収入を主な収入源とし、相対的に安定した配当利回りに期待します。

- 投資家から集めた資金を、主に不動産で運用する投資信託です。
- リートに投資すると、賃料収入などに基づく相対的に安定した利回りの配当収入や、また景気が良好な場合には、組み入れている不動産の資産価値や賃料収入の上昇によるリート価格の値上がり益にも期待できます。

株式

企業の成長による値上がり益の獲得を期待します。

- 一般企業が、投資家から資金を調達するために発行します。
- 株式に投資すると、企業業績や景気などが良好な場合、配当金や株価の値上がり益に期待できるため、投資資産の成長性が期待できます。

◆主な投資対象とリスクとリターンの関係

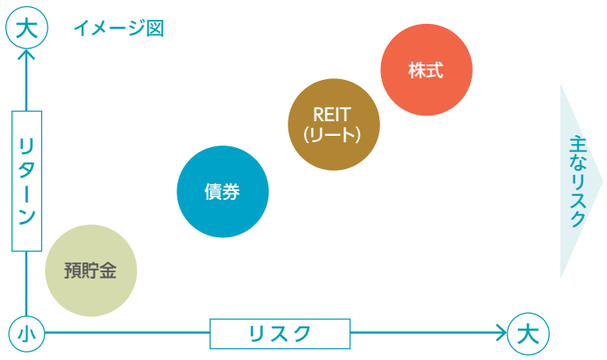

		主なリスク
債券	国内	●金利変動リスク　●信用リスク　など
	海外	●金利変動リスク　●信用リスク ●カントリーリスク ●為替変動リスク　など
REIT（リート）	国内	●REITの価格変動リスク　など
	海外	●REITの価格変動リスク ●カントリーリスク ●為替変動リスク　など
株式	国内	●株価変動リスク　●信用リスク　など
	海外	●株価変動リスク　●信用リスク ●カントリーリスク ●為替変動リスク　など

投資信託の主なリスク

株価変動リスク	株価変動リスクとは、経済情勢の変化等により、株価が変動するリスクをいいます。
REIT（リート）の価格変動リスク	REITの価格変動リスクとは、経済情勢の変化、不動産市況（賃料相場、空室率、不動産価格）の変化等によりREITの価格が変動するリスクをいいます。
為替変動リスク	為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く（＝円高）なれば基準価額の下落要因となり、強く（＝円安）なれば基準価額の上昇要因となります。
金利変動リスク	金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、基準価額の下落要因となります。また、金利が低下した場合には、債券価格は上昇し、基準価額の上昇要因となります。
信用リスク	信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。
カントリーリスク	カントリーリスクとは、投資対象となる国・地域において、政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けるリスクをいいます。
流動性リスク	流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市場動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。

上記は投資信託の主なリスクについて記載したものであり、全てを説明しているものではありません。

投資信託の主な費用

購入時	購入時手数料	● 通常、購入価額に一定の手数料率を乗じて算出されます。 （購入時手数料がかからない投資信託（ノーロードファンド）もあります）
保有期間中	信託報酬	● 投資信託を運用・管理するための費用です。 ● 信託財産の中から間接的に支払われます。
	監査報酬	● 投資信託は原則、決算ごとに監査法人などから監査を受ける必要があり、その監査に要する費用です。
	組入有価証券の売買手数料	● 投資信託に組み入れている有価証券の売買時に支払う売買委託手数料などで、信託財産から支払われます。
換金時	信託財産留保額	● 投資信託を解約する際、信託財産に留保する費用です。 （信託財産留保額がかからない投資信託もあります）

上記は投資信託の主な費用について記載したものであり、全てを説明しているものではありません。

注意!!
●投資信託は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お申込時などに各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P77以降に記載していますので、必ずご確認ください。

取扱商品・サービス

2 投資一任運用商品（ラップ口座）

ラップ口座の特徴

ラップ口座を活用することで、資産運用によくあるお悩みを解決することができます。

どんな方法が自分に合っているかわからない
→ お客さまのお考え・投資経験などに合った運用コースを当社がご提案します。

下落した時のことを考えると不安
→ 国内外の株式・債券等への分散投資によって、世界経済の成長を享受しながら下ブレを抑制します。

管理や見直しの時間が取れるか不安
→ 市場環境の変化に対応してポートフォリオの見直しを行い、長期的に安定した収益獲得を目指します。

三井住友信託ファンドラップは、**徹底した分散投資を通じて世界経済の中長期の成長を享受**し、お客さまからお預かりした大切なご資産を育てていきます。

ラップ口座の仕組み

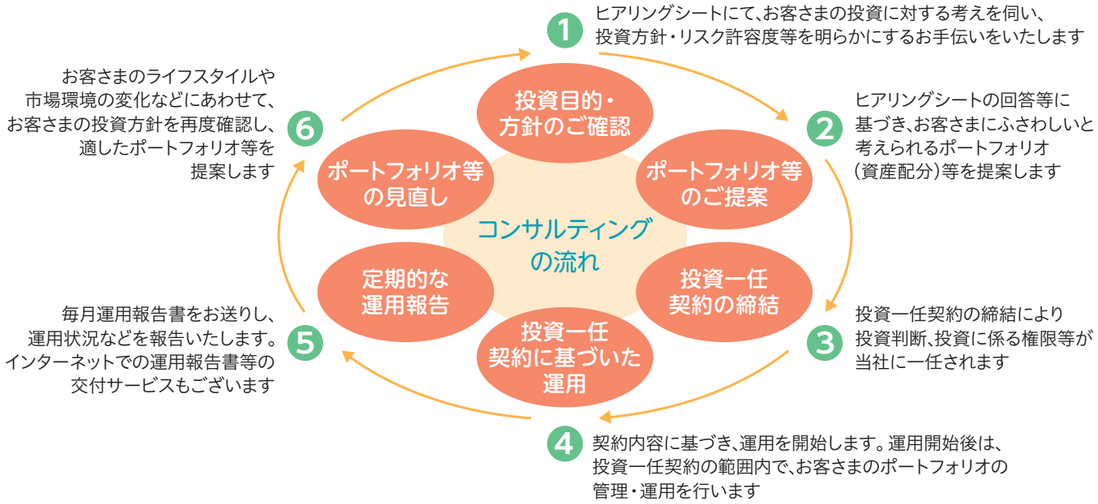

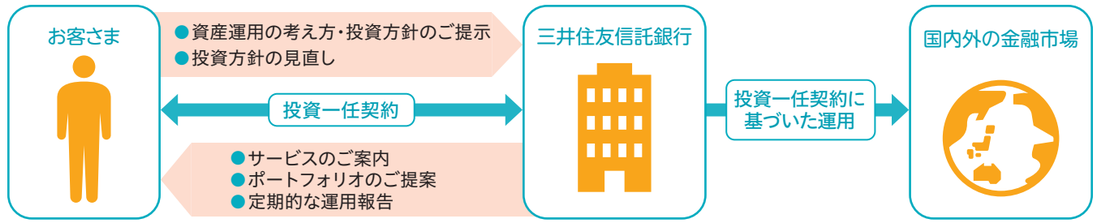

注意!! ●投資一任運用商品は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P77に記載していますので、必ずご確認ください。

ポートフォリオのご提案

お客さまの投資方針を確認するためのヒアリングシートの回答等に基づいて、お客さまにふさわしいポートフォリオをご提案します。

◆運用コース別の資産配分（イメージ）

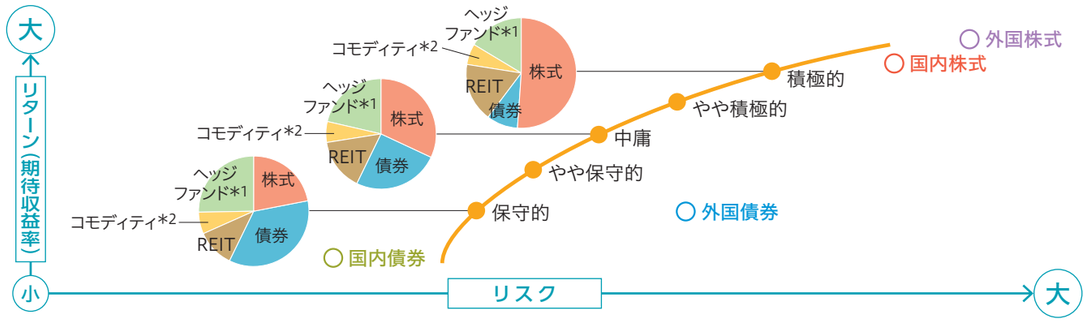

＊1 ヘッジファンドとは、さまざまな取引手法を駆使して、市場上昇・下落両方の局面で利益を追求することを目的としたファンドです。
＊2 コモディティとは、商品先物市場で取引されている商品（原油などのエネルギー、金などの貴金属、トウモロコシなどの穀物等）のことです。

◆ラップ口座の運用プロセス

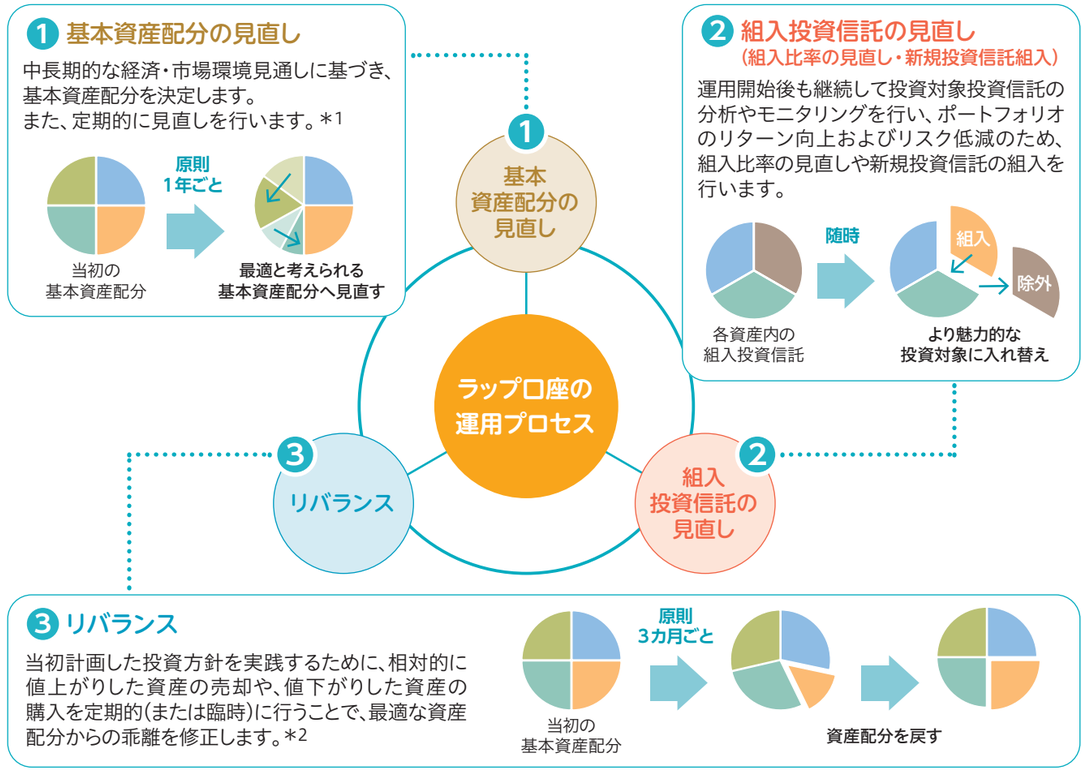

＊1 市場環境の急激な変化に応じて、リスク低減等を目的として、基本資産配分の臨時の見直しを行うことがあります。
＊2 市場環境等によっては、定期的なリバランスを行わない場合があります。

ラップ口座専用サービス 人生安心パッケージ

“ふやす”と“まもる”で長期運用をサポート

三井住友信託ファンドラップは、「幅広い分散投資」と「市場環境に応じた見直し」で長期・分散・安定運用を目指します。

分散

◆三井住友信託ファンドラップ（8資産分散型）と国内株式の推移・局面別リターン（2009年2月12日～2024年7月31日）

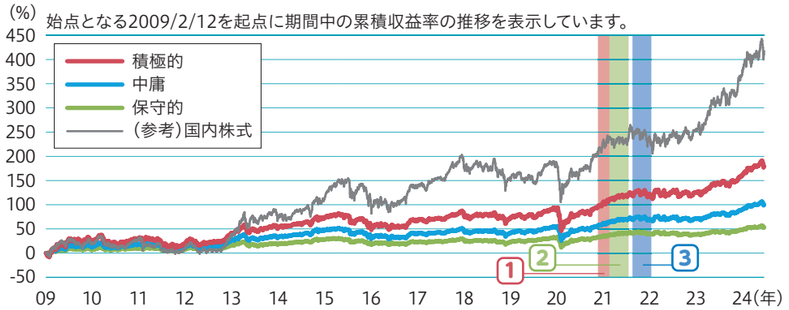

	リターン 年率	リターン 累積	リスク 年率
積極的	6.9%	179.6%	10.7%
中庸	4.6%	100.1%	7.8%
保守的	2.8%	53.3%	5.4%
（参考）国内株式	11.2%	417.7%	15.8%

1 株式上昇局面（2021/1/4 ～ 3/31）
株式が反発する局面を捉えて市場に一定程度追随しています

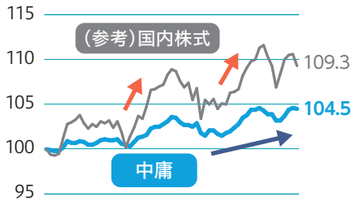

2 株式もみあい局面（2021/4/1～8/31）
株式がもみあう局面で安定的なリターンを確保しています

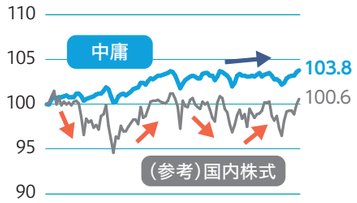

3 株式下落局面（2021/10/1 ～ 2022/2/28）
株式が大幅に下落する局面で下ブレを抑制しています

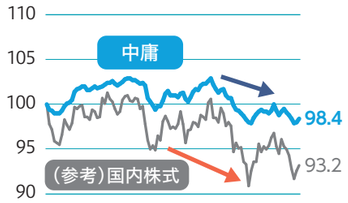

長期

◆三井住友信託ファンドラップ（8資産分散型・中庸）の運用期間別リターン（2009年2月12日～2024年7月31日）

運用期間：1年

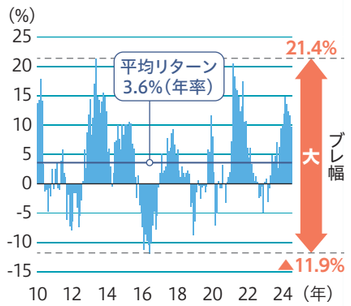

運用期間：3年

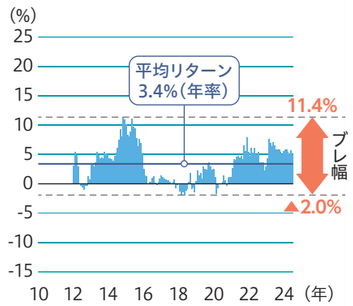

運用期間：5年

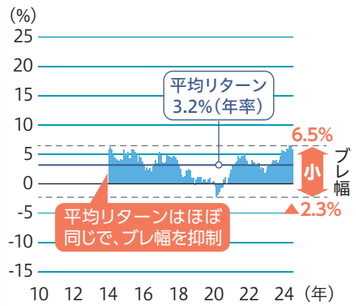

- 各グラフの一番左側のデータは2009年2月から1年間、3年間、5年間保有した場合の年率リターンを表示
- 以降、運用開始月を1カ月ずつずらしながら各保有期間の年率リターンを算出

本ページにおける三井住友信託ファンラップのモデルリターンは、投資顧問報酬を控除したシミュレーションです。シミュレーションの作成基準については、P79の「本資料におけるモデルリターンの作成基準について」をご参照ください。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お客さまの人生にもっと大きな“安心”をご提供します

ラップ口座に、ガンや介護、ケガといった健康リスクへの保障を付加するサービスです。
万一お客さまの健康が損なわれたり（ガン・要介護）、ケガで死亡・入院等された場合には、保険金が支払われます。

満40歳～満80歳の方限定

人生安心パッケージ
三井住友信託ファンドラップ（ラップ口座） ＋ 保険（ガン・要介護・傷害） ▶ お客さま

お客さまの保険料の負担はなし！（当社が全額負担）

満40歳～満65歳の方
ご契約金額500万円を1口として、1口ごとにガン・介護・傷害保障のいずれかを選択。
（2口以上のご契約の場合、異なる保障の組み合わせも可能）

満66歳～満80歳の方
ご契約金額500万円を1口として、傷害保障（ケガによる死亡・後遺障害、入院および手術の保障サービス）をご用意。

人生安心パッケージ サービスイメージ

＊各保障サービスの詳細および保険金額等は、人生安心パッケージのパンフレット等をご確認ください。

ガン保障	ガンによる通算＊31日以上の入院となった場合：100万円 ＊退院日の翌日から180日以内に開始した入院の入院日数を通算します。180日を経過した後に開始した入院は通算されません。	• 三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ10口を限度とします。
介護保障	要介護2以上の認定となった場合：100万円	• 三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ20口を限度とします。
傷害保障	ケガを原因として次の状態となった場合 ●死亡：200万円 ●後遺障害：最高200万円（障害の程度により異なります。） ●入院：日額5,000円（30日を限度とします。） ●手術：入院中に受けた手術50,000円 外来手術25,000円	• 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の死亡、後遺障害、入院および手術はお支払いの対象とはなりません。 • 同一保障年度内に発生した事故により、既に後遺障害保険金が支払われたことがある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を控除した残額を限度としてお支払いします。 • 三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ5口を限度とします。

ラップ口座の契約終了時やご契約金額が500万円を下回る減額時などには、本サービスは終了いたします。

●サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP77以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

取扱商品・サービス

3 外貨預金

外貨預金の特徴

海外の好金利が期待できます。
当社では米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、ユーロ、英ポンドの5通貨から選択できます。

分かりやすい商品性です。
為替変動リスクは伴いますが、外貨定期預金ではお預入時点で満期時の外貨建元本とお利息が確定します。

費用は為替手数料のみです。
三井住友信託ダイレクトなら、店頭でのお手続きより為替手数料がお得になります。

外貨の保有割合の考え方

◆国内で消費されるモノ・サービスのうち輸入品が占める割合（輸入浸透度＊）

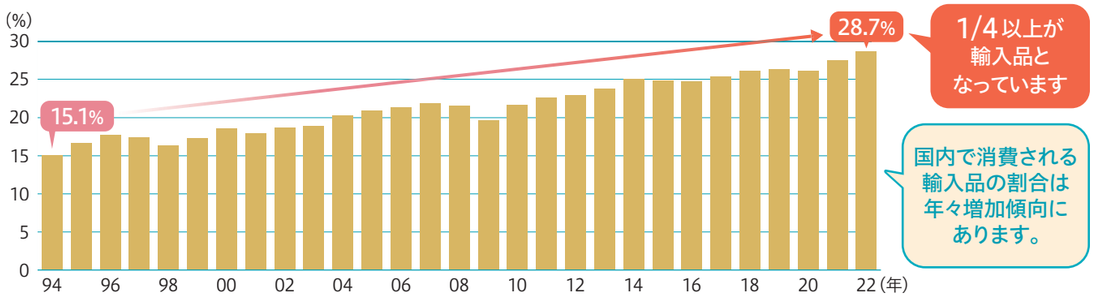

＊輸入浸透度：財・サービス輸入÷（民間消費+企業設備投資）

国内消費の1/4以上を輸入に頼る日本では、円安による輸入価格の上昇にともない支出が増加してしまいます。
外貨を保有することで、その支出増を補うことができます。

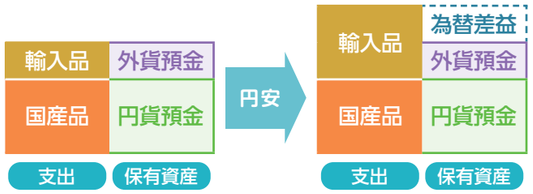

円安による輸入品の価格上昇を外貨預金の為替差益でカバー！

円高と円安の関係のイメージ

【例】1米ドル＝140円 ⟶ 1米ドル＝160円になると円安（ドル高）、
1米ドル＝140円 ⟶ 1米ドル＝120円になると円高（ドル安）と言います

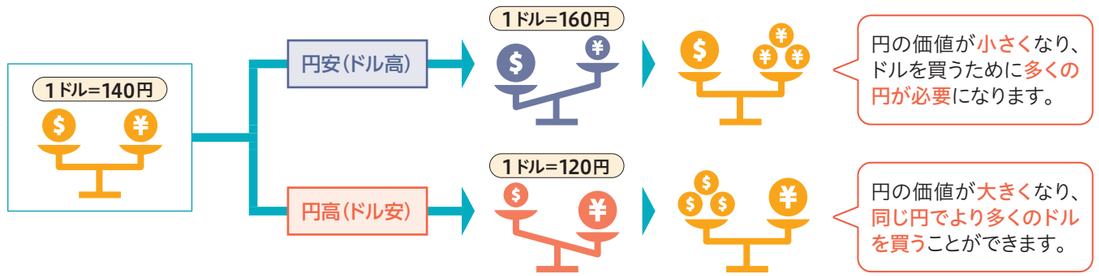

為替が動く主な要因

金利情勢

例 米国の金利が日本に比べて高い場合

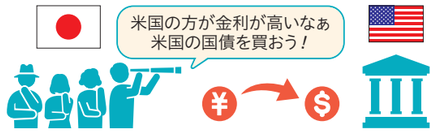

米国債を買うために円を米ドルに交換
↓
米ドルの需要増加 ⟶ 米ドル高・円安

貿易収支

例 日本から米国向けの輸出が拡大した場合

受け取った代金（米ドル）を円に交換
↓
円の需要増加 ⟶ 円高・米ドル安

物　価

例 同じ品質のハンバーガーが日本では300円、米国では3ドルで売られていた場合

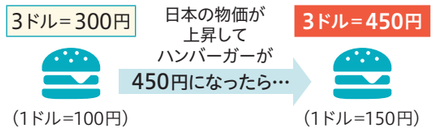

日本の物価のみが上昇
↓
円の価値は下落 ⟶ 米ドル高・円安

プラスα　国の信用格付け
国の信用格付けは、当該国の通貨を変動させることもあることから、金利の高さだけでなく、信用格付けの高さもその通貨が買われやすいポイントとなります。

その他の為替変動要因には、為替介入、政治的要因、地域紛争・戦争等があります。

金利の効果と為替の考え方

【例】1,000万円を1米ドル＝140円で米ドルに交換し、
米ドルの5年定期預金（元本71,428.58米ドル、金利年3.00%＊1）に預け入れた場合

金利

金利計算方法＊2
原資×（1＋期間×利率）

$ 71,428.58米ドル ×（1+5×0.03）＝ $ 82,142.86米ドル　（+15%）

為替

元本を下回らない
損益分岐レート
預入時の円建元本 ÷ 円換算時の外貨建受取額

円換算時のレート（為替手数料含む）		円換算額
1米ドル ＝ 160 円の場合	⟶	13,142,857 円
1米ドル ＝ 140 円の場合	⟶	11,500,000 円
1米ドル ＝ 121.74 円の場合	⟶	10,000,071 円
1米ドル ＝ 110 円の場合	⟶	9,035,714 円

円安 ↑ ↓ 円高

＊1 金利は税引前であり、利息には20.315%の税金（復興特別所得税0.315%を含む）がかかります。
＊2 計算を単純化するために利息にかかる税金を除外しています。

上記シミュレーションの金利および為替レートは、外貨預金および為替相場について説明するためのもので、実際の取引とは異なります。
お取引時の外貨預金金利や適用外国為替レートは、当社ホームページなどでご確認ください。

外貨積立サービスもご用意しております

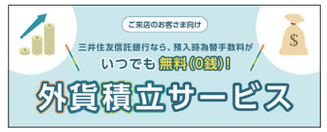

注意!! ●外貨預金は、外国為替相場等の変動により損失が生じる場合があります。また、取引時に為替手数料がかかります。詳しくは、P77に記載していますので、必ずご確認ください。

各データの出所等についてはP75～76に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

当社で取り扱っている保険の〝カタチ〟

人生100年時代、お客さまが抱えるさまざまな〝お考え〟やご不安に寄り添う保険の〝カタチ〟を、幅広い商品ラインアップからご提案します。

払込方法	一時払	保険料を契約の時にまとめて払い込むタイプです。	運用方法	定額	一般勘定で運用します。契約時に予定利率が確定しています。
	平準払	保険料を毎月、毎年など定期的に払い込むタイプです。		変額	特別勘定（ファンド等）で運用します。運用実績に応じて価格が変動します。
通　貨	円貨	外貨	「保険料」の払込通貨や「保険金・解約返戻金」の受取通貨を選べる商品もあります。		

保険でそなえられる〝お考え〟と保険の種類 ／ 代表的な保険の〝カタチ〟と特徴

生きている間のご不安

老後 ／ 生活費・年金 ／ 個人年金保険

自分の将来に向けて「ふやしたい」けれど、どれぐらい増えるかわからないのは不安…

- ご契約時に、将来受け取れる金額の目安が分かるので、安心です。

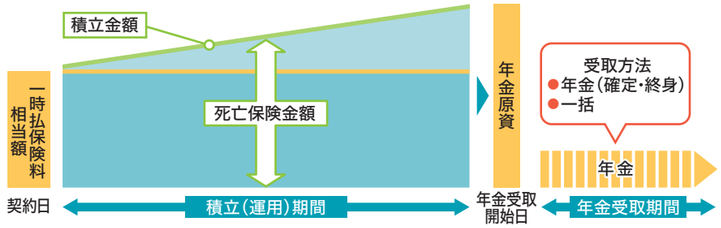

払込方法・運用方法・通貨		
主な払込方法	一時払	平準払
主な通貨	円貨	外貨
主な運用方法	定額	変額

すぐに受け取れる年金など、定期的な収入を確保したい

- ご契約後、すぐに年金を受け取ることも、一定期間据え置いてから受け取ることもできます。
- 被保険者がご存命の限り、年金受取人は一生涯年金を受け取ることができます。

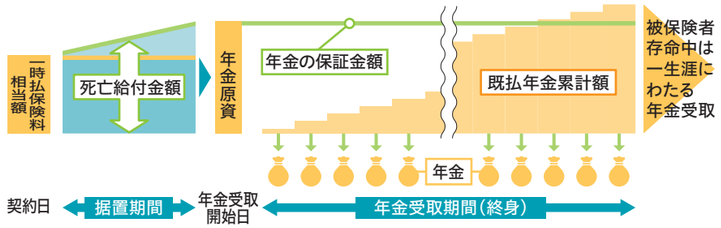

払込方法・運用方法・通貨		
主な払込方法	一時払	—
主な通貨	—	外貨
主な運用方法	定額	—

老後 ／ 生活費・年金 ／ 終身保険

金利で増えた分を自分で受け取りながら、万一の場合は家族に「のこしたい」

- 毎年、定期的にお金を受け取れます。
- 万一の場合、一時払保険料相当額を大切なご家族にのこせます。

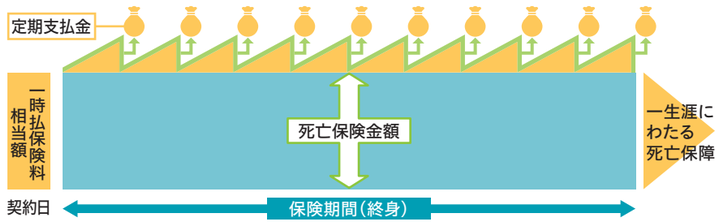

払込方法・運用方法・通貨		
主な払込方法	一時払	—
主な通貨	—	外貨
主な運用方法	定額	変額

健康 ／ 介護・認知症 ／ 終身保険（介護保障付）

介護が必要になった場合、介護費用が払えるか不安だわ…

- 所定の状態と認定された場合、一時金や年金で保険金を受け取れます。
- 万一の場合、一時払保険料相当額以上のご資金を大切なご家族にのこせます。

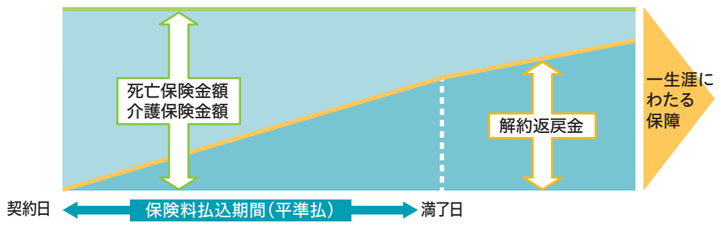

払込方法・運用方法・通貨		
主な払込方法	一時払	平準払
主な通貨	円貨	外貨
主な運用方法	定額	変額

上記内容は一般的な個人年金保険・終身保険について記載しており、契約形態・商品等によって詳細は異なります。また、　このイメージ図は、将来の死亡保険金額・積立金額等を保証するものではありません。

注意!!

- 保険商品には商品ごとの特性に応じたリスクがあります。外貨建ての場合は、為替変動リスクがあり、外国為替相　場の動向によっては、円換算後の年金原資や死亡給付金額などが払込保険料を下回ることがあります。また、ご契約時等に各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P78に記載していますので、必ずご確認ください。

4 各種取り扱い保険商品

保険でそなえられる〝お考え〟と保険の種類 ／ **代表的な保険の〝カタチ〟と特徴**

働けなくなった場合・万一の場合のご不安

整理資金（相続税負担・葬儀費用 など）

終身保険

子どもや孫へ大切な資産をわたしたい

●毎年、所定の金額を受取人に振り込み、資産を渡すことができます。
●資産をあらかじめ相続人等へ渡すことで、相続税課税対象財産を減らし、相続税軽減効果が期待できます。

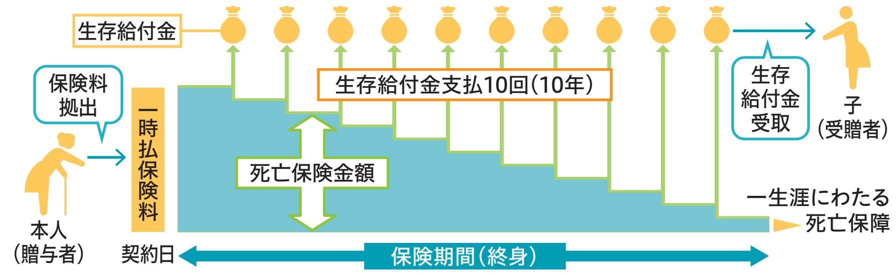

払込方法・運用方法・通貨		
主な払込方法	一時払	—
主な通貨	円貨	外貨
主な運用方法	定額	変額

自分に万一のことがあった場合、大きな保障を家族にのこしたい

●万一の場合、払込保険料以上のご資金を大切なご家族にのこせます。

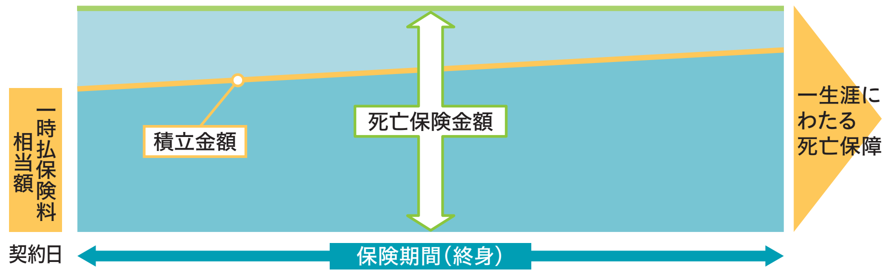

払込方法・運用方法・通貨		
主な払込方法	一時払	平準払
主な通貨	円貨	外貨
主な運用方法	定額	変額

家族の生活（生活費・教育費）

収入保障保険

万一の時や働けなくなったときの家族の生活費が心配…

●万一の場合、『死亡保険金』を月々定額で受け取ることで、のこされた家族の生活費の負担にそなえることができます。

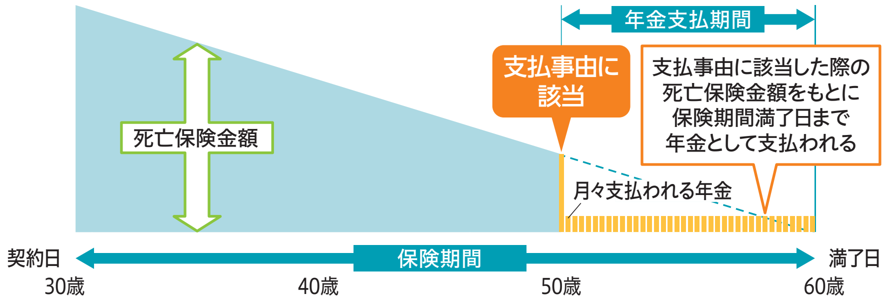

払込方法・運用方法・通貨		
主な払込方法	—	平準払
主な通貨	円貨	—
主な運用方法	—	—

定期保険

保険料は抑えたいけど、子どもが小さい間は万一のときの保障を手厚くしたい

●万一の場合、『死亡保険金』を一括で受け取ることで、のこされた家族の一時的な負担にそなえることができます。

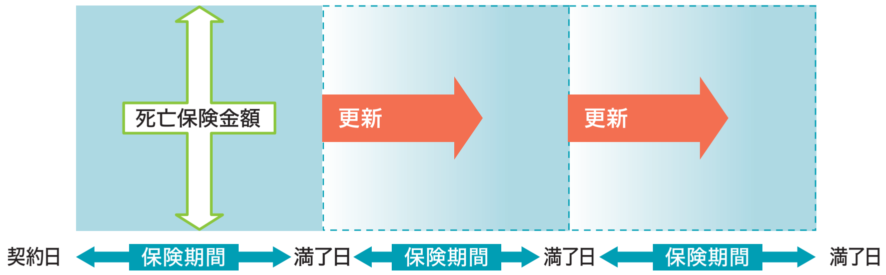

払込方法・運用方法・通貨		
主な払込方法	—	平準払
主な通貨	円貨	—
主な運用方法	—	—

その他のご不安

医療保険

●病気やケガで入院した場合や手術を受けた場合、『給付金』を受け取ることで治療費の負担にそなえることができます。

がん保険

●医療保険の一種で、がんと診断された場合、『給付金』を受け取ることで治療費の負担にそなえることができます。

火災保険

●火災や自然災害で建物・家財等の大切なご資産が被害を受けたときにそなえることができます。

上記内容は一般的な個人年金保険・終身保険について記載しており、契約形態・商品等によって詳細は異なります。また、 このイメージ図は、将来の死亡保険金額・積立金額等を保証するものではありません。

注意!!
●保険商品には商品ごとの特性に応じたリスクがあります。外貨建ての場合は、為替変動リスクがあり、外国為替相 場の動向によっては、円換算後の年金原資や死亡給付金額などが払込保険料を下回ることがあります。また、ご契約時等に各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P78に記載していますので、必ずご確認ください。

5 新型金銭信託＜フューチャートラスト＞

フューチャートラストの特徴

資産運用しながら、社会課題解決に貢献できる、元本補てん付きの合同運用指定金銭信託。
お預けいただいたご資金は、当社銀行勘定を通じて社会課題解決の取り組みに活用されます。

- 社会課題解決への貢献
- 元本補てん特約付き
- 予定配当利率は、固定配当

◆フューチャートラストを通じた社会課題に向けた取組例

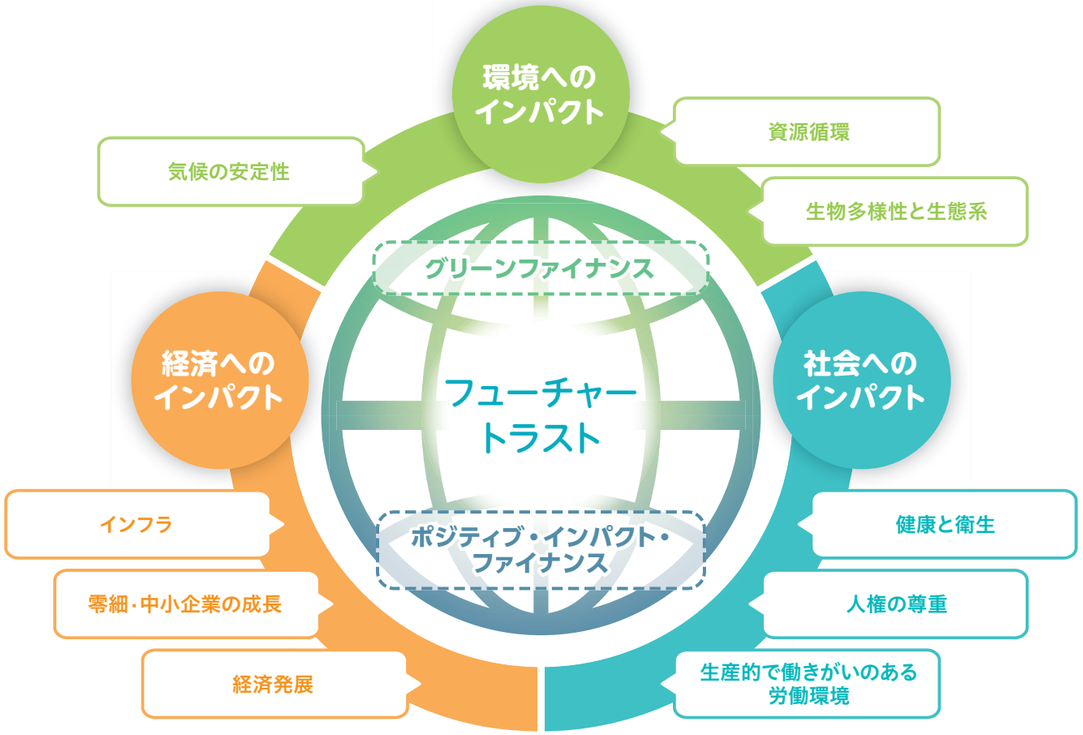

グリーンファイナンスとは…
環境配慮型不動産（グリーンビルディング）、再生可能エネルギー発電、クリーン輸送等、環境改善効果のあるグリーンプロジェクトを資金充当対象としたファイナンスです。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスとは…
企業活動が社会・環境・経済にもたらす影響を包括的に分析・評価し、ポジティブなインパクト*1を増大することとネガティブなインパクト*2を低減することについて目標を設定し、その実現に向けた継続的な支援を目的としたファイナンスです。

＊1 ポジティブなインパクト：企業活動等が社会・環境・経済に及ぼすプラスの影響。
＊2 ネガティブなインパクト：企業活動等が社会・環境・経済に及ぼすマイナスの影響。

●商品については別途パンフレット等をご確認ください。詳しくはP78以降に記載していますので、必ずご確認ください。

6 人生100年応援信託〈100年パスポート〉 人生100年応援信託〈100年パスポートプラス〉

将来の認知症や健康への不安にそなえることで、お客さまとご家族の人生100年に安心をご提供します。

大切な資産をしっかりまもり、便利につかいながらご家族へスムーズにつなぐ。
日々の暮らしの充実や不安の解消に向け、さまざまなサービスを活用できる。
人生100年時代を安心して過ごすための、頼れる信託商品です。

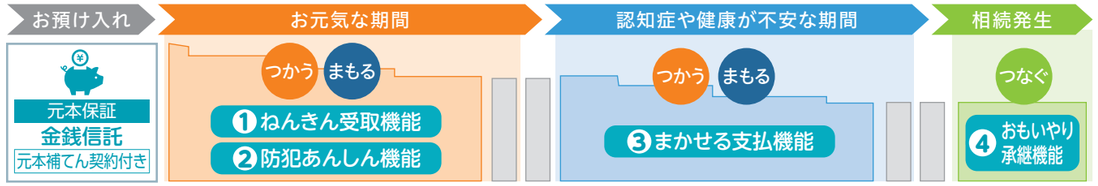

ワンパッケージのえらべる4つの機能

①ねんきん受取機能 金額指定　口座指定	日々の生活費を月1回*1定期的にお受け取りいただけます。充実した暮らしのための支出や生前贈与にも活用できます。	つかう
②防犯あんしん機能 同意者指定	年間17,000件*2にのぼる特殊詐欺被害などに備えて、**お支払いの際の同意者**をあらかじめ指定できます。	まもる
③まかせる支払機能 （年金型＋目的内随時型） 金額指定　口座指定 手続代理人指定　同意者指定	認知症や健康への不安に備えて、**支払い手続きの代理人**をあらかじめ指定できます（4親等内の親族、弁護士、司法書士、税理士を2名までご指定いただけます）。 ●毎月の生活費等の受け取り（毎月30万円まで）ができます。年1回増額（30万円まで）が可能です。 ●上記以外に**医療費、介護費、住居費、税金・社会保険料**のお支払いができます。	つかう まもる
④おもいやり承継機能*3 金額指定　承継先指定	ご相続発生時に、あらかじめご指定いただいた相続人の方などに500万円までのご資金をスムーズにお支払いします。	つなぐ

＊1 毎月15日（15日が銀行休業日の場合は前営業日）　＊2 警察庁WEBサイト「特殊詐欺の被害状況」より。2022年は17,570件、総額約371億円の被害が発生しています。　＊3 家族おもいやり信託〈一時金型〉との併用はできません。

◆100年パスポート・100年パスポートプラス比較

商品名		100年パスポート	100年パスポートプラス
特長		4つの機能を組み合わせ、お客さま一人ひとりにあった安心をご提供します。 あらかじめ将来に向けて必要な資金を用意しておき、お元気な期間から、認知症発症や相続発生までの間を安心して過ごすために資金を活かすことができます。	100年パスポートの機能にプラスして、人生100年に向け、将来に備え資産運用*で資金を増やす期待を持ちながら、健康がご不安な期間など資金が必要な時に使えるお金を備えることができる商品です。
お申込み金額		●お申込金額は500万円以上（1円単位） ●追加信託の金額は1回100万円以上（1円単位）	●お申込金額は1万円以上（1円単位） （三井住友信託ファンドラップのご契約金額、または投資信託のご購入金額と時価評価額の合計金額は500万円以上（1円単位）） ●追加信託の金額は1回100万円以上（1円単位）
信託報酬	設定時報酬	設定する金額に対して1.10%（信託金額×1.00%（1円未満切り捨て）＋消費税等で計算します）	
	追加信託時報酬	最低報酬額（新規設定時）：77,000円、上限額：110万円	上限額：110万円
	管理報酬	管理報酬支払いプランからご選択いただきます。	
	運用報酬	信託金を運用した収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額	

＊運用対象商品は、三井住友信託ファンドラップまたは投資信託です。運用商品についてはP55～59をご確認ください。

詳しくは、最新の商品パンフレットまたは当社ホームページにてご確認ください。

注意!!
●投資信託、投資一任運用商品は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お客さまにご負担いただく費用があります。詳しくは、P77以降に記載していますので、必ずご確認ください。

取扱商品・サービス

7 おひとりさま信託

おひとりさま信託・おひとりさま信託〈生命保険型〉

人生100年時代を生きるおひとりさまの〝終活〟を応援します。

家財の片付けや役所の諸手続等の死後の身の回りのこと（死後事務）を生前準備からサポート。お客さまの想いに沿った死後事務をお手伝いします。＊

＊死後事務の履行は一般社団法人安心サポートをご紹介します。

◆おひとりさまの万一のとき、気になる身の回りのこと（死後事務）

片付けのこと	パソコンやスマホのデータの消去	家財の整理	身近な人への形見分け	ペットを託し先へ搬送	
お葬式・お墓のこと	入院費用の精算	老人ホーム等の退所手続き	友人やお世話になった人への訃報連絡	葬儀の手配	埋葬の手配
手続きのこと	年金・介護保険の資格抹消	電気、水道、ガス等の公共サービスの解約	行政関係届出	クレジットカードの解約	

◆おひとりさま信託の４大ポイント

Point 1
「未来の縁-ingノート」で身の回りのご希望を記録できます。＊

Point 2
死後事務を履行する「一般社団法人安心サポート」をご紹介します。

Point 3
将来に備えて事前に「死後事務」の費用や寄付の資金を管理します。

Point 4
「SMS安否確認」で定期的に、お客さまの安否確認を行います。

＊エンディングノートは当社でデータにて管理。スマホやパソコンから参照が可能です。

◆おひとりさま信託は２つのタイプから選択できます

	金銭信託タイプ	生命保険タイプ
商品名	おひとりさま信託	おひとりさま信託〈生命保険型〉
特長	元本保証（元本補てん契約が付与されています）の金銭信託により、万一の身の回りのことや相続・寄付の準備ができます。最低預入金額は300万円です。 終活を実現するための資金を管理してもらえるので安心！	生命保険契約を活用することで、比較的少ない金額から、万一の身の回りのことや相続・寄付の準備を始められます（生命保険契約の保険料はお客さまの負担になります）。 まだ資金を固定したくないけど、万一のときのために備えていきたい！
主なお申込みの条件等	一般社団法人安心サポートとの死後事務委任契約の締結が必要です。その他、引受条件についてはお問い合わせください。	左記に加えて、当社が募集する生命保険をご契約いただく必要があります。
ご注意いただきたい事項	信託設定時および信託終了時に信託報酬をお支払いいただきます。	生命保険は、為替変動等の影響により、死亡保険金や解約返戻金の円換算後の金額が払込保険料を下回ることがあります。 信託設定時および信託終了時に信託報酬をお支払いいただきます。
主な費用（税込）	以下の金額を信託財産からお支払いいただきます。 ・設定時信託報酬：33,000円 ・終了時信託報酬：110,000円＋6,600円×契約年数（1年未満は切り捨て）	左記の費用に加えて、死亡保険金受取時に保険契約が複数あった場合、2契約目以降55,000円が加算されます。 上記の他に保険契約に係る費用が必要です。

注意!!
●生命保険には年齢の上限や、保険会社による診査がございます。その他、詳しくはP78に記載していますので、必ずご確認ください。

8 相続／贈与関連商品・サービス

暦年贈与サポート信託

ご親族さまへの「生前贈与」のお手続きをサポートします。

毎年1月1日から12月31日までの1年間（暦年）に贈与を受けた財産の合計額に贈与税が課税されます。贈与税には年間110万円の基礎控除があります。本商品は「暦年課税」「相続時精算課税」のいずれの課税方法を選択された方にもご利用いただけます。

贈与手続きを簡単に	必要なお手続きは毎年ご案内	年間の贈与の記録をご報告
「贈与契約書」などの面倒な書類作成も当社がサポートします。	必要なお手続きは毎年当社からご案内するため、忘れる心配がありません。 ご資金は贈与の都度ご用意ください。	贈与をした方、贈与を受けた方双方に、報告書をお送りします。贈与をした方は次回以降の贈与のご検討に、贈与を受けた方は納税手続きのご確認等にご活用ください。

◆円貨でも外貨でも贈与が可能です。外貨預金には、外国為替相場の変動等により元本割れのリスクがある他、取引時には為替手数料がかかります。詳細は、個別のパンフレット等でご確認ください。

家族おもいやり信託〈一時金型〉

ご家族を想う『こころ』にお応えします。

万一の際、すぐに必要となる資金（当面の必要資金や葬儀費用等）をご家族がすぐに受け取ることができるよう、そなえるための商品です。

もしもの時にそなえる	一括でお受け取り	元本保証
ご相続が発生した際、お預かりした信託財産をご指定されたご家族の方が一括でお受け取りいただけます。	簡単なお手続きで、迅速に信託財産をお受け取りいただけます。	元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただきます。

家族おもいやり信託〈一時金型〉は人生100年応援信託〈100年パスポート〉〈100年パスポートプラス〉のおもいやり承継機能との併用はできません。

〈年金型〉・〈積立投資・一括交付型〉もご用意しております

◆**〈年金型〉**：ご相続発生後、お預かりした信託財産をご指定されたご家族の方が定期的にお受け取りいただけます。
◆**〈積立投資・一括交付型〉**：投資信託への積立投資により資産を形成し、相続発生時に一括でお受け取りいただけます。
価格変動等のリスクを伴う商品です。申込手数料22,000円（税込）がかかります。

教育資金贈与信託〈愛称：孫への想い〉

お孫さま等への『想い』を形にします。

贈与をする方が贈与を受ける方（30歳未満のお子さま、お孫さま、ひ孫さま等）の教育資金として、元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただき、当社が贈与を受ける方からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いする商品です。

教育資金として管理	1,500万円まで非課税で贈与	
贈与した資金は使途が教育資金に限定されるので安心です。	対象例　学校　等	学校等以外へのお支払いは500万円まで 学習塾、水泳、ピアノ　等

結婚・子育て支援信託〈愛称：つなぐ想い〉

ご家族を支える『想い』を形にします。

贈与をする方が贈与を受ける方（18歳以上50歳未満のお子さま、お孫さま等）の結婚・子育て資金として、元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただき、当社が贈与を受ける方からの払出請求に基づき、結婚・子育て資金をお支払いする商品です。

結婚・子育て資金として管理	1,000万円まで非課税で贈与	
贈与した資金は使途が結婚・子育て資金に限定されるので安心です。	対象例 ・不妊治療、分べん費 ・子の医療費、保育料（ベビーシッター代含む）等	結婚に関する費用は300万円まで ・挙式費用 ・家賃、敷金、引越しにかかる費用　等

●各商品・サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。

9 遺言信託・寄付関連商品・遺産整理業 務

遺言信託：あなたの想いを“かたち”にします

遺言は、自分の想いを家族へ伝える最後の手紙。相続が発生すると、各相続人は相続財産を単独で処分することができなくなります。遺言がない場合、相続人の間で遺産分割協議を行うことになり、家庭裁判所の調停・審判が必要になることもあります。大切なご資産を、あなたのご意思どおりに引き継ぐためには遺言が必要です。

◆このような方に遺言の作成をおすすめします

- ☐ 子どもがいないので全財産を配偶者に相続させたい
- ☐ 老後の世話をしてくれる子どもに多く相続させたい
- ☐ 相続手続きで子どもに苦労をさせたくない
- ☐ 事業を長男に継がせるために長男の相続分を多くしたい
- ☐ 可愛い孫や、世話になっている息子の配偶者にも遺産を分けたい
- ☐ 社会貢献のために寄付（遺贈）したい

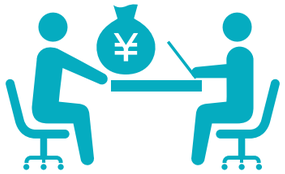

◆遺言の方式と比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言
長所	●家庭裁判所の「検認」が不要 ●公証人が作成するので、手続き上無効になるおそれが極めて少ない ●偽造・変造・隠匿・紛失のおそれがない	●自分一人で作成できるため、費用が抑えられる（遺言の全文、日付および氏名を自書し押印する。ただし自書によらない財産目録を添付することができる*2） ●作成替えが容易
短所	●立会い証人が2名以上必要*1 ●公正証書作成費用がかかる	●内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起きやすい*3 ●相続開始後、家庭裁判所で「検認」（遺言書の証拠保全手続き）を受けることが必要*3 ●作成時の本人の状況を第三者が確認していないことが多く、遺言が無効になるおそれがある ●偽造・変造・隠匿・紛失のおそれがある*3

*1 推定相続人・受遺者などは証人になることができません。証人は遺言の内容を知るため、誰に依頼するのか（できるのか）を考える必要があります。
*2 自書によらない財産目録を添付する場合は、目録の毎葉に署名・押印が必要です。
*3「法務局における自筆証書遺言書の保管制度」を利用する場合は法務局が形式上の不備がないことを確認した遺言書を保管することとなり遺言書の検認が不要とされます（保管制度の利用には費用が発生します）。なお、法務局での確認は遺言書の法的な有効性などの内容まで審査される仕組みとはなっていないため留意が必要です。

遺言信託（執行コース）

遺言の作成に必要なご相談や、遺言書もしくは法務局が発行する保管証の保管、遺言書の執行等、三井住友信託銀行が責任をもって承ります。

遺言信託（執行コース）、ご相談から遺言執行までの流れ

事前のご相談 → 遺言書の作成 → 証人の引き受け → 遺言信託の申し込み → 定期的なフォロー → **相続発生** → 相続開始の通知 → 遺言書のご披露と遺言執行者就任 → 遺産の調査・財産目録の作成 → 所得税、相続税などの資金手当てのアドバイス → 遺産分割の実施 → 遺言執行終了のご報告

遺言信託（ペット安心特約付）

遺言の機能を活用して、ペットのお世話をお願いする方に対して、必要な費用をのこすことができます。

- ●ペットの引き渡しを依頼できる一般社団法人をご紹介します。 ●将来に備えて「ペット手帳」*1をお預かりします。
- ●相続開始の通知後、一般社団法人安心サポートがペットの無事・所在確認*2、お世話をお願いする方へのペットとペット手帳の引き渡しを行います。

「遺言信託（ペット安心特約付）をご契約いただくには、遺言信託（執行（コース）をあわせてご契約いただく必要があります。

*1 ペット手帳にはペットのこと（健康、性格、食事等）を記載しておくことができます。 *2 原則として、ご自宅を確認します。

スマートゆいごん

遺言の作成に必要なご相談や、遺言書もしくは法務局が発行する保管証の保管等、三井住友信託銀行が責任をもって承ります。

遺言の内容	●遺留分侵害がない*1 ●予備的遺言がない ●受遺者は推定相続人および推定相続人の代襲相続人*2になりうる方 ●遺言執行者は推定相続人および推定相続人の代襲相続人になりうる方 ●不動産は名義変更による単独承継、金融資産は解約・換金による割合指定による分割 等

*1 ただし、直系尊属（父母や祖父母等）の遺留分侵害のある遺言はお引き受け可能です。
*2 お子さまが推定相続人である場合の孫・曾孫、ご兄弟が推定相続人である場合の甥姪が代襲相続人になりうる方となります。

寄付関連商品等

当社は、さまざまなお悩みやお考えに応じた寄付商品を取り揃えております。

商 品 例	●特定寄附信託、社会貢献寄付信託、遺贈寄付 等

遺産整理業務：煩雑な相続手続きをお手伝いします

相続はある日突然やってきます。遺されたご家族は悲しみのうちに各種の手続きを行わなくてはなりません。相続に必要な諸手続きに不慣れな方や、ご多忙で時間的余裕がない方に代わり、三井住友信託銀行が諸手続きをお手伝いします。

◆相続手続トータルサービス《まかせて安心》

相続財産の調査から、遺産分割協議に関するアドバイス、相続税納税などの資金手当てのアドバイス等まで相続手続きを幅広くサポートするサービスです。

【手数料】相続手続トータルサービス終了時　当社所定の手数料を申し受けます。（最低手数料額：1,100,000円／消費税等込）

◆相続手続サポートサービス

お客さまに代わって「金融資産の換金」と「不動産の名義変更」等の手続きを行います。

【手数料】相続手続サポートサービス終了時　当社所定の手数料を申し受けます。（最低手数料額：330,000円／消費税等込）

相続発生後のスケジュール

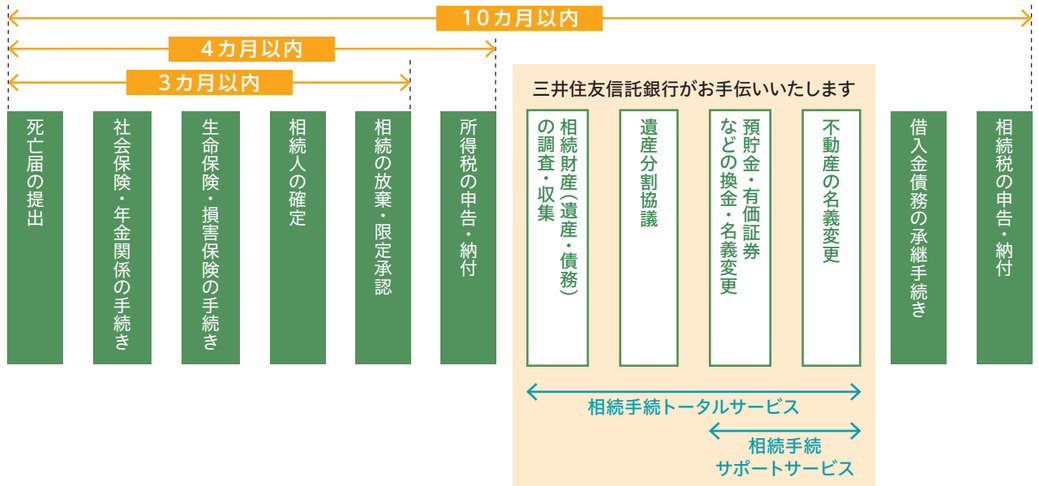

注意!! ●各商品については別途パンフレット等をご確認ください。また、お申込み時などに手数料がかかります。詳しくはP79に記載していますので、必ずご確認ください。

10 ローン

ライフプランにあわせたローン商品をご用意しています

◆住宅の新築や買い替え、リフォームに「住宅ローン」

ご自宅のご新築またはご購入の他、住宅ローンのお借り換えなどにもご利用いただけます。

選べる金利	2つの金利コース「変動金利コース」と「固定金利コース」、 2つの保証料のお支払方法「融資手数料型」と「保証料型」からお選びいただけます。
三井住友信託銀行ならではのうれしいサービス	●インターネットバンキングなら一部繰上返済手数料と金利コース変更手数料が無料！ ●住宅ローンと一緒に安心も充実！「疾病保障特約」「自然災害保障特約」 ●出産時、お子さまの成長時に！「子育てサポートサービス」 ●万一のとき、ご自宅をスムーズに承継するための「ハウジングウィル」 ご自宅にかかわる遺言を無料でお預かりするサービスです。

◆住み替えに伴う住宅の購入資金やご自宅のリフォーム資金などに「60歳からの住宅応援ローン」（愛称：ロクマル）

「ロクマル」は60歳以上のお客さまにご利用いただけるノンリコース型*の住宅ローンです。

＊ご契約者さまがお亡くなりになりご契約が終了したとき、担保不動産の売却代金でご返済いただきます。売却代金でお借入金の全額返済ができなかった場合でも、ご相続人への支払請求はありません。
・「ロクマル」は住宅金融支援機構の「リ・バース60」を利用した商品です。

◆セカンドライフに必要なご資金のお借り入れに「不動産活用ローン（リバースモーゲージ）」

ご自宅やご所有の不動産を担保にお借り入れができ、ご自宅の住み替えやリフォームなどのまとまった資金のほか、生活資金、レジャー資金、医療費・先進医療にかかる費用などご自由にお使いいただけます。お客さまがお亡くなりになったときや担保不動産の売却時にご返済いただきます。

◆当社住宅ローンをご利用の方限定の「カードローン」

◆賃貸用不動産の建築・購入、遊休地の有効活用に「アパートローン」

賃貸用アパート・マンションなどの建築、購入、増改築、借換にご利用いただけます。
遊休地の有効活用に、ご相談から承ります。

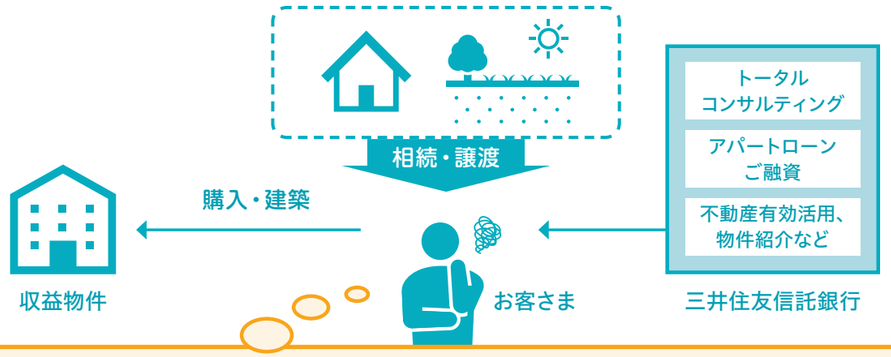

●所有する土地（遊休地）を有効活用したい、助言が欲しい　●相続対策について相談したい
●アパート物件を購入（建築）したい　●アパートローンの借換を検討したい

注意!! ●各商品については別途パンフレット等をご確認ください。また、お申込み時などに手数料がかかります。詳しくはP78に記載していますので、必ずご確認ください。

11 不動産

不動産に関するご相談は私たちにお任せください

●住まいを売却したいが、どうしたらいいか迷っている
●子ども夫婦の住まいの近くにマンションを購入したい

●所有の不動産（戸建・土地・収益物件等）の価値を知りたい
●共有名義の不動産があるが、将来のために個別にしておきたい

●古いアパートを所有しているが、今後の有効活用を検討したい　●将来性のある地域で、投資用物件を購入したい
●火災や自然災害（台風・洪水・地震）で建物・家財が受ける被害にそなえておきたい

お悩みやお考えに合わせて、
対策や解決策をご提示します。

お客さまのご依頼により三井住友トラスト不動産（株）を紹介させていただきます

三井住友トラスト不動産（株）は三井住友トラストグループの不動産仲介会社で、当社と連携して不動産にかかわる各種サービスを提供しております。

・価格査定は、不動産の鑑定評価に関する法律にもとづく不動産の鑑定評価ではありません。
・ご相談内容等によりましては、お取り扱いできない場合があります。

◆三井住友信託銀行グループの総力で信頼されるサポート体制を確立しています

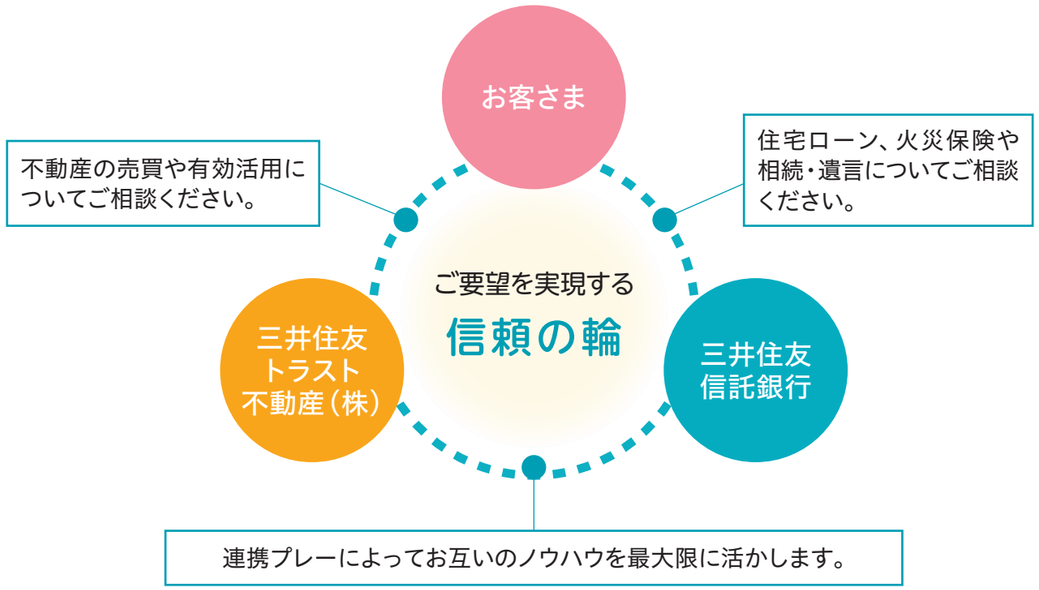

取扱商品・サービス

出所

【P5】
〈定期預金金利の推移（1989年12月～2024年6月）〉日本銀行「預金・貸出関連統計、預入期間1年以上2年未満、預入金額1千万円以上の定期預金平均金利。1989年12月～1993年9月：国内銀行（信託子会社・外銀信託除く）の平均金利、1993年10月～2024年6月：国内銀行の平均金利。
〈公的年金受給者と現役世代の割合〉総務省「国勢調査報告」「人口推計」（2024年7月）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」をもとに当社試算。
〈マクロ経済スライドによる調整〉日本年金機構ホームページをもとに当社作成。
【P6】
〈消費税率（付加価値税率）の国際比較〉財務省「わが国の税制の概要」（2024年1月）、諸外国等における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較。
〈年齢別の1人あたり年間医療費（自己負担額）〉厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」
〈年齢別の介護サービス受給者割合〉厚生労働省「介護給付費等実態統計」（令和6年4月審査分）、総務省「人口推計」（2024年7月）をもとに当社試算。
〈認知症患者の将来推計〉内閣府「令和5年版厚生労働白書」、各年齢の認知症有病率が上昇する場合。
〈日本の食料自給率（カロリーベース）と品目別自給率〉農林水産省「令和5年度食料自給率について」
〈日本のエネルギー自給率と推移〉資源エネルギー庁「令和5年度エネルギーに関する年次報告」
〈主な物価の変化〉為替：Bloomberg（2024年7月末）、物価：総務省「小売物価統計調査（動向編）」主要品目の東京都区部小売価格（2024年7月）をもとに当社作成。
【P7】
〈ゆとりある生活に必要な資金と不足金額〉（公財）生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」による回答者が必要と考える月額をもとに当社作成。平均的な老後の収入：総務省「家計調査報告（家計収支編）2023年（令和5年）」
〈老後の収入の例（年金別）〉（公財）生命保険文化センター「ねんきんガイド」（2024年6月改訂版）をもとに当社作成。
〈ゆとりある生活に不足する資金を取り崩した場合のシミュレーション〉定年退職金：（一社）日本経済団体連合会「2021年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」
【P8】
〈日本人の平均余命〉厚生労働省「令和5年簡易生命表」をもとに当社作成。
〈平均寿命と健康寿命の差〉日本：（平均寿命）厚生労働省「令和5年簡易生命表」、（健康寿命）厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「健康寿命の全国推移の算定・評価に関する研究」をもとに当社作成、先進国：WHO“Life expectancy and Healthy life expectancy Data（2020）”をもとに当社作成。
【P11】
〈世界のGDP（1984年～2029年）と世界債券・世界株式の動き（1984年12月末～2024年7月末）〉Bloombergのデータをもとに作成。「先進国名目GDP」「新興国名目GDP」：IMF“World Economic Outlook Database, April 2024”（推定値を含む、米ドルベース）、期間：1984年～2029年（2024年以降は予測値）。「世界債券」：FTSE世界国債インデックス（含む日本、米ドルベース）、「世界株式」：MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（グロス、米ドルベース、1987年まではMSCIワールド・インデックスを使用）、「分散投資」：世界債券7：世界株式3の比率の合成指数（分散投資の一例として掲載）、いずれも1984年12月末～2024年7月末までの累積収益率。
〈世界経済の成長率予測〉IMF「World Economic Outlook Database, April 2024」のデータをもとに作成。但し、2022年～2025年の各値については、「World Economic Outlook Update, July 2024」で公表された値を使用。期間：2019年～2026年（2024年～2026年は予測値）
〈世界人口の推移〉国際連合「World Population Prospects：The 2024 Revision」のデータをもとに作成。期間：1955年～2055年（2035年・2055年は予測値）
【P12】
〈主要国の国債利回りと格付け（2024年6月末現在）〉利回り：Bloombergのデータをもとに残存期間10年程度の国債利回りを使用して当社作成、2024年6月末時点。小数第2位を四捨五入。格付け：S&P自国通貨建て長期債務格付け、2024年6月末時点。
〈日米の家計金融資産の構成比〉内閣官房「資産運用立国に関する基礎資料（資産運用業関係）」（令和5年10月）の「家計金融資産の構成」を加工して当社作成、数値は2023年3月末。
〈家計金融資産の推移〉内閣官房「資産運用立国に関する基礎資料（資産運用業関係）」（令和5年10月）の「家計金融資産の推移」を加工して当社作成。運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出しており、利子や配当の受け取りを含まない。期間：日本：2002年～2023年6月末、米国：2002年～2022年12月末。
【P13】
〈資産別・4資産へ分散投資した場合の年別騰落率（1985年～2023年）〉Bloombergのデータをもとに作成（期間：1985年～2023年）。各グラフの縦軸は単年のリターン、国内株式：TOPIX配当込み（1988年以前はTOPIX）、国内債券：NOMURA-BPI総合、海外株式：MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、配当込み）、海外債券：FTSE世界国債インデックス（除く日本）、「4資産分散」は、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券の4資産に均等に分散投資したもの。全て円ベース。
〈資産別騰落率の推移（2014～2023年）〉BloombergおよびJPモルガンのデータをもとに作成、国内株式：TOPIX配当込み、国内債券：NOMURA-BPI総合、先進国株式：MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、配当込み）、先進国債券：FTSE世界国債インデックス（除く日本）、新興国株式：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み）、新興国債券：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド、国内REIT：東証REIT指数（配当込み）、海外REIT：S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）、8資産分散は、国内株式・国内債券・先進国株式・先進国債券・新興国株式・新興国債券・国内REIT・海外REITの8資産に均等に分散投資したもの。全て円ベース、期間：2014年～2023年。
【P14】
〈4資産へ分散投資した場合の保有期間別年率リターンの比較（1985年～2023年）〉Bloombergのデータをもとに作成（期間：1985年～2023年）。「1年」：各年の年初～年末までのリターン、「5年」「10年」：各年末を基準とし、5年（10年）前からの累積リターンを年率換算。国内株式・国内債券・海外株式・海外債券の4資産に均等に分散投資した場合のリターンを計算。国内株式：TOPIX配当込み（1988年以前はTOPIX）、国内債券：NOMURA-BPI総合、海外株式：MSCIコクサイ・インデックス（除く日本、配当込み）、海外債券：FTSE世界国債インデックス（除く日本）。全て円ベース。
【P16】
〈日本株式に投資した場合の一括投資と積立投資の比較（2007年8月末～2017年8月末）〉Bloombergのデータをもとに当社試算、日本株式：TOPIX配当込み
〈一括投資と積立投資どっちが有効！？〉SMT TOPIXインデックス（2014年7月末～2024年6月末のデータ）をもとに当社作成。
【P19-20】
〈直近の入院時の1日あたりの自己負担費用〉（公財）生命保険文化センター「2022（令和4）年度生活保障に関する調査」、過去５年間に入院し、自己負担額を支払った人をベースに集計。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
〈主な疾病の自己負担額〉セールス手帖社保険FPS研究所「よくみえる！医療・介護のはなし（第15版）」、高額療養費は70歳未満、健保、年収約370万円～約770万円（標準報酬月額28万円以上53万円未満）の場合で計算。食事自己負担額は１食あたり490円。差額ベッド代は1日あたり6,600円（希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります）。雑費は1日あたり2,500円（日用品、パジャマ類、見舞い・付添者の食事代や交通費等）。自己負担額は、高額療養費給付後の金額。
〈がん治療にかかる先進医療の平均費用〉厚生労働省「第127回先進医療会議資料［先進医療A］令和5年6月30日時点における先進医療にかかる費用」をもとに当社算出。
〈年代別八大疾病の罹患者数〉厚生労働省「令和2年患者調査」、調査対象期間中（令和2年9月1日～30日）に病院、一般診療所を退院した当該疾病の患者の推計数。
〈疾病別平均在院日数（全病床）〉厚生労働省「令和2年患者調査」、調査対象期間中（令和2年9月1日～30日）に退院した当該疾病の患者の在院日数の平均。
〈葬儀費用〉（株）鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査」（2024年）基本料金、飲食費、返礼品の合計。
〈お墓建立費用〉（一社）全国優良石材店の会「第36回（2023）全国統一全優石 お墓購入者アンケート調査」より墓石購入額の全国平均値。
〈相続税額〉国税庁「令和4年分相続税の申告事績の概要」相続税額は税額合計を相続税の申告書（相続税額があるもの）の提出に係る被相続人数で割ったもの。
【P21-22】
〈1人あたりの介護費用〉（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成。
〈介護サービス費用〉厚生労働省「介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行版）」をもとに当社作成。家事代行は、一般的な価格を参考に当社作成。
〈火災の修繕費用〉三井住友海上2024年10月版保険価額評価ハンドブックの新築費単価表「東京都T・K・H構造」から試算。
〈水害の修繕費用〉三井住友海上「水災への備えはお済みですか？」チラシ2020年7月豪雨による損害例。
〈自動車事故の賠償額〉三井住友海上ＧＫクルマの保険パンフレット（2020年１月１日～2020年12月31日までの始期契約用）より2005年5月17日名古屋地裁判決事例。
〈教育費（幼稚園～高等学校）（大学）〉文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」、「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金等平均額（定員1人当たり）の調査結果について」、「国立大学と私立大学の授業料等の推移」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」（令和3年度）、（独）日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」をもとに当社試算。大学は下宿・アパート等に居住の場合で、内訳は、入学金、授業料、施設設備費、生活費、自宅外通学を始めるための費用。
〈ゆとりある老後の生活費〉〈定年後の生活資金総額目安〉厚生労働省「令和5年簡易生命表」、（公財）生命保険文化センター「2022（令和4）年度生活保障に関する調査」、夫60歳、妻55歳時点の平均余命にて当社試算。なお、妻1人期間の生活費用は2人の生活費×70%にて計算。
【P23】
〈主な成年後見関係事件申立て動機〉〈成年後見人等と本人の関係〉最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況―令和5年1月～12月―」をもとに当社作成。
〈後見人の報酬〉東京都家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす（平成25年1月1日）」をもとに当社作成。
【P26】
〈葬儀費用〉（株）鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査」（2024年）基本料金、飲食費、返礼品の合計。
〈家族の当面の生活費（月額）〉（公財）生命保険文化センター「2022（令和4）年度生活保障に関する調査」、妻1人分（ゆとりある老後生活費×70%）として計算。
〈相続税〉国税庁「令和4年分相続税の申告事績の概要」、税額合計を相続税の申告書（相続税額があるもの）の提出に係る被相続人数で割ったもの。
【P27】
〈遺産額別の認容・調停成立件数割合〉最高裁判所「令和5年度司法統計年報」
【P29】
〈課税対象被相続人数と課税割合の推移〉国税庁「令和4年分相続税の申告事績の概要」
〈課税価格別相続人数分布〉国税庁「統計年報令和4年度2直接税」をもとに当社作成。
【P31】
〈結婚費用〉「ゼクシィ結婚トレンド調査2023調べ」、1万円未満を四捨五入。
〈車購入費用〉総務省「小売物価統計調査（動向編）」全国統一価格品目の価格（2024年7月）
〈住宅購入費用〉住宅金融支援機構「2023年度フラット35利用者調査」をもとに当社作成。土地付注文住宅の購入費用は、建設費と土地取得費を合わせた金額。
〈住宅ローンの月々の返済〉住宅金融支援機構「2023年度フラット35利用者調査」、全国の金額。
【P32】
〈教育関連費用（幼稚園～高等学校）〉文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」
〈教育関連費用（大学）〉文部科学省「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金等平均額（定員1人当たり）の調査結果について」「国立大学と私立大学の授業料等の推移」、（独）日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」（令和3年度）をもとに当社試算。内訳は、入学金、授業料、施設設備費、生活費、自宅外通学を始めるための費用（下宿・アパート等に居住の場合）。
【P33】
〈定年退職金〉（一社）日本経済団体連合会「2021年9月度 退職金・年金に関する実態調査結果」
〈子どもの結婚援助費用〉「ゼクシィ結婚トレンド調査2023調べ」、1万円未満を四捨五入。
〈住宅リフォーム費用〉一般的な情報をもとに当社作成。記載の費用はおおまかな目安です。戸建とマンションの別、工事の範囲や部材・設備の仕様等によって異なります。詳しくは専門業者にご相談ください。
〈高齢者対応のリフォーム例〉国土交通省「平成25年住生活総合調査」
〈国内旅行費用〉〈海外旅行費用〉〈ゴルフ費用〉〈社交ダンス費用〉（公財）日本生産性本部「レジャー白書2023」
【P34】
〈老後の生活費〉厚生労働省「令和5年簡易生命表」、（公財）生命保険文化センター「2022（令和4）年度生活保障に関する調査」、夫60歳、妻55歳時点の平均余命にて当社試算。なお、妻1人期間の生活費用は2人の生活費×70%にて計算。
〈医療費〉厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」をもとに、女性60歳時点の平均余命で当社試算。
〈介護費用〉（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成。
〈お墓建立費用〉（一社）全国優良石材店の会「第36回（2023）全国統一全優石 お墓購入者アンケート調査」より墓石購入額の全国平均値。
〈葬儀費用〉（株）鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査」（2024年）基本料金、飲食費、返礼品の合計。
〈相続税額〉 国税庁「令和4年分相続税の申告事績の概要」相続税額は税額合計を相続税の申告書（相続税額があるもの）の提出に係る被相続人数で割ったもの。
【P35】
〈年金制度の概要〉厚生労働省、（公財）生命保険文化センター、日本年金機構
【P36】
〈年金額シミュレーション〉2024年8月現在の公的年金制度をもとに当社試算。
【P37】
〈繰上げ・繰下げ受給した場合の損得の分岐年齢〉2024年8月現在の公的年金制度をもとに当社試算。
【P59】
〈三井住友信託ファンドラップ（8資産分散型）と国内株式の推移・局面別リターン（2009年2月12日～2024年7月31日）〉〈三井住友信託ファンドラップ（8資産分散型・中庸）の運用期間別リターン（2009年2月12日～2024年7月31日）〉Bloombergのデータをもとに当社作成。国内株式：TOPIX（配当込）。中段１～３のグラフは各グラフの開始日を100として指数化の推移を表示。
【P61】
〈国内で消費されるモノ・サービスのうち輸入品が占める割合〉内閣府「統計表（四半期別GDP速報）2023年」をもとに当社作成。

注意事項

◆投資信託に関してご注意いただきたい事項

投資信託におけるリスクについて

投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

投資信託にかかる費用について

投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用(申込手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。
これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

その他重要なお知らせ

投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。
預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。
当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

◆証券(投資信託・国債)口座に関してご注意いただきたい事項

当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

◆投資一任運用商品に関してご注意いただきたい事項

投資一任運用商品におけるリスクについて

投資一任運用商品は投資信託を主な投資対象として運用を行うため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資一任運用商品をご契約のお客さまが負うことになります。

お客さまにご負担いただく費用について(以下、料率については税込みにて表示しています。)

お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(投資顧問報酬)と、間接的にご負担いただく費用(投資対象に係る信託報酬等)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

(1)直接ご負担いただく費用
投資顧問報酬には、固定報酬と成功報酬があり、固定報酬はお客さまの運用資産の時価評価額に対して最大年率1.760%を乗じた額、成功報酬は運用成果の16.5%をお支払いいただきます。

(2)間接的にご負担いただく費用
投資対象となる国内投資信託については、信託報酬をご負担いただきます。また、投資信託により購入時・解約時に信託財産留保額をご負担いただく場合があります。外国投資信託については、運用報酬や資産保管会社の報酬が運用資産より差し引かれます。また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。

これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。

その他の重要なお知らせ

投資一任運用商品は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。ご契約のお申し込みの有無がお客さまと当社との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

◆NISA制度(少額投資非課税制度)およびNISA口座に関してご注意いただきたい事項

NISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。(1年単位で金融機関変更可能)
非課税口座開設届出書により開設したNISA口座について、二重開設が判明した場合は買付した投資信託は当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は遡及して課税されます。
NISA口座には、特定累積投資勘定(以下つみたて投資枠)と特定非課税管理勘定(以下成長投資枠)の2つの勘定が同時に設定されます。年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円までです。
生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)までです。また、非課税保有限度額は購入金額(簿価金額)で管理されます。
当社におけるつみたて投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託のうち当社がつみたて投資枠で投資可として選定したものに限ります。また、投資方法は積立投資に限られます。
当社における成長投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした安定的な資産形成に適した公募株式投資信託のうち、当社が成長投資枠で投資可として選定したものに限ります。上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っていません。
非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。
NISA口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、分配金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。
つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年1回通知します。また、つみたて投資枠を設けた日から10年後、および以後5年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、NISA口座での新たな投資はできません。

◆外貨預金に関してご注意いただきたい事項

外貨預金におけるリスクについて

外貨預金は外国為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。
為替変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。

外貨預金にかかる費用について

円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(払戻時)は、為替手数料(1通貨単位当たり最大片道1円、往復2円)がかかります。為替手数料は当社所定の為替換算レートに含みます。
外貨送金を伴うお預入れ・払戻しには、別途、当社所定の外国送金手数料等がかかることがあります。

外貨積立サービスについて

為替手数料が0銭となるのは、預入時のみとなります。外貨普通預金からの払戻時は当社所定の為替手数料がかかります。外貨積立サービスは、三井住友信託ダイレクトでのお手続きはできません。

その他重要なお知らせ

外貨預金は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
外貨預金に関して、外貨建て現金、外貨建て小切手、外貨建てトラベラーズ・チェックによるお預入れ・払戻しはできません。
外貨定期預金を中途解約する場合、お預入日または前回継続日から中途解約日までの利息は、当社所定の中途解約利率で計算します。
ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面(商品説明書)を必ず、ご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しております。

◆生命保険に関してご注意いただきたい事項

生命保険は預金とは異なり、元本および利回りの保証はありません。
また、生命保険は預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。外貨建での最低保証がある商品の場合でも、為替相場の変動により、円換算後の金額では損失が生じるリスクがあります。
市場価格調整(MVA)を利用した保険商品の場合、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額に反映されるため、市場金利の変動により、損失が生じるリスクがあります。
詳しくは商品ごとの「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)等」でご確認ください。
一部の商品については、ご契約時にかかる費用のほか、ご契約後も毎年、保険契約関係費用、運用関係費用等がかかります。また、商品や選択いただく特別勘定、年金の受取方法等によって異なりますので表示することができません。
また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく費用等はこれらを足し合わせた金額となります。
外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受け取りにあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種費用とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取り扱いが異なりますので表示することができません。
各商品にかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)等でご確認ください。
保険商品は引受保険会社が保険の引き受けを行う商品であり、当社はお客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引き受けや保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。
引受保険会社が経営破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象となりますが、この場合にも死亡保険金額、解約返戻金額、年金額等が削減されることがあり、損失のリスクがあります。
保険契約のお申し込みの有無がお客さまと当社との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申し込み状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
保険商品によっては被保険者さまの健康状態について書面による告知や医師による診査をお受けいただく必要がございます。告知の内容や診査の結果によっては契約をお引き受けできない場合があります。また、健康状態について正しく告知されない場合等、保険金や給付金が支払われないことがあります。
ご契約のお申し込みにあたっては、最新の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、商品パンフレット、ご契約のしおり・約款等を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。
詳しくは、生命保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

◆不動産に関してご注意いただきたい事項

お客さまのご依頼により三井住友トラスト不動産(株)を紹介させていただく場合があります。三井住友トラスト不動産(株)は三井住友トラストグループの不動産仲介会社で、当社と連携して不動産にかかわる各種サービスを提供しております。価格査定は、不動産の鑑定評価に関する法律にもとづく不動産の鑑定評価ではありません。ご相談内容等によりましては、お取り扱いできない場合があります。

◆ハウジングウィルに関してご注意いただきたい事項

自筆証書遺言はお客さまご自身で見本を参考にすべて自署いただいたうえで押印して作成ください。
自筆証書遺言に財産目録(自宅の情報を記載したもの)を添付する場合は、原則として登記情報に署名、捺印したものをご利用ください。
三井住友信託銀行は、お客さまの自筆証書遺言を封緘した状態でお預かりします。
本サービスでお預かりする自筆証書遺言の、法律上の要件の充足状況については、チェックリスト等を用い、お客さまご自身に確認いただきます。また、自筆証書遺言の対象は自宅に限定していますが、財産状況によっては相続人に遺留分侵害請求権が発生し、当該相続人から遺留分侵害請求される可能性があります。三井住友信託銀行は、本サービスでお預かりする自筆証書遺言の有効性や内容について責任を負いません。
ご親族等と将来ご相続にあたって紛争となる懸念が高い場合は、自筆証書遺言をお預かりすることはできません。
お客さまには、予め「死亡通知者」をご指定いただきます。「死亡通知者」には、本サービスご契約時に当社へ承諾書をご提出いただきます。「死亡通知者」には、お客さまの相続開始時に当社へお客さまの死亡を通知いただき、検認手続きに要する実費(戸籍謄本費用等)をご負担いただきます。
本サービスでお預かりする自筆証書遺言については、検認申し立て後、お客さまに予めご指定いただく「遺言書交付指定者」へ交付します。
本サービスでお預かりする自筆証書遺言は、無料で入れ替え可能です。
お客さまの家族状況、資産状況等の変更により、お預かりしている自筆証書遺言の内容がお客さまのご意向にそぐわなくなった際に、お客さまが自筆証書遺言を書き換えしなかった場合、三井住友信託銀行はその責任を負いません。
本サービスのご契約の際、当社所定の方法によるメールアドレスのご登録が必要になります。
本サービスは中途解約可能です。
相続が発生することなく住宅ローンが完済となった場合には、自筆証書遺言はお客さまご本人に返却し、本サービスは終了します。

◆新型金銭信託<フューチャートラスト>に関してご注意いただきたい事項

信託報酬について

〈設定時報酬〉かかりません。〈運用報酬〉募集要項記載の収益分配金交付日に、当該日を収益分配金交付日とする信託元本の合計金額に募集要項記載の信託報酬率を乗じ、直前の収益分配金交付日(初回は信託設定日)から当該収益分配金交付日までの実日数に応じて計算された金額を、合同運用財産の中から収受します。なお、信託財産の

注意事項

運用による収益から諸経費、運用報酬、収益分配金等の所要のお支払いをした後に、信託勘定に残余金が発生した場合、当該残余金を追加信託報酬として収受することがあります。

中途解約について

本商品は中途解約できません。お客さまから信託期間満了予定日よりも前に本商品の解約をお申し出いただいた場合、当社でやむを得ないと認めた場合、中途解約に応じることがあります。その場合であっても、一部のみの中途解約はできません。当社による解約金のお支払いには一定の日数を要します。解約時期に関わらず、当社は、解約金として、信託元本から支払済み収益分配金（税引後）相当額を控除した金額を交付します。
詳しくは窓口またはホームページにてご確認ください。

◆人生100年応援信託〈100年パスポートプラス〉に関してご注意いただきたい事項

ご利用いただける方について

個人のお客さま(ただし、三井住友信託ファンドラップ投資一任契約の契約者または当社で一定額以上の投資信託(投資一任契約に基づく投資信託を除く)をお持ちのお客さまで、国内居住の方に限ります)で、本信託のまかせる支払機能をお申し込みいただけるお客さま

信託報酬等について

【設定時報酬・追加信託時報酬】信託金額に対して1.10%（＊）（上限110万円）＊信託金額×1.00%（1円未満切り捨て）＋消費税等で計算します。
【管理報酬】管理報酬支払いプラン（【ベーシックプラン】月5,500円（税込）または、【そなえるプラン】月8,800円（税込））からご選択いただきます。
【運用報酬】毎年3・9月25日に運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を当社は収受します。これは、指定金銭信託約款に定める指定金銭信託（一般口）の信託報酬です。
詳しくは、当社本支店またはホームページをご確認ください。

◆おひとりさま信託（金銭信託タイプ・生命保険タイプ）に関してご注意いただきたい事項

おひとりさま信託には所定の信託報酬がかかります。設定時信託報酬：新規設定時に33,000円（税込）を信託財産からお支払いいただきます。追加設定時には信託報酬はいただきません。運用報酬：毎年3・9月の25日に運用報酬をいただきます。運用報酬額は、運用収益から信託収益と予定配当率に基づき計算してお支払いする、収益金総額等を差し引いた金額とします。終了時信託報酬：110,000円+6,600円×契約年数（一年未満は切り捨て）を信託財産からお支払いいただきます。

生命保険タイプについて

上記に加え、死亡保険受領時に対象となる保険契約が複数の場合、2契約目以降、1契約あたり55,000円（税込）をお支払いいただきます。（ご契約が1契約の場合はお支払い不要です。）

◆遺言信託・スマートゆいごんに関してご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。

遺言信託（執行コース）

手数料等（消費税等込）	プランⅠ（基本手数料を抑えたプラン）	プランⅡ（お支払総額を抑えたプラン）
基本手数料（＊1）	330,000円	880,000円
遺言書保管料	6,600円／年	無料
遺言執行報酬	当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。（最低報酬額：1,100,000円）	当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。（最低報酬額：330,000円）

遺言信託（ペット安心特約付）

ペット安心特約基本手数料（＊1）は、遺言信託（執行コース）基本手数料に、ペット安心特約による追加基本手数料110,000円（税込）を加算した金額です。ペット2頭目から1頭ごとに55,000円（税込）が加算されます。

スマートゆいごん

手数料（消費税等込）（＊2）	
基本手数料（＊3）	220,000円
保管料	6,600円／年

（＊1）別途、公正証書作成費用、自筆証書遺言書の保管に関する費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。基本手数料およびペット安心特約による追加基本手数料は、中途解約された時や当社が遺言執行の就任を辞退した時、ペットが死亡または行方不明となった場合等であっても返戻されません。
（＊2）遺言執行について、遺言執行者のご依頼に基づき当社がお手伝いすることができます。その場合は所定の手数料がかかります。（最低手数料330,000円）
（＊3）別途、公正証書作成費用、自筆証書遺言書の保管に関する費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。基本手数料は中途解約されたときであっても返戻されません。

◆寄付関連商品等に関してご注意いただきたい事項

寄付先については、当社が提示する寄付先候補から当社所定の手続きによりご選定いただきます。但し、当社が特定の寄付先を推奨することはありません。
お選びいただく寄付先候補の活動内容について、当社は一切責任を負いません。
商品によっては所定の手数料がかかります。商品の詳しい内容については担当者へご確認ください。

◆遺産整理業務に関してご注意いただきたい事項

手数料（消費税等込）	
相続手続トータルサービス（終了時）	当社所定の手数料を申し受けます。（最低手数料額：1,100,000円）
相続手続サポートサービス（終了時）	当社所定の手数料を申し受けます。（最低手数料額：330,000円）

どちらのサービスも、遺産整理実行に必要となる実費はお客さまの負担になります。詳しくはパンフレットをご確認ください。（2024年8月末日現在）

◆本資料におけるモデルリターンの作成基準について

本資料における三井住友信託ファンドラップのモデルリターンの作成基準については、三井住友信託ファンドラップの投資対象となる投資信託の基準価額と三井住友信託ファンドラップの各運用コースの基本資産配分比率をもとに、以下の前提にてシミュレーションを行い算出しています。本シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果等を保証するものではありません。

基本資産配分比率の変更、資産内でのファンド組入比率の変更については、お客さまへの比率適用の開始日に全資産に対して実施したものとしています。原則として四半期毎に行っている定例のリバランス（時価変動により乖離した基本資産比率を計画水準まで戻す投資行動）については、実施した月の月初に全資産に対して実施したものとしています。

市場急変時等に、臨時でリバランスを行った場合については、投資行動の開始日に全資産に対して実施したものとしています。

投資信託の売買等により発生する譲渡税等については考慮していません。

投資顧問報酬については、以下の基準で考慮しています。

（モデルリターンの算出期間が2年以内の場合）
年率1.40%（＋税＊）を日割計算して控除。

（モデルリターンの算出期間が2年超5年以内の場合）
シミュレーション開始日から2年間は年率1.40%（＋税＊）を日割計算して控除。2年経過後は固定報酬率が70%に低減されることを考慮し、年率0.98%（＋税＊）を日割計算して控除。

（モデルリターンの算出期間が5年超の場合）
シミュレーション開始日から2年間は年率1.40%（＋税＊）を日割計算して控除。2年経過後からは固定報酬率が70%に低減されることを考慮し、年率0.98%（＋税＊）を日割計算して控除。5年経過後は固定報酬率が当初より50%に低減されることを考慮し、2017年10月1日以降の運用実績においては、年率0.7%（＋税＊）を日割計算して控除。

＊投資顧問報酬は消費税等の税率の変化を反映して計算しています。

現金については、預金等による金利は反映していません。
端数処理の都合上、「各資産の内訳の和」が100%にならない可能性があります。

人生安心パッケージに関してご注意いただきたい事項

団体ガン保険、団体介護保険および普通傷害保険について

団体ガン保険および団体介護保険の保障開始日は、三井住友信託ファンドラップ・三井住友信託SMAの対象取引（新規、増額のご契約または三井住友信託ファンドラップの運用資金待機コースからの運用再開）の運用開始日翌月1日を加入期間の初日とし、加入期間の初日から起算する待機期間（3カ月）満了日の翌日からとなります。また、普通傷害保険は、上記対象取引の運用開始日の翌月1日を加入期間の初日とし、保障を開始します。本保障サービスは、カーディフ損害保険株式会社を引受保険会社とする保険商品です。本資料は、商品の概要について説明しています。さらに詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合などについては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

人生安心パッケージの引受保険会社に関する情報

カーディフ損害保険株式会社
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9階
カスタマーサービスセンター
TEL：0120-223-628
受付時間 9：00～18：00（祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日）

公的年金税務に関してご注意いただきたい事項

公的年金に関しては2024年8月末日現在の制度に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、年金事務所または社会保険労務士などにご相談ください。
税務に関しては2024年8月末日現在の税制に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、所轄の税務署もしくは税理士などにご相談ください。

各サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。
なお、各サービスは予告なく終了する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

販売会社に関する情報

商号等	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人　日本投資顧問業協会 一般社団法人　金融先物取引業協会

三井住友信託銀行のお客さま本位の 取組状況

三井住友信託銀行（以下、当社）は、三井住友トラストグループ（以下、当グループ）の
存在意義（パーパス）を共通の思いに据え、お客さま・社会とともに成長し続けることを目指します。

三井住友トラストグループの存在意義（パーパス）

信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる

当グループでは、パーパスの実現のために「お客さま本位の徹底」をはじめとした行動規範を役職員に共有しています。これを実践・徹底していくために、「三井住友トラストグループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」（以下、取組方針）を策定し、その取組状況を定期的に公表しています。
当社は、この取組方針に定めるグループの基本方針（行動原則）を実践し、お客さまの最善の利益を追求します。

三井住友トラストグループの基本方針（行動原則）

1. お客さま本位のコンサルティングの実践
2. わかりやすい情報提供
3. お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供
4. お客さま本位の徹底と専門性の向上
5. 信託グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供
6. お客さまの安心と満足、社会・経済への貢献

1 お客さま本位のコンサルティングの実践

お客さま一人ひとりの人生と真摯に向き合い、ライフステージや資産状況などを踏まえ、これまで当社が培ってきた知見を活かしたご提案とアフターフォローを内包したトータルコンサルティングに取り組みます。

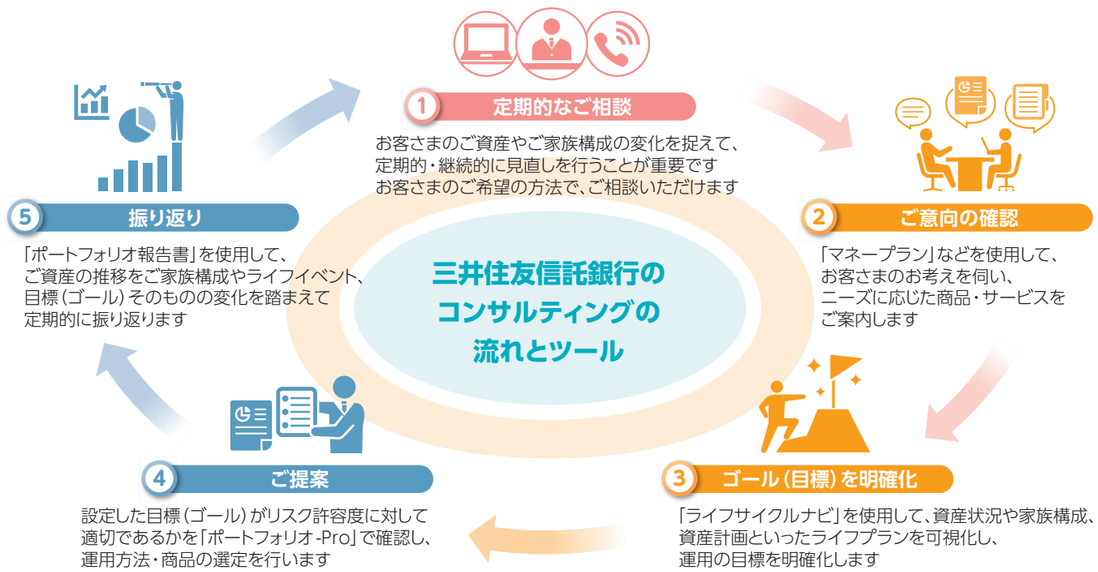

平日夜間や休日営業、オンライン相談の利用拡大

- 幅広いお客さまにコンサルティングの機会をご提供できるよう平日15時以降や休日における相談窓口を開設しています。
- ご自宅などからお気軽にご相談いただける「オンライン相談」を全店舗で実施しております。引き続き、お客さまの利便性や品質向上に努めてまいります。

2 わかりやすい情報提供

- お客さまのご理解に合わせたわかりやすい説明と、ご成約後の定期的なフォローアップにより、重要な情報を適切にわかりやすく提供しています。
- パンフレットや資料などの「わかりやすさ」「伝わりやすさ」の改善に取り組んでいます。

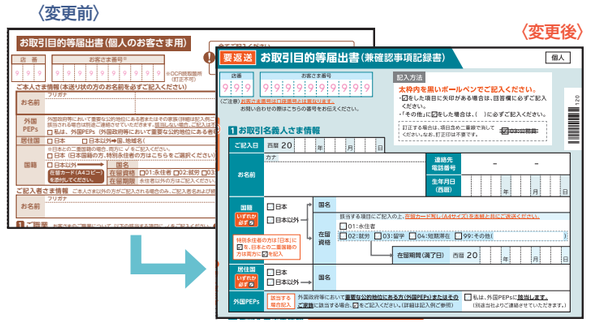

3 お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供

お客さまのニーズにお応えできるよう、信託関連商品・運用関連商品について、質の高い商品・サービスを取り揃えています。

（図1）信託関連商品を保有されているお客さま数＊（3月末）

資産承継にそなえる「遺言信託」や判断能力の低下などにそなえる「人生100年応援信託」などの信託関連商品を保有されているお客さまは、合計で約7.4万人となりました。

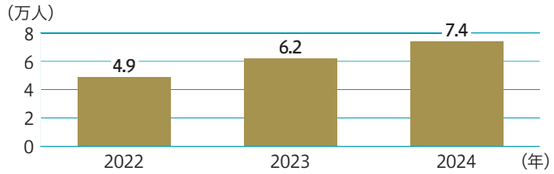

（図2）投資信託・投資一任運用商品・保険の残高（3月末）

トータルコンサルティングを通じて、運用関連商品のお取引が広がっています。

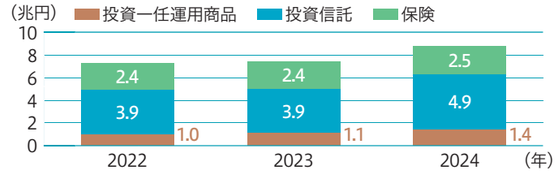

＊当社で「遺言信託」「民事信託サポート」「人生100年応援信託」「おひとりさま信託」を保有されている件数。

（図3）運用損益別お客さま比率（共通KPI＊）（3月末）

2024年3月末時点で、運用損益がプラスのお客さま比率は、投資信託で91%、ファンドラップで99%となっています。

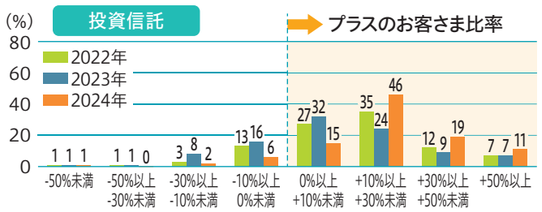

	2022年3月	2023年3月	2024年3月
プラスのお客さま比率	82%	72%	91%

投資信託の運用損益がプラスのお客さま比率は全体の91%

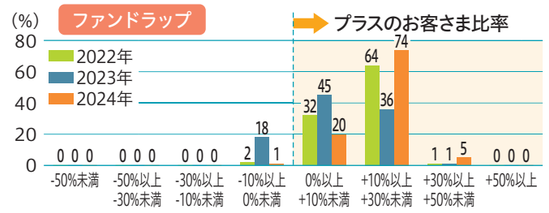

	2022年3月	2023年3月	2024年3月
プラスのお客さま比率	98%	82%	99%

ファンドラップの運用損益がプラスのお客さま比率は全体の99%

＊金融庁公表の定義（「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの定義」）に沿って算出しています。
端数処理の関係で、比率の合計が一致しない場合があります。

お客さまの最善の利益の追求に適う投資信託・保険商品の選定

当社が提供する投資信託・保険商品を選定する際には、第三者機関による調査・分析を活用し、一定以上の評価がなされているものを採用するなど選定基準を定めています。当グループ内の資産運用会社の商品や、手数料の多寡にとらわれることなく幅広い候補の中から品質の高い商品を選定しています。また、選定後も選定時点における品質が維持できているかを継続的に検証しています。

三井住友信託銀行のお客さま本位の 取組状況

4 お客さま本位の徹底と専門性の向上

お客さま本位の浸透

パーパスの実現を目指した社長・役員による全国の営業店部向けキャラバン活動に加え、全ての営業店部において「お客さま本位の業務運営」に関する勉強会やディスカッションを定期的に開催するなど、お客さま本位の活動の周知・浸透を図っています。

業績評価体系

社員一人ひとりがお客さまの資産形成・運用・管理にしっかりと取り組んでいくことを後押しするため、販売収益目標を廃止し、お客さまへのコンサルティングや販売後のフォローアップ、資格取得などお客さま本位の業務運営を業績評価に反映する体系を整備しています。

専門性の向上

お客さまから信頼され、安心してご相談いただけるよう、高い専門性をもつ人材の育成に取り組んでいます。

分野	資格等	2024年3月末
資産形成のお手伝い	FP技能士（1級、2級）、CFP、AFP、金融渉外技能審査（1級、2級）	7,222名
不動産売買等のお手伝い	「宅地建物取引士」合格者数	6,076名
ご高齢のお客さまへ 適切なコンサルティングの提供	銀行ジェロントロジスト認定者	3,991名
相続・遺言・遺産整理等のお手伝い	財務コンサルタント・トラストコンサルタント数	293名

三井住友信託銀行のコース社員のうち、上記資格試験の合格者数

5 信託グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供

一層多様化・複雑化するお客さまのニーズへ、信託・銀行機能の融合による総合力やグループ内の多彩な信託機能を効果的に活用することで、信託グループとして多様なサービスをご提供し、お客さまの人生に寄り添うベストパートナーとなることを目指しています。

人生100年応援信託〈100年パスポートプラス〉

人生100年時代、大切なご資金を運用しながら、将来の認知症や健康の不安にそなえることができる信託商品です。
ワンパッケージの4つの信託機能と多様なサービスを通じ、さまざまな場面でお客さまに「安心」をご提供します。

おひとりさま信託

万一のことがあった場合、葬儀の実施や家財の整理など身の回りのこと（死後事務）をトータルでお手伝いします。
計画的にエンディングを迎えたい方にぴったりの商品です。

人生100年応援信託〈100年パスポートプラス〉、おひとりさま信託には所定の信託報酬がかかります。詳しくは最新の商品パンフレットまたはホームページにてご確認ください。

6 お客さまの安心と満足、社会・経済への貢献

お客さまの評価

お取引いただいているお客さまを対象に、アンケートを実施しています。アンケート結果から見えた課題に対し、改善に取り組み、商品・サービスの品質向上に役立てています。2023年度は、合計25,490名のお客さまから回答をいただき、銀行最高水準の評価をいただきました。

◆三井住友信託銀行と銀行業界平均のCX指標

銀行業界平均		三井住友信託銀行
5.69	+0.52	6.21

CX指標とは…
「継続意向」「取引意向」「推奨意向」の3つを組み合わせた、お客さまロイヤルティを測る指標のひとつです。

出所：CX指標は、株式会社野村総合研究所のCXMM®に準拠しています。CXMM®は株式会社野村総合研究所の登録商標です。
銀行業界平均は株式会社野村総合研究所が実施したFD/CXベンチマーク調査2023年度版の結果です。

ファイナンシャルウェルビーイングの実現

人生100年時代におけるさまざまな課題に対して、信託銀行ならではの知見をもとにした適時適切な情報発信を通じて、ファイナンシャルウェルビーイング＊の実現に取り組んでいます。

＊ファイナンシャル ウェルビーイングとは、安心して健やかに生きていくために、お金についての不安をとりのぞき、お金との健全な向き合い方ができている状態のことです。

スマートフォンアプリ

アプリの詳細はこちら！

掲載のアプリ画面は実際のものと異なる場合があります。

スマートフォンアプリ「スマートライフデザイナー」では、資産形成に関する情報をまとめて提供しています。

Point
- 理想のライフプランを実現するために必要なお金を確認することができます！
- 家計簿機能で収支バランスや金融資産の状況を自動で把握することができます！
- 資産形成やライフプランに関するお得で役立つ情報をお届けします！

ご利用にあたってのご注意事項等は当社ホームページをご確認ください。

金融リテラシーの向上

金融に関する知識やトラブル事例を学ぶことで、お金との上手な付き合い方を身につけることなどを目的に、当社社員が小学校・中学校・高校に出向き、生徒の皆さまに向けて授業を実施しています。
2023年度は、116校、約15,000名の方が参加しました。

- 本資料の詳細は、当社ホームページ「お客さまの「ベストパートナー」を目指すための取り組みの実施状況と成果指標（KPI）」をご参照ください。
- この文書は、当社のお客さま本位の取り組みの状況を公表することを目的とするものであり、金融商品、サービスの勧誘を目的としたものではございません。

MEMO

三井住友信託銀行

- 本資料は三井住友信託銀行が信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料の記載内容、データ、図表等は、作成時のものであり、今後予告なしに変更される場合があります。また、本資料に掲載されている実績値、シミュレーション、予測、見通し、見解等のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 本資料の公的年金・税務に関する記載内容は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、個別のご相談につきましては、所轄の年金事務所、税務署もしくは税理士などにご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、今後の改訂等により、取り扱いが変更となる可能性があります。
- 最新のデータについては営業員にお尋ねください。

https://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

UD FONT

P2867-02